

第九十六回国会 農林水産委員会 議 録 第十六号

昭和五十七年四月二十日(火曜日)
午前十時四分開議

出席委員

委員長 羽田 孜君
理事 龜井 善之君
理事 渡辺 省一君
理事 松沢 俊昭君
理事 上草 義輝君
理事 狩野 明男君
理事 木村 守男君
理事 北口 博君
理事 工藤 巖君
理事 近藤 元次君
理事 志賀 節君
理事 塚原 俊平君
理事 保利 耕輔君
理事 山崎平八郎君
理事 串原 義直君
理事 田中 恒利君
理事 日野 市朗君
理事 吉浦 忠治君
理事 近藤 豊君
理事 寺前 巖君
理事 阿部 昭吾君

委員外の出席者

農林水産省畜産局長 石川 弘君
農林水産技術会 岸 國平君
議事務局長 佐藤 素祥君
経済企画庁調整局長 松浦晃一郎君
局経済協力第一課長 外務省経済協力局政策課長 内田 勝久君
外務省経済協力局技術協力第一課長 朝比奈秀夫君
大蔵省国際金融局投資第二課長 勝谷 祐一君
文部省学術国際局研究機関課長 照山 正夫君
通商産業省通商政策局経済協力課長 有松 晃君
参 考 人 (国際協力事業団理事) 小沼 勇君
農林水産委員会調査室長

出席政府委員

農林水産大臣 田澤 吉郎君
農林水産大臣官房長 角道 謙一君
農林水産省経済局長 佐野 宏哉君
農林水産省構造改善局長 森実 孝郎君
農林水産省農蚕園芸局長 小島 和義君

委員の異動

四月二十日
補欠選任
太田 誠一君
菅波 茂君
高橋 辰夫君
三池 信君
神田 厚君

同日

補欠選任
工藤 巖君
古賀 誠君
古賀 誠君

同日

狩野 明男君
補欠選任
高橋 辰夫君

四月十五日

飼料米の転作作物として認定に関する請願(小沢一郎君紹介)(第二二一九号)
農畜産物の輸入抑制措置に関する請願(近藤元次君紹介)(第二一八七号)
チチュウカイミバエの侵入阻止に関する請願(近藤元次君紹介)(第二一八八号)
同月十六日

同日

畜産経営の安定強化に関する請願(井出一太郎君紹介)(第二三七六号)
同(小沢貞孝君紹介)(第二三七七号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第二三七八号)
同(串原義直君紹介)(第二三七九号)
同(倉石忠雄君紹介)(第二三八〇号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二三八一号)
同(清水勇君紹介)(第二三八二号)
同(下平正一君紹介)(第二三八三号)
同(中村茂君紹介)(第二三八四号)
同(羽田孜君紹介)(第二三八五号)
同(宮下創平君紹介)(第二三八六号)
農産物の輸入規制に関する請願(井出一太郎君紹介)(第二三八七号)
同(小沢貞孝君紹介)(第二三八八号)
同(唐沢俊二郎君紹介)(第二三八九号)
同(串原義直君紹介)(第二三九〇号)
同(倉石忠雄君紹介)(第二三九一号)
同(小坂善太郎君紹介)(第二三九二号)
同(清水勇君紹介)(第二三九三号)

同(下平正一君紹介)(第二三九四号)
同(中村茂君紹介)(第二三九五号)
同(羽田孜君紹介)(第二三九六号)
同(宮下創平君紹介)(第二三九七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件
農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)
種苗法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一号)

○羽田委員長

これより会議を開きます。
農用地開発公団法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。
本案審査のため、本日、国際協力事業団理事有松晃君を参考人として出頭を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○羽田委員長

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○羽田委員長

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中恒利君。
○田中(恒)委員 公団法の審議に当たりまして、本来の公団業務の基本であります農地の拡大問題につきまして、まずお尋ねをいたしたいと思います。
わが国は国際的に見ましても大変急峻な地形を持つておりますけれども、農用地に活用されてお

る国土面積の割合は必ずしも高くございません。特に、昭和三十六年以降日本経済の高度成長の段階で工業化への国土の利用が拡大をいたしまして、農地が多いときには四万ヘクタールから五万ヘクタール近く、今日でも大体二万二、三千ヘクタールずつおぼされておるわけでありまして、農用地の総面積というものが年とともに減つてきておるわけでありまして。ここが何と云つたつて農政の一番大きなポイントだと思つておられますが、農地の造成、特に、公団法制定の背景になつております草地造成も含めて、農用地としてわが国の国土をどのように拡大利用していくかということにつきまして、まず、大臣の所信のほどをお尋ねをしておきたいと思ひます。

○田澤国務大臣 御承知のように、私たちは、いま内外の非常に厳しい情勢の中でいわゆる食糧の自給率を確保しなければならぬと考えているのでございまして、そのためにはやはり中長期的な展望に立つて生産性の向上を高めなければいけません。そのためには、一つには技術の開発、普及が必要でございまして。もう一つは経営規模の拡大をしてまいらなければならぬ。いま御指摘のように、戦後、高度経済成長によりまして農用地は減少の傾向をたどつておるわけでございまして、私たちは、わが国の食糧の自給率の確保のためには、農用地の拡大ということを今後とも柱として進めてまいらなければいけません。いま現に、水田利用再編対策を進めておりますのも、転作作物をできるだけ活用して農用地の縮小にならないような手段を進めておるわけでございまして、今後とも私たちは農用地の拡大のために最大の努力を払つていかなければならない。わが国の国土の現状からして、農用地はともすれば御指摘のような状況になりがちでございまして。そういうようなことをないよう、常に農用地の確保のために努力をしてまいらなければならぬと考えております。

○田中(恒)委員 土地拡大の意思、それに向かつての大臣の御所信はよくわかるのですけれども、

事実問題としては、農用地は年とともに縮小をしておるといふのが現実でありまして、たくさんむずかしい問題はあるでしようが、やはり土地の拡大というところに踏み込んでいただかなければいけません。昨年の農業白書——ことしの農業白書を実はまだよく見ておりませんが、農業白書の展開の仕方などを見ましても土地問題、特に、土地の拡大政策、こういう部面の政策なり記述というものはだんだん少なくなつてまいりまして、いわゆる農家経済、農産物、流通、こういう視点が非常に強まつてきているのじやないかと私は心配をしておるものであります。土地問題にいたしましては、いま大臣言われましたように、土地の利用率を高めて、いわゆる農地の回転率を高くして実質的な土地利用を深めていく、こういう視点は出てきておるようではございますが、土地そのものを拡大していくというところは非常に弱い、そんな感じがしてなりません。

そこで、将来、わが国の国土の中で政府は、農用地の開発について具体的にどの程度までは開発可能であると見ているか。もちろん、金も要るし手間もかかります、期間も相当かかりますが、一体わが国の国土面積の中でどれだけ農用地は造成拡大するんだ、こういう目標を持つておられるのか、具体的に答えたいだと思ひます。

○森実政府委員 お答え申し上げます。昭和五十一年度の実施いたしました農用地開発可能地の調査というのがございまして、ここでは二百八十万ヘクタールという開発可能地を報告しております。ただこれは、傾斜度が三十度以内であるとか生育の限度内であるとか一団地も五ヘクタール以上であるというきわめて大まかな条件の中で総面積を推計しているものでございまして、したがつて、現実の問題といたしましては、開発コスト、これは主として集落からの距離と傾斜度、特に、十五度以上の傾斜度の場合は非常に問題があると思ひますが、そういう関係とか林業生産との調和という問題、自然保護との調和等を頭に置かなければなりませんので、私どもは、やはりこ

れよりははるかに小さい数字であるというふうな考えざるを得ないと思つております。

現在、先生御指摘のように、実は農用地の自然破壊及び人為破壊、人為破壊が主力でございまして、これがかつての四十年代の高度成長時代からかなり鈍化したしまして、七万ヘクタール程度年率であつたものが、現在は四万ヘクタール前後というところまで落ち込んできております。しかし、遺憾ながら過去の実績では、農用地の開発面積は最近どうにか完了地区がふえてまいりまして三万ヘクタールの大台を超えるようにはなりましたけれども、まだ、いまのままでいくならば、やはり破壊が若干とはいへ造成を上回つていくという現実があるわけでございまして。私ども、長期の農産物の需給の見通しというものを頭に置いて考える限り、おおむね現在の五百四、五十万ヘクタールの農用地の確保は、日本の農業生産の維持を図るためには必要であらうという認識を持つております。

そういう意味においては、トータルとしての数字もさることながら、一方においては、どうやつて農用地の破壊を合理的によくしていくか、他方においては、農用地の造成についてスピードアップを図つていく、その造成のための投資を確保していくということが重要な課題であらうと思つております。そういう観点で、現在の農用地の面積規模を大体確保するということを現実的な目標として造成に努めてまいりたいと思つております。

○田中(恒)委員 可能面積は二百八十万ヘクタールということ調査の中から出されておるようですが、しかし、実際問題としてはそこまでするのかいかなというところもよくわかるし、私どももかつて、わが国の国土の中で農用地拡大可能面積はどれだけあるかということいろいろ関係者の御意見をお聞きしたことがありますが、やはり百万から四百、五十万ヘクタールは可能ではないかという大まかな推測を立てております。しかし、いま指摘されたように傾斜度の問題もあつて、内容としては草地づくりと畑作だらうという大まか

なあれは持つておるわけですが、政府の方では、やはりきちんとした十年目標でこれだけの土地を拡大していくといったようなものはないのですか。

○森実政府委員 本年度で終了いたします土地改良長期計画を来年度から新しい計画に変えていかねければならぬ、そのための準備を進めておるわけでございまして。この長期計画は、他の公共事業の計画同様ノミナルな予算額というものが計画自体の本体にはなりませんが、私どもとしては、そのバックデータとしては、具体的に、どの程度まで圃場整備をやつていくかとかどうやつて農業に必要な水資源を確保していくかということと並んで、先生御指摘の農用地の確保という観点に立つての農用地の造成についての一つのガイドラインをつくつていかなければならぬし、また、それを前提としてわれわれも計画を積み上げなければならぬだらうと思つておるわけでござい

ます。なかなか財政事情が厳しい状況もございまして、年々基盤整備事業の關係の予算が伸び悩む中で、一方では工事単価も上昇しているということ、ノミナルにはともかく、リアルベースではかなり伸び悩んでいる点もございまして、そういう点を頭に置きまして、極力必要最小限度の農用地の造成が織り込める計画ということを土地改良長期計画の見直しに当たつても頭に置いてまいりたいと思つております。

○田中(恒)委員 土地改良長期計画ですが、本年度一応終了いたしますものを見ると、圃場整備は、金額じゃなくて実質面積ベースでいくと約半分しかできていない。畑地については一六・七％造成地についても四二・三％程度の面積にとどまつておる。経済が進展し単価が上がつてくるわけですから、結局こういうことになるわけなので、なかなか計画どおり実施は進んでいない。そこへ加えて行革、それからこの四、五年來の基盤整備なり圃場整備なりあるいは公団の予算を見てみると、年とともに実質的な低下の状況がうかがえる

わけでありませう。

こういう情勢の中で、一方われわれが農政に何を望むかということに個別に聞いてまいりますと、やはり基盤整備というのは非常に強い。土地の基礎条件を整備してほしいという声が非常に強く、たとえば、町村や県などからも農林省に対しては新しい基盤整備の個所が次から次へとあふさつてきておる。ところが、いま実施しておるものは、三年でやるというのが大体五年ぐらいかからなければできないということになっておるわけでありまして、現実にはこういう現状を一応認めねばならない。そういう中でいかなる行政手法で圃場整備なり基盤整備なりあるいは公園の土地造成事業というものに取り組んでいくのか。いま臨調では、土地に対する国の政策は融資に切りかえるべきだ、基盤整備については融資に切りかえるべきだ、こういう意見がちらほらしているということも聞いておるわけでありませう。本来、農地に対する国の政策というのは、農地は私有だから個人に補助金を出すのはおかしいという論理のようでありませう。しかし、われわれは、農地について投下せられた資本は農産物生産の増になつて、価格という形になつて国民経済にはね返つてくる、こういう観点をとるとやはり従来の補助金というものを軸に取り組まなければいけない、こういう考え方を持つておるわけでありませうが、この問題も含めて御答弁いただきたいと思つてわけです。

○森実政府委員 ただいま御指摘のように、非常に厳しい財政事情の中で、一方では、単価が上がつていく中でリアルベースで計画の達成を図つていくということ、私どもも率直に言つてなかなかむずかしい状況にあるということも否定できません。しかし、先生御指摘のように、基盤整備事業の適確な実施ということが今後のわが国の農政の推進上その基軸になりまます構造政策のアルファであり、オメガであらうと私も思つておるわけでございます。そういう意味で、実は本年度の予算におきましては総額八千九百九十七億円という

ことで、全く若干ではございますが、前年よりふえた予算を計上すると同時に、特に現実的には継続事業の着実な実施を図つて事業効果の早期発現を図る、それぞれの地域において構造政策効果が早期に発現できるようにするという視点に立ちまして新規事業の抑制に努めることとしておるわけでございます。今日の財政状況等を考えますと、あらゆる機会をとらえて基盤整備事業の予算の確保ということにつきましては私ども農林省としても努力をしなければならぬ重要課題であらうと思ひますが、当面は、工期が年々延伸しつつある現実というものを頭に置きますと、少なくとも現在より工期が延長しないようにということに頭を置き、できれば継続地区を一年でも早く完成させるようにという積極的要素も取り入れて、新規採択枠の抑制は当然持続的に継続をせざるを得ないだらうと思つております。

そこでもう一つ、御指摘の融資への切りかえ問題でございます。臨調の第一次答申では、いわゆる私有財産の形成に非常に密着している圃場整備については、一部融資への切りかえを考えたかどうか、検討したらどうかという御指摘があつたことも事実でございます。しかし、今日の農業を取り巻く環境を考えますと、私ども、農家の負担能力ということから考へて補助を融資に切りかえるということとはなかなか至難である。たとえば、極端に言つて、無利子資金をつくらうとかなんとかという議論であれば話は別でございますが、融資といつても極端な低利資金を考へる、長期資金を考へるということとは全く補助と同じ財政負担を伴うわけでございます。また融資制度自体の通常の制約もあることで許されないうらと思ひます。そういう意味ではなかなか困難だらうと思つておりますが、しかし、先ほどの御指摘もありませうで事業の収益性、公共性、農家の負担能力それから円滑な推進への影響ということも含めて総合的に検討しておりますが、やはり圃場整備事業についても土地改良事業全体についても、現在の補助体系を基本として考へるという大筋は変へること

はできないし、また、変へるべきではないという認識を持つております。

○田中(恒)委員 私も、いま局長の御答弁のような方法でしか処理できないのかと思つております。特に、基盤整備なり圃場整備についての融資への切りかえというものは厳しくそうならないようにしていただきたい、そういう要求を強く申し上げておきたいと思ひます。

公園の開発事業が行われておるわけですが、四十四カ所現在で上がつたもの、実施中のものがございませうが、これを見ますと、岩手、北海道、福島、大分、熊本、鹿児島、沖縄、七道県で約八二%を占めておるわけですね。県によつては全然やれてないところもあるわけですね。こういう地域のアンバランスは一体どこに原因があるのか。採択基準の問題なのかあるいはその他の条件があるのか、公園事業の地域的なアンバランスが現在起きておると思いますが、これはどういう理由なのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○森実政府委員 現在、農用地開発事業につきましては国営、県営、団体営の事業種類のほかに公園営事業があるわけでございます。この公園営事業は最も規模の大きいものでございまして、大家畜の多頭飼育を中心にしていわば十分な飼料基盤を持った畜産形態を創設することをねらいとしておる事業でございます。したがつて、どうしても低、未利用地が広範に存在する地域であり、現実的には大家畜畜産の適地というものに限られてござるを得ない。そういう意味においては北海道、東北、九州等に偏在しているということは論理の問題ではなくて事実の問題と申しますか、資源の賦存量の問題からなつてきておるわけでございます。

ただ、同じ公園事業の中でも規模の大きい広域農業開発は確かに、地域なり県がかなり限定的でございませうが、どちらかというと規模の小さい畜産基地建設事業につきましては北海道から沖縄まで十二道県にまたがつて相当な広がりを持つて実施しているわけでございます。採択基準云々とい

う御議論もあるわけでございますが、私ども採択基準の中で団地要件の問題については実質的な配慮はかなり払つてきたつもりでございます。問題は、農用地開発として適当であるからといって公園事業として特に採択すべきかどうかということ、ただいま申し上げましたような事業の区分からいつても必ずしもイコールでない事業もございませうので、この点は御賢察を賜りたいと思ひわけでございます。

○田中(恒)委員 北海道とか九州、阿蘇を中心とした地帯あるいは東北、そういうところに未利用地域がたくさん存在するだらうということはおわかりませうが、それにしても私どもの中国、四国など全然ありませんが、公園の採択基準に沿う地域がないかといつたらないことはないと思ひます。ね。沖縄ですら二カ所なかなかやつておりませう。私は各県に一つや二つは公園の採択基準に合うものはあると思ひます。ところがこれをみると、北海道は相当広いですが、北海道は割合からいつたらそれほどたくさんないです。むしろ九州とかそれから福島ですか、岩手、そういうところへ何か集中しておるので、これはまだ十分にこの公園の業務が徹底してないといふところもあるだらうし、あるいはいろいろな政治的な動きも加つておるのじやないかという心配もある。具体的にどうこうということも申し上げませんが、国土の中でまんべんなく公園の趣旨に基づき事業が進められるということでない、部分的になりまます割合の大小は多少ありますけれども、やはりこれはちよつと正常ではないのじやないか、こういう気がいたします。これはちよつと気をつけておいてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○森実政府委員 先ほど申し上げましたように、広域の公園営の事業地区は北海道、東北、関東、九州に目下のところ限定されておりますが、畜産基地建設事業につきましては北海道、東北、関東、九州のほかには北陸、中、四国、沖縄も実施しているわけでございます。私ども、現実の資源の賦存

量とそれからそういった土地資源、未利用の開墾可能地があるところで、しかも傾斜度等から見ても、あるいは集落化の距離等から見て、開墾距離が合理的におさまるものということになるとやはり限定せざるを得ないということなんでしょうが、地域的に差を設けて考えるなどという思想はおよそございせん。私どもでもできるだけ前向きに、可能なところは積極的にこれからも取り組んでまいりたいと思っております。ただ、現実には、先ほど申しましたように同じ公団事業でも畜産基地建設事業の方で実施することが適当な団地や自然条件のところは多いのではないだろうかと思っております。御指摘の点も十分頭に置きまして今後の公団事業の展開を考えてまいりたいと思っております。

○田中(恒)委員 次に、海外の農業開発援助について、三、お尋ねをしておきたいと思っております。これから海外の農業開発協力、援助というよりも協力しようが、そういうものは先進国を中心にして、特に、わが国の場合は東南アジア、アジア州に対して非常に強く展開をされていくと思うわけでありますが、これについての基本的な考え方を大臣からまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○田澤国務大臣 御承知のように、いま中、長期的に見て世界の食糧の需給動向というのは非常に不安定でございます。そういう関係もございまして、開発途上国の最近の動きは、食糧の増産あるいは農業開発というものに大きな関心と課題を抱えていると言つて差し支えないと思うのでございます。戦後、田中委員御承知のように開発途上国は近代化のためにいふん努力をし、また、そのための施策をいふん進めてまいりましたけれども、そのことが結局、開発途上国にとってはむしろ農業開発につながる近代開発というものはあり得ないという反省も含めて、最近、食糧増産あるいは農業開発計画に対する、振興というものの対しての要請が非常に強くなつてまいりました。したがつて、わが国といたしましても海外経済援助に対して、特に、食糧の増産あるいは農業

の振興というための技術援助ということをこの方針の中に加えてこれからの方針を決めていこう、こういうことでございまして、これは、わが国のいわゆる食糧の自給力にもつながりますし、あるいはまた世界のいわゆる食糧の需給問題の解決にも大きな役割を果たすものであろう、こう考えますので、今回、農用地開発公団法の一部を改正することによって、国際協力事業団の委託によつて公的にこの仕事を進めていこうというのがこのねらいでございます。

○田中(恒)委員 そこで、特にわが国の場合は、アジアに対する協力援助が大部分を現在も占めておりますが、将来、さらにそういう傾向を示すのだからと思ひますが、こういう援助をしていく国々はたくさんあるわけですが、そういう国々に対して、総枠としてこの国にはこれだけのものを、この国にはこれだけのものといったような、そういう枠の決定というか、こちらの考え方というものは何の基準にして決められているのか。たとえば、それぞれの国の貧困の度合いであるとか、あるいはいま大臣御答弁のように国際的な食糧危機の中で食糧を増産していくという視点に立つならば、それぞれの国の食糧自給度の問題とかあるいはわが国とその国との外交、国際経済上の立場のつながりであるとか、あるいはまた戦争をやりましたいろいろな迷惑をかけておりますので、そういうものに対する私どもの感情もあります。いろいろ要素があると思うのであります。けれども、海外援助、特に、政府援助の基準になるべきものは一体どういうものかお尋ねをしておきたいと思ひます。

○松浦説明員 先生御指摘のように、わが国の政府開発援助はアジアを中心に行つておりますが、私どもが二国間援助の配分の基準としておりますのは相互依存と人道的考慮、この二つでございまして。もう少し詳しく申し上げますと、相互依存と申しますのは、わが国とこれらの開発途上国との

相互依存の度合い、全般的な関係の度合いということでございます。それからもう一つの人道的考慮と申しますのは、相手国の貧しさの程度、援助需要の大きさ、こういうものを総合したものでございまして。この二つを基準にして考えておりますが、わが国はアジアに位置しておりまして、アジアの諸国と歴史的にも政治的にも経済的にも文化的にも非常に密接な関係にございまして、アジアの国を中心に援助をしているというのが現状でございます。

○田中(恒)委員 いまの相互依存とか人道的とかいうのは言葉としてはわかりやすいけれども、少し抽象的でぴんとこないのです。もう少し具体的に海外協力援助についての一定の基準というものがあつてしかるべきじゃないか。それがないと、極端に言えば、ここへ外務省からもいいたたいというし、農業関係は農林省からもいいたたいというすけれども、援助をするそれぞれの国のアンパランス、全然ないところもあるし、非常にちつぽけなところもあるし、物すごくたくさんあるところもある。いま、韓国との問題が日本政府内部でもいろいろ大きな問題になっておりますけれども、どうもわが国の経済協力というものは戦略援助的な性格が非常に強いのではないか、こういう批判も一部にあるわけでありまして、やはり一定の要素を幾つか分けて、そういうもので全体の枠を決めながら相手国の要望に従つていろいろな手続、プロジェクト、計画が出てくるわけでありまして、そういうものを中に入れていく、こういうことが私は必要だと思ひます。農業の開発援助については農林省としてはどういうふうにお考えになつておられるのか。これからいろいろな相手国からの要請もたくさん出てくると思ひますが、特に、アジア、ASEANなどに対してはわが国としては何を農業開発援助の中心に据えていくのか、こういうものがわが方としてはあつてもいいのじゃないかと思ひます。

それから、国によつても違いますね。私どももこの間国会から大洋州、ASEANの方をちよつと回らせていただきましたけれども、フィリピンでは灌漑庁ですか、タイでも何か灌漑の役所の機構があるんですね。そういうものがアジアの場合は稲作を中心として米増産、米増産のためにはやはり水の問題が中心だ、こういうふうになつておられますけれども、少しずつニュアンスが違つておられます。違ひますが、それぞれの国ごとの開発の内容というものがわが方によつて、相手側からの要請と合わせていく、こういうことがあつてしかるべきだと思ひますが、これらによつて農林省の方ではどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、お答えをさせていただきたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 お答えいたします。従来のやり方は、先生御指摘のとおり、確かに相手国からの要請をベースにして相手国のニーズにこたえるという形で協力の具体的なプログラムをつくつていくということが中心でございまして。これは何と申ししましても相手国の自助努力を前提にして、それに対して支援をしていくということに由来するものでございまして、ある意味ではやむを得ざる事態であつたというふうにも考えられるわけでございます。しかしながら、従来のように単品ごとの相手国側の希望に応じて個別に取り組んでいくというやり方ばかりで果たしていいものであろうかということについては、私どもも考え直している点がないわけではないわけでございます。むしろ、相手国の自助努力を前提としつつも、相手国のトータルな意味でのニーズをとらえて、それに対してパッケージ的な援助の仕組みを考えていくことができないだろうかということをお考え始めていくわけでありまして、

それで、まずこういう考え方に基づいて最初に取り組んでおりますのは、現在、インドネシアでございまして、インドネシアは御高承のとおり恒常的な米不足国でございまして、そういう中で人口の増加というのが大きな問題になつておられるわけ

でございますが、インドネシア政府と数次にわたる

協議を行いまして、米増産のための総合的な協力の枠組みをまず両国政府間で合意をして、その中で進めていくということで、ごく最近、優良種子の増殖配布、作物保護の強化、技術の地域実証と普及、灌漑、収穫後処理、加工改善、こういうものをパッケージ的に盛り込んだ総合的なプログラムの枠組みについて合意をしたところでございます。

また、同様の手法をタイについても試みてみたいと思ひまして、タイにつきましては第五次五年計画、これは八二年から始まるものでございまして、これの中に、東北タイの農村貧困撲滅計画というのがございますが、それに協力することと、東北タイの農業開発計画についての協力の枠組みを、ちょうど明日から最終的な協議をタイとすることにしております。

それからさらに、フィリピンにつきましても同様のアプローチができないかということで現在検討を進めておる段階でございまして、先ほど先生から御指摘のございました単品ごとの先方の要請を受けて立つて対応するというところから、もう少しトータルなアプローチに切りかえていくということとを逐次ASEANについては始めておるところでございます。

○田中(恒)委員 いま経済局長の言われたようなこと、相手国の自助努力というものを阻害してはいけないと思うので、国と国との関係でありますからいろいろ微妙複雑な問題があると思ひますが、しかしこれからやはり海外協力というものが相当大きな比重を占めていくとすれば、わが国として相手国に対してどういう側面で協力をしていくべきであるか、それがまた、わが国の国益とどのようにつながっていくかということについて、やはり政府、公的な機関としての一定の考え方をまとめておくということは必要なことじやなからうかと思うわけです。同時に、海外協力については、資金援助の問題もさることながら、やり方についていろいろな意見があるわけでありまして、特に、先日の当委員会でもいろいろ議論をさ

れましたように、土木関係を中心として灌漑排水工事などをやればそれで済むということではなくて、やはりできたものでどういふふうにならざるの国の人々が所得を高め得るかということについての総合的なプランがどうしても求められる、いわゆるコミュニケーションづくりの問題が必要になつてくる、そこにこの海外援助の内容がきわめて総合化していく、多角化していく側面があると思ひわけです。こういうものに対して、わが国の今日の特に、行政機構がたえられるのかどうか。たとえば、技術なり、あるいは資金なり、あるいはその他の人的な交流などを通して、何か縦でわが国の場合は窓口が分けられておるから、縦の行政機構とどう組み合わせられていくかという問題が一つでもあるように思ひます。こういう点を外務省は国際協力事業団で一本にするのだとおつしやるけれども、実態はなかなかそんなものじゃないので、この辺を今後十分検討していただいて、窓口をできるだけ総合化していく、公団法を改正する一つの意味はそこにもあるような気がいたします。ただ、今度の改正によつて六人の職員ができたあと四、五年して二十人になるといふようなことで、それを受け持たれるようなこととは思ひませんけれども、しかし、意義としてはそういうねらいもあるのじやないかと理解をしております。そういう点について、この機会に意見として申し上げておきたいと思ひます。

なお、この間の委員会でもいろいろ御意見がありました。人づくりの問題で国内に対する受け入れ研修などが非常に活発に行われてまいりましたが、この問題をめぐつて今日は政府関係のベースのものに限つて国が援助しております。民間の交流というものが非常に多いわけですが、これはいわば民間に任しておるという傾向が強いわけですが、私自体も中国との間で国交回復前から農業関係の交流の組織をつくつておりますけれども、正直に言ひまして非常に苦勞しております。いわゆる人づくり、国内研修といったようなものはまさに国民一体で進めなければ効果は上がらないというよ

うな気もするわけでありまして、こういう点についてはいわゆる政府関係ベースに限るということではなくて、民間に、これは政府でありますからきちんとして実態の把握も必要でしようし、内容もきちんとして調べる必要はないと思ひますが、きちんとしてしたものについてはやはり政府も一緒になつて協力していく、こういう姿勢を示していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○佐野(金)政府委員 開発途上国の農業開発において、人づくりが重要な要素であるという点は先生の御指摘のとおりでございます。これは、鈴木総理が、昨年ASEANを訪問された際、あるいはカンクンの南北サミットに出席された際にも強調をされた点でございます。わが国の援助政策の中での一つのアクセントを置いたところになつておるわけでありまして、それでASEAN諸国に対する人づくりプロジェクトに対する協力というふうなこともやつておりました。その中でたとえば、フィリピンでは農村工業関係の農村開発センターへの協力を行うというふうなことをやつております。

それで、先生御指摘の民間レベルでの技術交流ないし人づくりという問題につきましても私もそれなりに手がけておるわけでございまして、現在、アジア農業協同組合振興機関、略称IDA C Aと言つておりますが、ここがやつております開発途上国の農業協同組合関係者の受け入れ研修、これに対する助成とか、あるいは日中経済協力が行つております日中農業交流事業に対する助成、あるいは本年度から新たに国際農業協力協力がASEAN諸国の指導的中核農民をわが国に受け入れて研修を行うということについての調査を始め等の手は打つておるわけでございまして、民間レベルの技術交流とか人づくりという問題につきましてもいま申し上げましたようにいろいろやつておるわけでございまして、先生のせつかくの御指摘もございまして、今後とも一層力を入れてまいりたいと思つております。

○田中(恒)委員 時間が参つたようでありまして、実はいま一つ公園の業務の問題について何項目か御質問を申し上げたいわけですが、もうありませう。一、二だけ申し上げておきたいことを申し上げてお答えいただきたいと思います。

その一つは、今度の公園と、これまで海外調査に携わつておりました民間コンサルタント、AD C Aなどについては農林省も補助を出しておるようですが、こういうものとの関係は今後どういふふうになつていくのか、民間コンサルタントの活用についてはどういふ考えで臨まれていくのかということが一つ。

それからいま一つは、この公園ができてからもう相当期間がたちます。たしか昭和三十一年ですが、間違つておれば訂正しなければいけません。できてからもうすでに二十数年たつわけでありまして、この間の公園に入つてずっと一貫して業務に携わつてきた人々がおられます。いわゆる公園の問題でいま関係者の間で大きな問題はやはり天下り人事の問題であつて、この農用地の開発公社も八名の役員ほとんど全部農林省から来ていらつしやるわけですね。もうそろそろ長い間勤めてこられた方が役員になつてもいいころになつておるわけでありまして、こういう場合はやはり積極的に登用していくという道をとらないと、六百名ですか、かなりの人が働いておるので、外からだけ責任者が来ていく、役員が外から占められるというのじや、働いておる人はやっぱ人間だれだつておもしろくないと思ひます。そういうことが内部では大きな問題になると思ひます。そういう意味でもうそろそろ農用地開発公社などについては積極的に内部登用を図るべきである、こういう考えを持っておりますが、この点につきまして二つお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

(委員長退席、戸井田委員長代理着席)

○森実政府委員 お答え申し上げます。民間との業務の振り分けでございますが、毎年十件程度の農業開発の協力事務が現在三十件程度までふえてきております。その中で私も大規

模、複雑なものを農用地開発公団に担当させるべきであろうという考えで、件数として大部分のものは従来どおり民間が担当してくる、JICAの委託を受けてやるという場合が多いだろうと思います。また、大規模プロジェクトについても、複雑なプロジェクトについても、民間のノウハウな人材を活用できるものについてはできるだけ公団と協調する形で活用することを頭に着きたいと思っております。十分民間の活用を生かすように努力したいと思います。

プロパーの役員を育てられないかという第二の御質問でございます。おかげでかなり経験なり実績も積みまして役付職員についてはプロパー出身者の数もふえてきておりますが、まだ年齢や経験等からいってプロパー職員から理事者を登用するというところまでは来ておりません。しかし、私どもとしては、まことに御指摘のように公団業務を適正に行うことができる知識、経験を有する者については何れも国家公務員出身者に限りということではございませんで、公団のプロパー職員も含めまして広く各界から人選をするということについて今後とも十分留意してまいりたいと思うわけでございます。

○戸井田委員長代理 次に、松沢俊昭君。

○松沢委員 私は、まず最初に、せっかく参考人に来ていただいておりますので、国際協力事業団の有松さんにちょっと御質問を申し上げたいと思います。

この農用地開発公団法の一部改正の法律案であります。これを見ますと、開発公団そのものが積極的に海外へ出て開発をやっていくということでは、国際協力事業団の委託を受けた場合においてはおいて、こういうことに実はなっております。わけなんでありまして、いままでも協力事業団がやってこられましたところの海外の農業開発というものはどんなものであったのかということ、どういふ地域において行われてきているのかということ、農業関係に関する限りで結構でございます。

で承りたいと思います。

○有松参考人 お答えいたします。

国際協力事業団におきましては、昭和四十九年に設立されたわけでございますが、政府ベースの海外に対する技術協力の実施の一元的な機関ということで活動を行っております。当国際協力事業団の業務の柱の一つといたしまして、発展途上国におきまして公共的な開発計画に關して基礎的な調査を行うこと、こういうことがございます。こういった規定を受けて、当事業団におきましては、開発途上地域における開発計画の具体的な案件につきまして調査を行っております。この調査につきましては、いわゆる開発調査と申しますが、事業団全体といたしまして、つまり、農林水産関係を含むあるいは社会開発、インフラ等を含めまして全体として五十五年では百二億八千五百万円、五十六年度では百十五億四千二百万円の予算でこの調査を行っております。その中で、農林水産関係の実績を申し上げますと、五十五年度は十八億五千七百万円、五十六年度は二十四億九千九百九十九万円、これだけの調査事業を行っております。

この調査の対象といたしましては、農林水産関係の諸開発計画でございますが、いままでも主な地域は、ASEAN諸国を中心といたしまして東南アジア地域、そのほかにあるいは中近東の地域、アフリカの地域、それからさらに中南米の地域、これらの地域におきまして具体的な案件につきまして調査を行っております。

その一例を申し上げますと、最近では、昨年から始めておりますが、中国で旧瀋陽の地区でございますが、三江平原の地区の開発計画、これにつきまして三十三年度で現在調査を進めております。このほかの事例といたしましては、ASEAN諸国におきまして、たとえば、タイで大規模な灌漑計画についての調査を行うとかあるいはインドネシアで同様の灌漑計画について調査を行う、あるいはアジア以外の地域たとえば、中近東ではエジプトの砂漠を緑化する、こういったような案件

件について調査を行う、ほかにもいろいろ事例がございますが、そういうようなことで調査を行っております。

〔戸井田委員長代理退席、亀井善委員 長代理着席〕

○松沢委員 特に、公団が農用地を造成するというのが委託を受けることのある主な仕事だと私は思っておりますが、いままでも農用地はどのくらいそういう調査なんかをおやりになって、全体的に成績が上っているのですか。

○有松参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げました五十六年度二十四億円の農林水産関係の調査の中で半分以上は農用地の開発関係、灌漑排水を主体といたしました農用地の開発の調査でございますが、農用地開発公団の活用につきましては、現在までは農用地開発公団法の方で規定がございまして、一般的に委託するということではなくて、個別に農用地開発公団の職員のノウハウを生かす意味で調査団に参加をしていただくという形で業務を行っております。

○松沢委員 いま臨調などが発足いたしました、行政改革、財政再建という大きな問題にぶつかっているわけなんでありまして、当然公団、公社なんかもその対象になっておるわけであります。

そこで、これは政府の方にお伺いを申し上げますが、いままでの開発公団の予算なんかを見ますと、昭和五十四年からずっと見ていきますと、大体横ばいになっておましてそんなに伸びていない、それから個所数におきましてそんなに伸びていない、こういう状態になっておるわけでございまして、今度この法律の改正をやりまして海外にも手を伸ばしていくというふうなことになると思います。人の数の面からいっても大変無理という問題が起きてくるのではないかと、こんなぐあいには実は考えるわけでありまして、結局、それが外の方に広がって、内の方がだんだん縮小されていく傾向というものが出るのじゃないか、このよう

感じを私は持つわけであります。この辺はどうなるのですか、お伺い申し上げたいと思います。

○森美政府委員 まず、全体としてどういう農業開発協力が公団が当たってくるかということが問題になるわけでございますが、私ども、いままでも十件程度ありました農業開発に関する国際協力、技術協力が年間三十件くらいになってきています。その中で先生にも非常に御尽力いただきました三江平原の開発に代表されるような大規模、複雑なプロジェクトが生まれてきて、なかなかばらばらに民間に委託してはやっていけない、派遣する技術者のチームづくり、継続的なトレーニングそれから十分なノウハウの整理等するためにはどうしても公的機関の介入が必要ということになっておるわけでございます。

そこで、これを実施するための予算措置でございますが、私ども、基本的にはJICA、国際協力事業団が技術協力の予算から農用地開発公団に委託する。その委託された金で所要の派遣職員の人件費なりあるいは調査旅費なりを賄っていくということを中心として考えております。

初年度は、実は半年間の予算ということで、これについては約一億強を繰り込んだわけでございます。平年ベースでは、大体二地区ぐらいを考えればこの何倍かの予算を、かつ平年ベースであれば計上することになるだろうと思っております。農用地開発公団プロパーの予算といたしましては、実はむしろ予備調査の実施とか、継続的な、いわゆる蓄積しました知識の解析とか、いわばそういった情報収集とかあるいは情報整理に関する予算として、これも約一億強を補助金として計上しております。これは、いわば事務的な意味での業務の運営上必要な経費でございます。これは、そう大きく変わることはないだろうと思っております。そういう意味では農用地開発公団全体の予算の問題とは一応切り離しまして、予算自体は、何と申ししましても技術協力のための人間の派遣に要する経費が中心でございますので、そう大きな金額とは考えております。

○松沢委員 職員の数というのは六百六十人というふうになっているわけなんです。今度、今度は国際協力事業団が委託をするというものは、民間では手に負えないような大きなもの、こういうことですね。それで三江平原なんかの場合においては十六人もチームを組んでやっている、と。しかし、三江平原そのものというのは、これはもうすでにそういうコンサルタントのようなものができ上がっているわけでしょう。ですから、直接事業団が公団に委託をするということにはならないのじゃないかと思いますが、その点ははっきりしていただきたいと思うんですが。

それと、今度そういう事業団では手に負えないところの大きなものというのを公団が委託を受けてやるということになりますと、六百六十人の職員のある部分というのは海外の方へ出してやらなければならぬということになるわけでしょう。そうすると、いままでは六百六十人で国内の農用地造成というのをやってきたわけだから、したがって、いままでのペースで行くということになりますと、国内の方が手薄になつて外の方に広がっていく、こういう傾向になるのじゃないかと思うんです。さつきも田中委員の方からも質問がございまして、結局、国内の方は一体どうなるのかという疑問がやはり出てくると私は思うのです。そういう点は無理はないのかどうかということをお伺いしたいのです。

○森実政府委員 まず、三江平原の扱いでございますが、これはもう先生御案内のように、三カ年の予定で開発調査を実施しております。三年目の実施に当たつて、恐らく農用地開発公団がどう協力するかという問題は部分的には生じてくるだろうと思ひますし、また、側面的な応援はいろいろやらなければならぬと思ひますが、直接三江平原について、まとめて農用地開発公団に委託を出すというふうな形は、まさに御指摘のように、ないだらうと思ひます。むしろ、今後の問題といたしましては、中国、東南アジア、中南米等、大分いろいろな地区で大規模な大型プロジェクトの議論が出ております。中国でも、三江平原以外の地域の議論も出てきております。そういう意味では、そういうところをまとめて受けとめてやっていくということだろうというふうに思つております。

それから二番目は、職員の使い方の問題でございます。全体として臨調の指摘もあり、特殊法人全体はある程度減員を図ることとしておりますが、これは農用地開発公団もそれ自体受けとめておりますが、国際協力に要する業務は逆に確保するという観点で調整を本年度も図ることとしております。今後ともふやしていきたいと思ひます。

ただ、いままでもそうでございましたし、これから公団の職員で、いわば国際業務に張りつけております六人だけを国際協力のために海外に派遣するということに限定して考えるべきではなからうと思つております。私も、いままでも農用地開発公団の職員が個人として個別に、いわゆる国際協力のために海外に進出して、調査等の業務を個別に担当してきたわけでございますが、これからは、先ほど申し上げました、いわば海外業務に従事します窓口がオーガナイザーになりますので、そこに配置している職員も軸になります。それ以外の業務に従事している職員でも、業務に支障がない範囲では、季節的な繁忙とか、あるいは地域の完了の関係等もありますから、調査団のチームに参加させるということも考えておりますし、それ以外に、いわゆる都道府県とか市町村等の自治体の技術職員やそれから民間の方も一時的に公団の嘱託といたしまして、そういう方の協力も得て強力な、総合的なチームづくりを行い、これを派遣するということを考えているわけでございます。したがって、過去の実績それから将来のそういう運用の仕方から見ても、まあ大型地区でございますから、それぞれ、先生も御指摘のように十数名の調査団を派遣しなければならぬということも当然あると思ひますが、毎年二地区程度であり、しかも他の自治体の職員や民間職員の協力も受けるということであれば、私も、特

に他の業務に現実的に支障を与えることはないものと判断をしております。

（亀井善）委員長代理退席、戸井田委員長代理着席

○松沢委員 これは大臣に聞いた方がいいと思ひますけれども、この国会におきましては、一昨年の春におきましては自給率の引き上げ、そういう決議を実はやっているわけなんです。最近貿易摩擦で、食糧問題というのがまた大きくクローズアップしてまいりまして、とりわけ日本の農業と、貿易の自由化だとかあるいはまた枠の拡大とかいうようなことになると大変なことになるのじゃないかということ、きょうの新聞なんかでも、農業団体が大変な騒ぎを実はやっているわけです。

しかし世界的に見ますと、決して食糧というものが十分にあり余つていっている状態ではないというところでありますし、そうしてまた、農林省の官房の方で、最近では、西暦二〇〇〇年になつたら一体食糧というのはどうなるのかというよう

な予測も発表されている。それから一昨年だと思ひますけれども、やはりアメリカの国務省の方に

おきまして、「西暦二〇〇〇年の地球」という予測で、そこで官房の方から最近出された資料

を見ますと、世界的なことは載つておりますけれども、これはわが国がその時期になつたらどうなるかという具体的な数字というものは載つておりません。「西暦二〇〇〇年の地球」という、このアメリカの発表によりますと、日本の場合において

は四千五百万トンぐらゐるのところに輸入をやらなければならぬのじゃないかという予測を実はやっているわけです。だから、この官房の方で出しておられるのは世界全体の数字を出しておられますが、その中で、それでは日本の国というものは二〇〇〇年になつたらどうなるのだからかという内容になつてゐるのか、それを聞かせていた

ここで改正しなければならぬというのは、どういうわけで突然こんなことを出してこられたのだらうか。それは、鈴木総理がASEAN訪問をやつたときいろいろなことを言つてこられたから、その延長線上としてこの法案が出てきたのだというふうな話も聞いておりますけれども、しかし一方におきましては、公団とか公社というのがやり玉に上がつてゐるさなかでありまして、そういうときにおいては今度はこういう改正案を出してくる、私はどうもその背景がよくわからぬわけなのです。それというのは、結局、開発輸入によつて日本の食糧安価を図つていこうという考え方、つまり、言つてみれば、自給力の向上というものは棚上げしながら、要するに、日本の国内よりは外の方に出ているのでそこで開発をやつて、いよいよ困つた場合においてはそれを輸入して持つてきて安全保障というものを考えていこう、こういう構想からこの公団法の改正が出てきているのじゃないかという感じも実はするわけなのです。

そこで、大臣の考え方をまずお聞きしまして、さらに、局長が何か答弁したいような顔をしておられますので、御答弁をいただきたいと思ひます。

○田澤国務大臣 この公団法の改正は、先ほど来ずっと御説明申し上げておりますように、やはり食糧の中長期的な展望で国際的に非常に不安定だということもございまして、開発途上国では食糧の増産だとか農業の振興というものが大きな課題になつております。したがって、農業開発援助に対する要請が質的に量的にも非常に増大してまいつております。農業開発というものは、これまで進めてまいりましたけれども、海外援助の中の要素として大きな要素を占めておたのですけれども、今回は特に、そういう要請にこたえるために公的な機関で組織的に進めていこう、しかも民間の方々と力を合わせて進めていこうということでございますので、そういう点はひとつ御理解をいただきたい。

ただもう一つは、私たちは日本の食糧の自給率をこれからも一層高めていかなければいけない、維持していかなければならないという考え方はこれまでと変わってまいりましたし、今後もそれについては意欲的に取り組んでまいらなければいけない。いま、私たちが日本で自給できるものはお米であり、野菜、果物、畜産物等でございます。大豆、小麦、トウモロコシ、いわゆる飼料用穀物がいま足りないのでございますから、これはいま調整をして自給力の維持のために努力をいたしておりますけれども、将来、これだけではやはり独立国としての日本の食糧の安定供給につながらないと思っております。今後、私たちは長期の展望に立つてこの体質を変えていかなければいかぬ。そのためには、やはり経営規模拡大というものはどうしても必要でございます。これまで農用地開発公団が進めてまいりました事業についても、これからは積極的に進めてまいりたいことが私たちの基本でございますので、そういう点もひとつ御理解いただきたいと思うのでございます。

○森実政府委員 法律改正を出しました理由でございますが、ただいま大臣が御説明申し上げましたとおりでございます。

多少具象的に申し上げますと、一つは、農業開発の協力要請がこの数年間に三倍近くになってきている。それから、大型であり複雑なプロジェクトが出てきている。そこで何らかの形で公的な対応を組織的に考えないと、チームづくりとかいわゆる総力のフォローアップがなかなかうまくいかないとこの経験が政府内部にも生まれてきた。特に先生にも御尽力願いました三江平原の調査のチームづくりや開発方針の決定、そういったことでは大変苦労したこともそういうことに生きているわけでございます。かたがた、政府といたしましては、昨年の総理のASEAN諸国訪問あるいは南北サミット等を背景にいたしまして、いわゆる開発援助の積極的な拡充、特に、農村と農業開発を経済協力の重要な柱とするという方針を打ち出してきたわけでございます。そういう意味で政府

部内でしかるべきこういった公的機関による推進を図るのに何が適当であるかという議論が行われまして、過去の知見なり技術の蓄積、そういったものから見て農用地開発公団を活用することが最も適当であるというふうな判断したわけでございます。率直に申し上げますと、政府部内でこの意見をまとめますには、先生も御指摘のように臨調の関係や何かでいろいろ議論があったわけでございますが、部内でいけば特殊法人についてスクラップの議論もあるけれども、やはり一つのビルドの側面として臨調の関係なり行政官庁の方からも評価を受けてまして、政府として意見をまとめたということでございます。

それから開発輸入の問題でございますが、開発途上国が経済的に離陸していくためには、また当面している食糧問題を片づけるためにも、自助努力による農業開発を軸とした農業振興が重要な課題だと私も思っております。あくまでもそういう開発途上国の自主性を尊重し、その要請に基づいて開発に関する技術協力を行おうとするものでございまして、これを直接日本の開発輸入に結びつけるような考え方は持っておりません。ただ、結果としてこういった開発途上国の食糧問題が懸念されているわけでございます。アメリカのたとえば、先生御指摘の二〇〇〇年の予測の中でも、開発途上国の要輸入量が二倍にふえるだろうという予測もあるわけでございます。そういった状況のもとで開発途上国がそれぞれの自助努力を通じて食糧問題を解決していくことが、間接的に申しますと最終的には世界の食糧問題の改善に役立つし、わが国の食糧の確保にも役立つという間接効果は期待しておりますが、直接、わが国への輸入に直結して考えるということをごちからから打ち出すという考え方は全くございません。その点はひとつ誤解のないようにお願いしたいと思っております。

なお、長期予測の数字は官房長から御説明申し上げます。

○角道政府委員 長期予測に基づきます穀類の輸入動向についてお答え申し上げます。

御承知のように、私も、二〇〇〇年を目標といたしまして世界の農産物の長期需給見通しを立てたわけでございますが、これは主として今後どういう経過であるのかという幅で動いていくかということに、もっぱら変動の態様等に重点がございまして、実数そのものについては余り大きな意味はないということで、今回、輸入の実数については公表申し上げてないわけでございます。

私も、現在政策の基本に置いております輸入動向といえますのは、六十五年の長期見通しにございまして穀類総体といたしまして二千七百四十六万四千トン、小麦が五百九十九万トン、大麦が二百九十万トン、雑穀、これはトウモロコシ、マイロ等でございますが千九百三十七万トン、これが私どもの判断の基準でございます。今回立てました二〇〇〇年の予測につきましては大体この延長線上と考えております。ただ、アメリカの「西暦2000年の地球」で公表しております四千二百万トンないし四千五百万トンといえますのは、基礎データが主として六〇年代から七〇年代の前半、まだ高度成長期の影響が非常に残っている時期を基礎にいたしましてそこからトレンドをとったというところで、相当多目に出ておるといような判断を私もいたしております。

○松沢委員 時間が参りましたので終わりますが、開発途上国に対しますところの援助そのものにございまして、私は決して反対しているわけでもございせんし、また国際的に見ましても必ずしも日本の援助というものがよいではないやないかというところの批判すら実は出ているわけなんです。それから、積極的にやっていくべきであるという考え方もあります。ただ、問題は、「西暦2000年の地球」だとかあるいはまた最近本が出ておりますけれども、それなどを見ましても、今度はアメリカの食糧そのものをいつまでも頼りにするわけにはいかぬというところの状態になつてきているんだということをこれまで予見をしているわけなんです。そういう点からいたしま

すと、外の方に向かって大いに開発に協力してやるということも結構でありますけれども、やはり国内の開発に相当力を注いでもらわないと、二〇〇〇年のそのときになったら大変困るという問題が起きてくるんじゃないか、実はこんなぐあいに考えるわけなんです。もう一つは、行政改革というのは何でも切ればよいというわけではないのであります。必要なものは拡大していかなければならない、こういうものもやはり行政改革だと私は思っております。

そういう意味で大臣にもう一遍お答え願いたいわけなんです。海外の開発、輸入ということではないのであつて、海外開発に協力するけれども、やはり日本の国内の開発は積極的に進めていくんだ、とりわけ、いま開発公団等におきまして、きつき人の問題等も私指摘しましたけれども、足りなかつたならばふやしてもやってもいかなければならないんだというくらいの決意のほどを示していただきたい、かようにお願い申し上げます。

○田澤國務大臣 御承知のように、私たちは新しい農業の芽を育てるためにこれまでいろいろ農業の技術の開発、普及、さらにはまた経営規模拡大ということを柱にしながら中長期的な展望に立つて農業の生産性の向上を図つてまいつて、そのことが国の食糧の自給力の確保に結びつけてきているわけでございます。今後その点については一層努力をしてまいらなければならぬ、かように考えております。

ただ、対外経済援助に対しては、日本は御承知のように世界経済、GNPの割を占めている経済をいままぐんでいくわけでございますので、そういう面からやはり国際的な協力をしていくという役割も果たしてまいらなければならないということをも御理解いただきたいと思うのでござい

○松沢委員 終わります。

○戸井田委員長代理 次に、武田一夫君。

○武田委員 私は、農用地開発公団法の一部を改

正する法律案につきまして、まず最初に、外務省通産省、そして大蔵省、経済企画庁、おいでになつておられるのでお尋ねをいたします。簡潔にお答えいただきたいと思います。

これから非常に重要な海外経済協力、この事業に当たりまして各省庁どのような精神で臨むことが大事であるか、そのことにつきましてひとつお答えをいただきたいと思います。

○松浦説明員 外務省といたしましては海外経済協力を積極的に推進してまいっておりますけれども、その基本的な考えといたしましては、日本は先生御承知のように平和国家でございますし、また自由世界第二位の経済力を有する経済大国でございます。それに加えて、海外依存度が非常に高いわけでございます。したがって、政府開発援助を積極的に推進いたしますことが日本の国際的な責任である、こういうふうに私も考えております。

しかしながら同時に、政府開発援助を通じて世界の平和と安定、さらには世界経済の発展に貢献するということは日本の平和と安定にも資する、こういうふうに考えております。具体的には、政府開発援助は南北問題を根底にいたしまして進めておりまして、南北問題の根底にございまして相互依存とそれから人道的な考慮というものを具体的な理念にしております。

それから、援助の実施に当たりましては、何と申しましてでもできるだけ相手国のニーズに合った援助を実施していく、できるだけ効果を上げる援助を実施していくということが重要でございます。そういう点から申しまして、私も、一つは相手国の国民のできるだけ多くの方に利益する援助、すなわち、基礎生活援助、この中には農村、農業が入つてまいりますが、そのほか医療、保健その他がございまして、それからもう一つは、開発途上国におきましてはやはり人づくりが重要であると考えております。したがって、具体的な開発ニーズというものを適切に把握することが重要でございますけれども、基本といたしまして

は、いま申し上げました基礎生活援助と人づくり、こういうものを二つの柱にいたしまして援助を実施してまいりたい、こういうふうに考えております。

○武田委員 その問題について、経済企画庁、通産省にもひとつお答えをいただきたい。

○佐藤説明員 先生御存じのように、最近特に、南北間の依存関係というのが高まってきておるわけでございます。先進国といたしましては、日本もその一つでございますけれども、発展途上国の開発の援助をますます強めていく必要があると考えております。特に、先ほど農水大臣からの御答弁にございましたように、わが国は自由世界の第二位、一〇%のGNPを占めておるわけでございまして、かつ、特にわが国におきましては発展途上国との関係、これは資源の確保あるいは輸出市場ということで非常に緊密な関係にあるわけでございまして、そういう意味からも経済協力を積極的に推進していく必要があると考えております。

それから、外務省の方からもうございましたけれども、経済協力は、その経済協力が直接的に相手国の経済発展、国民生活の向上に寄与するということはございまして、そのほかに世界経済の発展、それがひいては世界の平和と安定に寄与し、またわが国の安定的な成長にも寄与するということから、経済協力の重要性はますます高まってきたおるということでございまして、先生御承知のとおり昨年の一月、政府開発援助の中期目標をつくりまして、一九八〇年代前半に一九七〇年代後半の政府開発援助を倍増しようということ、その達成に努めておるわけでございます。

その経済協力の基本といたしましては、やはり経済発展、民生の安定に効果的に援助していくということが必要であると考えております。そういう意味では今回の議題になっております農業、農村開発というものは、そういう発展途上国の経済発展の基盤になるということで、非常に重要な分野の一つであると考えておるわけでございます。

○照山説明員 ただいま外務省、経済企画庁、両

省庁からお答え申し上げたと私も全く同じ考えで経済協力を携わっているわけでございます。若干私どもの立場から補足的に申し上げますと、現在、南北間の相互依存関係というのが非常に深まっている中で、経済協力を通じて発展途上国の経済社会開発を支援するということは、わが国が国際社会の一員としてこれは当然推進すべきものであると私も考えるわけでございます。

が、具体的にはわが国は貿易、特に資源エネルギーの関係で対外依存度が非常に高い国でございます。そこで経済協力を通じて発展途上国とのつながりを強化していくことは、ひいてはわが国自身の経済あるいは国民生活の安定を確保する上にもつながっていく、そのような観点から重要であると考えておるわけでございます。

今後の方向でございまして、ただいま両省庁からお答えがありましたことに帰するわけでございますが、もとと具体的に申し上げますと、従来、工業化あるいはインフラの整備というところで協力を推進してまいっておりますけれども、今後、さらに発展途上国が抱えております問題に具体的にきめ細かくかつ積極的にこたえていくという観点から、たとえば農村、農業の開発でございまして、かエネルギーの開発でございまして、あるいは中小企業の振興あるいはその製品輸出の拡大、さらには人づくりといったような重点的な分野を今後想定いたしましてさらにきめ細かく推進していく。

さらに、最後に申し上げますと、経済協力を実施してまいらる上におきましては、これは政府開発援助につきましてもこれを實際に担つてまいりますのは、具体的には日本の民間の企業であつたり人であつたりする場合があります。そこでまた民間ベースの経済協力というものは、民間諸団体におきまして自主的に行われていることもございまして、あるいはたとえば、中小企業の発展途上国における投資、合弁企業を設立いたしましてその国の中小企業と一緒にやっていくということも、これは民間ベースで相手方の経済開発

に協力をしているということになるわけでございますので、こういった民間の活力を十分に活用していくことが経済協力を全体として推進していく上で重要ではないか、そういう点に配慮してまいらなければならないと考えておる次第でございます。

○武田委員 そこで農林水産大臣、農業開発援助、これからの一つの大きな目玉として各地、特に東南アジアを中心とした、アフリカの開発途上国にとつては非常に期待されているわけでありますが、その海外援助計画の中の農業開発援助に当たつて、大臣としては今後どういう方向でこれに当たっていくかという点のお考えをまずお聞きしたいと思ひます。

○田澤国務大臣 私は代議士になつてから大体二十一年になるわけでございますが、その間東南アジア、アフリカあるいは南米等を視察いたしました。戦後、開発途上国はいろいろな開発を進めて近代化のために努力をしてまいりました。結局、農業に重点を置いてきた、食糧増産というものの基本を置かなければその国の発展につながらないという考え方が非常に大きく出てきているのではないか。ことにこの開発途上国は、人口の七割以上が農業従事者であるというふうな関係もございまして、最近、農業あるいは食糧増産が大きな課題になっているわけでございますから、したがって、農業開発援助に対する要請というものは質的にも量的にも非常に大きくなつてまいっております。私たちはそれにこたえるために、やはり日本の役割としては技術援助をすることが一番である、こういう考え方で今回の法改正をお願いしているわけでございますが、特に中、長期的に見て世界の食糧事情が非常に不安定でございますから、そういう点を配慮しながら地域を選定すべきだと私は思ふのです。それからその国の自主性あるいはまた自助努力にこたえていくこともやはり必要でございます。

御承知のように、日本は対外経済摩擦問題でいろいろ問題を諸外国から要請があるわけでございますが、それもこれも世界第二位の経済大国と

しての役割りを本当に果たしてないのじゃないかということも言われておりますので、そういう意味で、対外援助はそれなりに日本の位置に置かれていながら、大きな役割りであろう、こういう点も考えながら今後農業開発援助に積極的に取り組んでまいらなければならぬ、私はかように考えております。

○武田委員 各省庁からいろいろと基本的なお考えをお尋ねしましたが、いずれにしても、開発途上国の立場に立つた相手のニーズを十分に把握した上での経済協力、これは一番大事でありまして、最近地域で、現地人の要望を聞かなかつたかどうかわかりませんが、いろいろトラブルがあつたというケースもありますね。まして、国内でもいろいろな新しい開発をするときには大変な苦労があるわけでありまして、そういう意味では、特に相手国の方々の要求に、低開発地域でございまして、要するに、相手国の民生と産業の発展ということ、そしてそれが国民全体に心から喜びと感謝をもって迎えられる、そこに日本に対する大いなる信頼と友情といえますか、そういうものが運動していくような、そういうやり方をしてほしいなと私は思うのであります。

そこで、農用地開発公団等による農業開発調査をいたして、その結果これは有効に利用、活用するわけでありまして、そのために円借款などに結びつく資金援助、こういうことは当然出てくるわけでありまして、ただ、現在の有償の資金協力を見ますと、外務省、通産省あるいは経済企画庁、大蔵省という四省体制であつて、農林水産省が入っていないというのには不満なものであります。今後、農業部門での海外援助のウェイトが高まってくることは明らかでございますし、鈴木総理もパンコクにおけるスピーチの中でも、今後の日本の海外協力の重点に農業の開発、振興ということを取り上げている、こういうことを考えますと、農林水産省におきましてもそういう場において積極的に発言する場を与えられても当然であろう。いままでそれがなかったとは思いませんが、この

四省体制の中に農林水産省を加えながら、お互いの連携をさらに緊密に行いながら、効果ある対応をすべきだ、こう思うのであります。この点について、きょうおいでの外務、大蔵、通産、経済企画庁の皆さんはいかがお考えでしょうか。そういうことはやるべきだ、あるいはそうじゃない、むずかしい説明は要りませんので、ひとつ簡潔に答えていただきたい、こう思います。

○松浦説明員 先生御指摘の技術協力につきましては、これは農用地開発公団が直接関係してまいるわけでございますけれども、予算は外務省に一括計上されまして、国際協力事業団が一元的に実施することになっておりますけれども、農水省とも全く二人三脚でやっております。

問題は、先生御指摘のその次の段階の資金協力でございます。私も、一般的には先生御指摘のように国際協力事業団で行いましたフィジーリテイースタディー、開発調査の結果がよければ、それができるだけ日本の円借款に結びついてもらいたい、こう考えております。最近の円借款の動向を見てまいりますと、農業関係だけがかなりふえてきておりまして、私もこれは非常に好ましい傾向と思っておりますが、農業関係の案件の大体半分ぐらいは国際協力事業団で調査を行ったものでございます。

したがって、四省庁体制ということでございますけれども、そういう法律のたてまえにはなっておりますけれども、実際の運営におきましては、技術協力から出発いたします段階では、さつき申し上げましたように農水省と外務省と全く二人三脚でやっております。農水省の方々に調査の方に入っていただきまして、それがいま申し上げましたように円借款に結びついていく。円借款に結びつく段階で円借款というものを抽出しますけれども、それにも農水省の関係者に入っている。それから、円借ミッションが帰ります。いろいろな検討するというこの段階でも当然農水省にいろいろ御意見をいただく。したがって、法律上のたてまえは四省庁体制でございます

けれども、実際の運用面におきましては、農業関係の案件につきましてはいま申し上げたようなことで農水省に実際に入っている。私どもとしては、だいたい運用面でも今後改善してまいりたい、こういうふうに考えております。

○佐藤説明員 お答えいたします。

経済協力につきましては非常に多面的な政策が関連しております。御存じのとおり、経済政策、外交政策、財政金融政策、通商政策、農業政策、エネルギー政策等非常にたくさんの方針分野と関連しておるわけでございますけれども、特に経済政策、外交政策、財政金融政策、通商政策というのは、いわば横断的に申しますか、そういう関係でいろいろな問題にも関与してきているということから、実際にはこの関係の省庁が中心的な役割りを果たしてきておるわけでございますけれども、先生お話しのとおり、最近、農業問題というのは非常に重視されてきております。私も、そういうことから農業関連につきましては農水省とよく連携をとってこれまでもやってきておりますけれども、今後ともそういう方向で十分連絡をとっていくようにしたいと考えております。

○朝比奈説明員 大蔵省といたしましては、たがいま経済企画庁から御説明ございましたように、農業案件の重要性を認識しております。今後、農林水産省と十分連絡をとりつつやってまいりたいと思っております。

○照山説明員 先ほど申し上げましたように、通商産業省といたしましては、今後、開発途上国の経済社会開発を支援する中で農業、農村の開発というものは非常に重要であるというふうに考えております。ただいま三省庁からお答えがございましたように、私も農林省と十分連絡協議の上で推進していくことが必要であるというふうに考えております。

○武田委員 協調体制でやるということは当然のことではあります。農林水産省の技術協力ということは毎年人の面につきましても大変な増加ぶり

です。非常にウェイトが高まっている。それだけ要望がふえているということ。しかも、私は、技術協力と資金協力とは一体になっていかなければならぬというふうに思っております。その効果を十分に発揮するためには、農業というものは開発したからそれでよしとするわけではない。それが定着していく、そしてある程度の見通しができるまでのかなり長い期間めんどろを見なくちゃいかぬのじゃないかと思うのです。そうすると、技術面の定着、先ほどお話があった人づくりという面の協力、こういうふうに考えますと相当苦勞する部門でございます。それだけに今後の協力援助に当たつての発言というのは、いまい上に重要視をしていかなければならぬし、それは法律上はたてまえて四省庁体制だ。しかし、日本というのは不思議なもので、たてまえてというのが大事にされていくところでありまして、その中に農林水産省が入っていないとなると、どういうたてまえで外れていくのだという、ひがみではないのですが、仕事を一生懸命やる農林水産省としましては不満もあるのじゃないか、こういうふうに思うだけに、一人前としてその中に認めてもらえたいということ、この四省庁体制が五省庁体制になつても当然だ、こう思うのです。

しかも、これを見ますと、金利とか貸し付けの条件は工業用と比べると農業用の方が悪いわけですね。これでは私はいかぬと思うが、日本の場合は工業と農業と大体同じに見ているのです。しかしながら、国内の場合でも融資の問題を見てみますと、利子でも、工業については農業の方がかなり優遇されている。それは自然的条件等々あるいは期間も非常に長い、いろいろな条件もある、そういうことで同じ条件ではないというところになります。そうした中身のことも今後改めていかなくてはいかぬ、こういうふうに私は思っております。そこで、今後こうした問題を積極的に進めていく上での重要な有償の資金協力についての発言というものを大きくその場で確保できるような体制というのが私は必要だと思う

のであります。

そこで、時間も来ましたので、大臣、これは各省庁との交渉の中において、農林水産省としてこうした海外援助協力、農用地開発が一層効果的に実行あるものにするための対応として、いま申し上げた体制の問題等を含めまして、十分に農林水産省が対応できるような方向をしっかりと根回ししながら進めていってほしい、こう思うのであります。その辺についてのお考えと決意をひとつお聞かせいただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○田澤国務大臣 この法律改正法が成立いたしましたならば、いわゆる公的な機関による組織的な推進が図られることになるわけでございますので、そういう面から、私たちとしては借款等の問題につきましても現地で現に技術援助に携わった者として積極的な発言をいたしまして、この農業開発援助が促進されるように努力をいたしたい。

〔三井田委員長代理退席、委員長着席〕
この問題について実は閣内でも話題になりました、これをどういう機関で扱ったらよろしいだろうかということ、総理からもそれは経済対策閣僚会議でこの問題は十分話し合うようにしてはどうだということでございますので、そういう機関を通じて十分各省庁と連絡をとりながらたまたま御指摘のような点に十分沿うように努力をいたしたい、かように考えます。

○羽田委員長 武田君の質疑は終わりました。

次に、近藤委員。

○近藤委員 大臣にまずお伺いいたしますが、今回の農用地開発公団が開発途上地域に対する経済協力にその人材を生かしていく、私は、これは大変好ましいことだと思ひます。しかし、一部世評によると、これは農用地開発公団の仕事がだんだん少なくなってきたから、だからその余った人をそちらに使うんだというような言ひもあります。それはそれで私は結構なことだと思ひますが、経済協力はとかくいま各省庁の権限がいろいろと複雑に分かれておいて、その調整に苦勞を

している分野でもある。臨調で取り上げられている分野でもありますので、これはすでにもうよく大臣御承知のとおり、今回、この農用地開発公団が行う国際協力の仕事についても、国際協力事業団を通ずる政府ベース技術協力の実施体制の下で、調和を保ちつつ、密接な連携を保ちつつ行われていく、こういうふうには了解いたしますが、この了解に誤りなきや否や、一応ここで御確認をいただきたいと思います。

○田澤国務大臣 そのとおりでございます。

○近藤委員 さらにこの人材を大いに活用して取り組む場合、たとえば、ペルーのかつてインカが支配をしていたころは緑であったところが砂漠になってしまつておる。あるいは今度中東問題で焦点になっておりますシナイ半島が返還をされたけれども、このシナイ半島の砂漠の緑化という問題も出てきておる。インドにも大型の灌漑農業案件が出てきておる。世界じゅうメジロ押しに灌漑農業あるいは農業協力要請が出ておるわけです。そうしますと、現在の農用地公団の中で少し外に向けられるかと思つておる人材では足りなくなる場合もあるわけですね。その場合には積極的に農林省も本省から農業、土木等の専門家をもつとさらに動員をして、出向させて協力をしなればいけない場面が出てまいらると思ひます。そういうときに、日本の悪い癖で、海外に出かけていきましたと、その間に国内の昇進がおくれるというようなことがある。そういうようなことがありまして、出ていく人は非常に元気がなくなるわけでありまして、この点、大臣の御在職中に、海外農業協力に苦勞した男は国内に帰つてきてもちゃんと評価をされて、いわば出世するんだというような伝統をつくる先駆けをしていただきたい。これをぜひ大臣にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○田澤国務大臣 実は、私も東南アジアをかつてずっと視察をいたしまして、農業技術のために大変な努力をしている方々を私は現地で見たわけでありまして、その方々は非常に現住民にも尊敬され

ておりまして、そういう方が一たん内地へ帰った場合に一体どういうことになるかということ等はかなり不安だと思ふのです。そういう点では、私は、現地に出身の方々に對しては、積極的にやつてくださる、思い切つてやつてくださる。そのかわり皆様の将来については私たちは責任を持つて今後も考えて差し上げますからという態度でなければ、私は、そういう現地へおいでの方は積極的な努力はしないものと思ふのです。ことに農業は長い目で開発を進めてまいらなければならぬ。しかも、一人の人ができるだけ長期間定着することが大きな成果をおさめるものと思ひますので、そういう点では御指摘のような点を十分に配慮しながら技術者その他を派遣させたい、かように考えております。

○近藤委員 いま大臣のお答えを聞いて私は非常に意を強くするものです。しかし、これもだんだんいろいろな方が大臣になられるわけですから、農林省の中でどういう方法をとるか知りませんが、海外協力に献身する人たちが報われるのだということを何らかの形でつくり出した形であらわすことを今後事務局に工夫をさせておいていただきたい。何らかの形に農林省全体が取り組むのだという姿勢をはつきりさせることを、大臣御在職中に事務局に完成させておいていただきたい、こうお願いしたいと思ひますが、この点いかがでしょうか。

○田澤国務大臣 先ほどもちよつとお話ししましたが、実は前のセイロン、いまのスリランカでございまして、ここに農林省から技師が二名ほど行つておられて、藤坂五郎の作付をやつておられて、気候、風土が日本と違ひますので、スリランカに合うような農法、あるいはスリランカに合うような農業を技師の方々が研究しておられました。みずから水田に入つて、そしてみずから作業を指導するものでございまして、その地域の方々の非常な尊敬の的でございました。そういう方がそういう作業をするのも、結局農林水産省が十分働いていらつしやい、身分については保障す

るからということがあるからそういうように熱心に農業開発に努力するものと思ひますので、私は、これは第一回目でございますので、そういうことを基本にしながら、この法を基本にして農業開発援助を進めてまいりたい、かように考えますので十分努力をいたしたいと思ひます。

○近藤委員 大臣はアメリカからお客さんが来ておられるようですから、何でしたらここで御退席いただいても異存はございません。

農林省の方にお伺いしますが、海外の農業協力はどうしても気候、風土の違つたところがかなり多いわけですね。熱帯農業、それから砂漠の農業、さらにこれから非常に重要な問題になつてくるのはカーター時代に出た例の「西暦2000年の地球」というレポートがありましたが、それで緑がなくなつてしまふのだという警告があつて、植林を行なわなければいけない。この三つの問題は、日本の国にとつても非常に関係の深いことである。そうしますと、まず熱帯農業あるいは砂漠農業、それからどんだん木材を伐採している後の植林の方法、そういうようなものについての要員は、公団の枠を越えて農林省の中で養成をされていつて初めて協力が可能になるわけですね、実は公団のことというよりも、農林省が巻き込まれる海外経済協力の事業の中での重大問題だと思ふのですが、この点はどういうふうに対処しておられますか。この点、もしお答えいただければ御回答いただきたいと思ひます。

○佐野(宏)政府委員 熱帯等の農業、これは林業についてもそうでございますが、農林水産省の附属機関として熱帯農業研究センターというのがございまして、そこで技術上の試験研究、調査、資料の収集、整理、提供等の業務を行つております。それで公団の海外業務を実施するに当たりまして、そういうところの研究成果を十分活用してやつてまいりたいというふうに思つております。

○近藤委員 この際、一つの要望事項を申し上げておくのは、植林関係なんですけれども、非常に乱伐が行われた後、植林をしてもそう簡単に

苗が育たないというような熱帯の事情がござい
ます。そういう点はまだこれから日本は海外の木
材を必要としているわけですから、その跡が裸に
なってしまうわけですから、そういう面での研究
あるいは今後専門として取り組む人た
ちをぜひ農林省としても考えていただきたい、こ
れは私の要望事項です。

それから、公団の職員の中で、これから海外の
協力事業に参加していく、つまり、国際協力事
業団の方に出向して参加をする人、あるいは公団
から直接調査事業に出かける人、あるいはまた収
集された資料を分析し、あるいはそれを研究する
人たち、そういう人たちはどうしても語学が必要
になってまいります。語学だけではなくて、自分
が赴任をする可能性のある国の風俗、習慣にも通
曉しなければいけません。言うなれば、地域の専門
家の準備をしていかなければ、いかにりっぱな
公団の農業土木屋さんも役に立たないわけです。
そうした面で、事前研修というようにすることにつ
いては、公団は今回の法律改正を機にいかなる手段
を講じられるおつもりか、この点を答えていた
きたい。

○森実政府委員 ただいま先生御指摘のように、
私も、派遣技術者の研修というのは非常に重要
な問題だと思っています。内容は、一つは御指摘
の語学の研修、もう一つは相手国の事情に合った
具体的な知識の注入という二つの面があるのだろ
うと思っております。幸い、農業土木関係者の中
では英語自体はかなり習熟している者が多くて海外
業務にすぐに使えますが、実はほかの語学では必
ずしも満足できる状態ではございません。そうい
う点でいろいろ専門家の御意見も聞きまして、外
国語研修のことはこれから考えてみたいと思っ
ていろいろ検討させているところでございます。ま
た、いい知恵があつたらお教え願いたいと思いま
す。

技術知識の注入という問題は、私は非常に大事
な問題だと思っています。同じ人間に継続的に担
当させると同時に、やはり予備調査、本格的な開

発調査の間で得た知見というものを的確に伝える
ことが必要だと思っています。そこで、本年度の
予算においてまずそういった技術情報を解析整理
するための所要の経費を計上したわけでございま
して、最終的にはこれはファイリングシステムの
整備ということではなかなかなければならない
と思ひます。もう一つは、派遣する職員を特定
いたしません、できるだけ幅広く公団職員の中で
適性のある者を随時その相手国の事情に応じて派
遣するという形を通じて、そういった開発調査の
経験を持った人間の層を厚くすることが必要
であらうと思ひます。

三番目は、その上に立つて、いま申し上げまし
たような各種の知見、それも、実は農林省だけの、
公団だけの知見だけではなくて、ほかの省、ほか
の公団から伺った知見等を整理いたしまして、派
遣すべき職員あるいは外部から協力を求める場合
はその協力をしたいだく人も含めて短期の研修
をしつかりやることだろうと思ひます。

この三つを当面心がけてまいりたいと思つてお
ります。そういう意味では実人事院、農水省、J
ICA等をそれぞれ実施機関とした各種の研修制
度をいま予定しております、さらにその密度を
高めようと思つております。

○近藤豊委員 いまの御答弁の中のできるだけ
幅広く公団職員を動員しようというところは、確
かに一つ大きなプラスなんです、反面、今度みん
なが薄く経験を持つということにもなるのです
ね。ですから、中には、たとえばスペイン語屋だ
とか、あるいはフランス語屋だとか、あるいはイ
ンドネシア語屋だとか、語学別にある程度おはこ
を持つた職員をあらかじめ指定をして、おまえさ
んはこれをやるのだよ、どうだ、この地域好きか
いというところで、その地域が好きだというよう
な人は必ずいるわけですから、そういうふうにあ
る程度スペシャリストをつくらなければならない
と思ひます。

それから、語学研修については、つけ焼き刃の
語学研修というのはなかなかうまくいきません

し、大体公団から出向されていく農業土木の専門
家あるいはある程度技術者として完成をした人た
ちは当然年もとつてきておる。二十代の青年の方
なら語学も早く覚えなければならぬ、もうわれわれ
四十過ぎた年代になりますとなかなか早く語学を
覚えるわけにはいけません。ということは、ある程度
事前研修の時期は長くなくてはならないし、そう
した場合に、実はたとえば、外務省の研修所で第
五部の研修などが行われておりますけれども、そ
ういうような中にこの公団の人たちの語学研修員
を一部受け入れる可能性というふうなものがある
のかどうか、この点をちょっと伺つてみたいと思
ひますが、外務省はいかがですか。

○内田説明員 ただいま先生から御指摘がござい
ました外務省研修所の活用というののも一つのアイ
デアかと思いますが、私もどなたもいたしましては国
際協力事業団による専門家の養成確保の事業の拡
充というものを最近図つておりました、私どもの
考え方としては、この事業団による研修
プログラムの一層の活用を図ることを考え
ていきたいと思つておる次第でございます。たと
えば、派遣前の研修、これは集合研修、個別語学
研修、個別技術研修と三本柱になっております
が、その集合研修におきましては、年間九回、各
回とも約三十日の期間で実施しております、も
う一つ別に中期研修というのがございます。年二
回、各七十五日のプログラムを組んでおります。
公団の専門家の方々にもこういうプログラムに今
後より積極的に参加していただくという方途を講
じていきたいと考えている次第でございます。

○近藤豊委員 その点は了解しました。
そこでもう一度改めて主管局長にお伺いします
けれども、熱帯農業の研究を農林省が持ち
持っていることはよく知つております。しかし、まだま
だはなだ不十分なものである。それから砂漠の
緑化についてはいろいろ試みがこれまでも行わ
れておりますけれども、日本の技術はアメリカや
イスラエルと比べると非常に劣るものであ
る。それから植林、つまり、伐採した跡地の緑化

ということについてはまだ全く対策がこれだとい
うものが見出されていないのが現実じゃないかと
思ふのです。そうした意味で、新しい技術がたと
えば、イスラエルのネゲブ砂漠の研究で実はい
ま開発をされたり、あるいはアメリカでまた新し
い砂漠の緑化についての技術が開発をされている
というふうなことがときどきニュースとして飛び
込んでまいりますが、公団の予算でも新しい農林
省の予算でもいいのですが、そういう新しい技術
について、将来の開発協力要員をどんどん出張さ
せて、そして現地で調査をさせる、と同時に、土
地カンも持たせるといふ必要があるのですが、大
体、農林省、そういう意味では海外出張あるいは
調査予算なんというのは技術屋さんのためのもの
は少ないですね。この点をひとつぜひがんばつて
ほかのものを犠牲にしてもおふやしになるとい
うことが必要だと思ひますが、どうですか。

○佐野(宏)政府委員 まさにいま先生御指摘のよ
うな問題に対処いたしますために海外派遣技術者
の長期研修というのをやっております、これは
外国の大学とか試験研究機関に原則として二九年
間留学をさせまして勉強させてくるわけござい
まして、テーマとしては、ただいま先生の御指摘
のございました熱帯林業の問題でございまして
か、乾燥地帯の農業の灌漑の問題というやうなこ
とを研究テーマとしてやらせております。最近増
員に努めてまいりまして、五十六年度に派遣いた
しました者は十二名でございますが、二、三年前
に比べますとほぼ倍増いたしております、現在、
このプログラムの中で長期研修を受けた者が
五十四名に達しておりますが、今後ともさらに拡
充を図つてまいりたいと思ひます。

○近藤(豊)委員 では、今後大いに関係者がこの
面で努力をされて、そして海外協力に農用地公団
及び農林省の技術者たちが積極的にかつ効果的に
参加できることを願ひながら、少し時間が早いで
すけれども、私の質問を終わります。どうもあり
がとうございました。

○羽田委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時五十二分開議

○羽田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。藤田スミ君。

○藤田(ス)委員 農水省がことしの三月に発表しております「世界食料需給モデルによる食料需給予測」というのを見ますと、地域別予測結果というのを出しているわけです。発展途上国の穀物の輸入量は一九七八年に三千四百三十万トン、二〇〇〇年になりまして七千九百四十万トン、二・三倍増ということになります。しかも、これもケース1の場合、つまり、需給が一致してして平年作であるという最も楽観的なケースのもとで、穀物の価格がインフレ率五％程度、名目で四倍程度という想定に基づいて出されているわけなんです。が、ケース3というのを見ますと、ケース1、この楽観的なケースにさらに肥料価格などが二、三％上昇した場合穀物の価格は名目で六倍くらいに上昇するだろう、こういうふうになっております。途上国の外貨不足などで輸入が非常に困難をきわめていることが予想されるわけですが、どうなんですか、ケース3については農水省は計算をしていらっしゃるのでしょうか。

○角道政府委員 お答え申し上げます。

ケース3につきましては、将来、原油需給の変更に等から今後、農業生産資材価格が上昇した場合に需給動向はどうなるかということも予測したものでございますので、私どもとしては、試算なり動向については一応の予測は持っております。

○藤田(ス)委員 そうすると、傾向はどういうふうに見ておられますか。たとえば、ケース3の場合、生産量は途上国はどういう傾向になりますか。

○角道政府委員 ケース1の場合に比べて生産量が上昇するというところから、生産量につきましてはケース3の場合基本形よりもやはり若干

縮小がみえるということはあるかと思ひます。また、需要につきましても同様のことがございまして、全体といたしましては需給のバランスは、ケース1に比べれば若干縮小する方向になりますが、反面、開発途上国におきましては全体としては輸出入バランス、貿易量から見ますと先進国に依存する度合いが大きい。したがって、貿易量につきましても基本ケースの場合よりも若干増加するというように考えております。

○藤田(ス)委員 途上国の場合に生産量がケース1よりもマイナスの傾向になる、こういうことなんでしょうね。そうしますと、現在でも非常に栄養不足、人口四億から五億と膨大な数に上っているわけですが、本来、もっと輸入が必要で途上国が買いたくても買えない。しかも名目六倍というような上昇価格になれば、途上国は非常に大きな困難にこれからは突き当たっていくということが考えられるわけなんです。

そこで、やはり日本の援助というのはどうしても真の国際的連帯の立場で、より貧しい国々の国民の食糧生産に向けて取り組んでいかなければならないということが当然考えられると思ひますけれども、同時に、これは大臣のお考えをお聞きしたいのですが、人口は、わが国は世界で見ると二・七％です。ところが、日本の世界の小麦だとか飼料あるいは穀物の貿易量は一四％を占めております。つまり、まさに買ひあさっていると言ひたいくなるほど非常に多くの貿易量を抱えているわけなんです。これが穀物価格を引き上げる要因になっているという事象はこれからどうしても解消していかなければならないと思ひますし、したがって、国際的な食糧問題を考えても、私は、日本の自給率を高めていくというのは重要な課題であると考えますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○田澤国務大臣 穀物の日本への輸入によつて世界の穀物の価格がそのまますがったということにはならないと私は思ふのでございまして、むしろ、第一次オイルショック以後世界の穀物の過剰時代が終わつた、さらに、中国あるいはソ連等の

穀物のいわゆる不安定というものが要素になつて、穀物の国際価格が高騰していると思ひます。しかしながら私たちがとしては、あくまでも自給率の確保には努力をしまひなければならぬのでございまして、今後とも穀物の自給率の向上のためには最大の努力を払つてまいらなければならぬ、かように考えております。

○藤田(ス)委員 大臣は、わが国が非常に多くの穀物、飼料だとかそういうものを買い入れてくることについて、それは別に価格を引き上げる要因になつていないということですが、私はそうではないというふうに思ひます。

次に、食糧増産の援助についてお伺ひいたします。

外務省にお願ひしていると思ひますが、政府開発援助のうち、無償協力で食糧増産援助が一九七七年から実施されているわけですが、従来、何カ国に何億円相当の援助がなされてきたかお答えいただけますか。

○松浦説明員 先生御指摘のように、食糧増産援助は昭和五十二年頃から始められましたが、当初は、予算規模は六十億円でございまして、対象国も八カ国でございしましたが、おかげさまでその後毎年予算規模が伸びてまいりまして、昭和五十六年度では二百六十億円、対象国も広がりました。十六カ国になっております。いままで援助しました国を累積で見ますと、全部で三十二カ国になります。昭和五十七年度の予算は二百九十億円でございます。いまからこの割り振りを進めてまいります。

○藤田(ス)委員 食糧増産援助は、被援助国の食糧増産計画に対して肥料、農薬、農機具などの無償援助を行うものであつて、これによつて技術、人、それから生産資材、物、それから資金、これが三位一体となつて効率的な援助ができるというふうに説明をされているわけです。この援助については、一つは、技術協力プロジェクトと関連した地域への投入を相手国が日本に約束する、二つ

目は、供与資材を農民に売却した代金を相手国政府が積み立て、そして三つ目に、これらをさらに食糧増産計画の措置と経済発展に必要な経費に充当するというような条件になつていてと思ひますけれども、この条件は正しく遂行されているというふうにご覧になっていらっしゃるかどうか。

○松浦説明員 先生御指摘のように、食糧増産援助は肥料、農薬、農機具を無償で提供いたしまして、発展途上国の食糧増産に対しまして努力を支援するということを目的にしております。この援助は、無償資金協力でございまして返済を要求しているものではないと思ひますけれども、先生御指摘のように、考え方といたしましてはできるだけ技術協力と結びつけて有機的な連携を保つて行つていくというふうにご覧になっておりますが、必ずしも絶対的な条件にはしてございません。

それから、二番目の点でございまして、肥料、農機具、農薬等を相手国政府に提供いたしまして、相手国政府が適正な価格で農民に売却するということを義務づけておまして、その売却した代金を相手国政府は積み立ててファンドをつくる義務を負つております。これは先生御指摘のとおりでございまして。

その次には、そのファンドの使い方でございますけれども、私どもはこのファンドは食糧生産の増大を含みまして農業開発の目的のために利用してもらふということにしております。このファンドの使い方につきましては相手国政府と十分な連絡をとつて行つております。いままで私どもが援助をして積み立てましたファンドにつきましても相手国政府といたしまして連絡をとつておりますけれども、適正に使われていると考えております。

○藤田(ス)委員 適正に使われているということなんです。別に内政干渉せよということではないわけなんですけれども、しかし、従来からこの種の援助については余りいいわけが流れていないわけですね。汚職がきまといつていふというふうなことはこの委員会の中でもかねがね指摘をされてきた問題だと思ひます。せっかくの援助が相手

国の国民や農民の生活向上のために役立たないで、相手国政府の高官などの蓄財のために役立っているというようなことがあつては大変な問題だと思ふのです。

一月の六日でしたけれども、毎日新聞の「政治と倫理」という記事の中に、タイの中で起こっているこういった適正に使われていない、そして農民に適正な価格で援助した物資が渡っていないというところを取り上げられております。

ちよつとここで具体的に言いますけれども、「八〇年度の援助額は三十二億円で最低五万トンの日本製肥料の購入が条件づけられていた。」ところが、タイ農業生産公社「MOF」に届いたのは四万一千トンに過ぎなかった。買付け交渉の最中にタイ農林省とMOFの幹部が日本の業者から日本への観光旅行に招待された。その見返りに出荷数量をまけるように持ちかけられたため」とこのMOFの前副理事長ソムチャイ氏が語っているところに書かれております。この方は「以前に同じ申し出を日本の業者から受け、拒否した経験がある」ということを言っております。さらにMOF関係者やタイ人の経済消息筋が一致して指摘するのは、援助肥料が条件通り市価の七割で農民の手に届く」というようなことにはまずなっていない。間違ったとせば、商人あるいはまた農協の組合長などがリベートや利益をむさぼつて、まさに「無償援助も入り口から出口に至るまで汚職の食いものにされ、国民の八割以上を占める肝心のタイの農民にはほとんど恩恵をもたらさないことになる。」こういうふうな記事に書かれておりますが、この事実関係は一体どういふことなんでしょうか。

○松浦説明員 私ども、この一月六日の毎日新聞を拝見しまして、早速現地にごさいます日本大使館に訓令をいたしまして調べましたところ、結論を最初に申し上げますと、この新聞で報道されておりますような事実は全くないということでございます。

新聞報道の内容は、先生御指摘のように、日本

からの五万トンの肥料が、実際に政府が受け取つたのは四万一千トンであるということでありまして、けれども、タイ政府も日本政府の申し入れを受けまして各段階で全部チェックしております。たとえば、肥料がタイに到着いたしました段階での記録が税関に残っております。この税関にもきちんと五万トンと記録されております。それから、その後の輸送の各段階で全体の量が把握されておりますが、これもきちんと五万トンでございます。最終的に農民にすべて五万トンが渡つていくということでございます。

それから、先生御指摘の価格についてでございますけれども、価格につきましては日本政府に全部連絡をしております。タイ政府は、先ほど私が申し上げましたように適正な価格で農民に売却するということになっておりまして、私も、適正な価格で売却されたと考えております。

この記事のもとになりましたのは、いま先生も引用されましたタイの農業協同組合省の一部局でございますMOF、タイ農業生産公社と訳しまして、その次長のソムチャイという方が情報源になっておりますけれども、この方は全然別なことで解雇されて、若干その腹いせもあつて、こういうことを新聞にしゃべつたのではないだろうかということ、タイ政府が非常に怒つておりました。私いま手元に持つておりますが、タイ政府は毎日新聞に対して厳重に抗議を申したいというところで、すでに四月に入りましてタイの農業省のタールン農業次官の名前で毎日新聞社に対して、この記事は全く事実無根であるという抗議を申し入れたと承知しております。

一般的に申し上げまして、先生御指摘のように、私どもは、非常に財政状況の厳しい中で援助予算を拡充してまいつておりますので、その援助予算を使ひました日本の援助が、本来の目的である相手国の国民の民生の安定、福祉の向上、さらには社会経済開発の発展ということに貢献すべきであつて、先生御指摘のような汚職だとかさうい

うような形になつてはならないと考えております。最近では、すでに実施しました援助プロジェクトがきちんと所期の目的を上げておるかどうかというところを評価することに力を入れてまいつてきており、今後ともこういうことのないようにしたいと思つております。

○藤田（委員） この記事の中には、確かにソムチャイ氏がいろいろ事情があつて、そしてこういうことを言つたんだといったことを書いておられますけれども、実際には、外務省、どうなんですよ、八一年度供与したこの肥料を農民にトン当たり幾らで売却したかということをやつて、三割引きでちゃんと渡つたのかどうかということとはつかないから、やるのですか。

○松浦説明員 私どもがタイ政府から報告を受けておりますのは、まさに御指摘のように市価の七割、具体的には、一トン当たり四千七百バーツで農民に渡したというふうに連絡を受けております。

○藤田（委員） 調査にも限界があるでしょうけれども、向こうの政府がこう報告をしているからということだけで、こういった問題を適正な価格で売却されていると言ひ切るのには私はどうかと思つておられます。こういうふうな問題は、公然の秘密というふうなことでいろいろ言はれておられるわけですね。援助物資を横流ししたとか行方不明になつたとか積み立てが不明だとかいふようなことはざらにあるんだ。しかし、実際援助が国民の役に立たないで特権階級だけの私腹を肥やすためにあるというふうなことは大変恐ろしいので、きょうはもう時間がありませんからこれ以上追及いたしません。こういう問題について十分注意を払つて、本当に援助がその国の国民の役に立つように進めるべきであるということをご指摘しておきたいと思ひます。

時間が来ましたので、これで終わります。

○羽田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○羽田委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、これを許します。寺前巖君。

○寺前委員 農用地開発公団法改正案反対の討論を日本共産党を代表して行います。

反対の第一の理由は、一九七四年の国際協力事業団の設立に際し、わが党は、これがアメリカの世界戦略に基づく援助肩がわりと、日本の大企業の海外進出の補完という新植民地主義的性格を持つ経済協力を強力に推し進めるためのものであるとして反対したのであります。本改正案は、レーガン政権のもとで、その経済協力の性格がますます強化されている状況の中で、国際協力事業団の下請を効率的に行うために農用地開発公団を活用するものであり、とうてい賛成できるものではありません。

第二に、農用地開発公団を活用して行ふ農業協力の主な対象が、ASEAN、ブラジル、中国など、日米両国にとつて戦略上重要な国、あるいは日本の大企業の進出国であること、さらに、協力事業のうち、リスクの大きい業務を公団が引き受け、うまみのあるものは従来どおり民間企業が分担するという企業にとつて都合のよい分業を行うものになる可能性が強いことであります。

わが党は、発展途上国の深刻な食糧問題を解決するために、農業協力が正しく進められるべきであること、また、人口わずか二・七％の日本が世界の穀物貿易量の一三％を輸入し、国内の農業を縮小、衰退させているという政策を根本的に転換して自給率の向上に向かうこと、この二つが日本に課せられた国際的責務であると考えます。

この立場から考えたとき、農用地開発公団の活用は、農業協力にとつて一定の寄与をし得る可能性を持つことを否定するものではありませんが、さきに挙げた二つの問題点が解消されぬ限り農業協力は正しく進まないこと、したがって発展途上国に真に役立つものとはならないことを指摘し

て、討論を終わりたいと思います。
○羽田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○羽田委員長 これより採決に入ります。
農用地開発公団法の一部を改正する法律案について採決いたします。

○羽田委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 この際、本案に対し、亀井善之君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ、民主連合、五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。竹内猛君。
○竹内(猛)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新自由クラブ・民主連合を代表して、農用地開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。
農用地開発公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、食糧の長期にわたる安定確保を図るため、国内自給力の向上に資する各種施策を整備拡充するとともに、公団の海外農業開発協力にかかる本案の施行等にあつては、左記事項の実現に留意すべきである。

記

一 開発途上国における食糧増産と農業振興の重要性にかんがみ、政府開発援助の推進にあつては、農業分野における協力を一層拡充するとともに、熱帯地域等の農業に関する試験研究の促進に努めること。

また、協力の実施は、相手国の要請に即してその自主性を尊重し自助努力を助長する方法を進めること。

二 公団の海外農業開発協力業務については、

国際協力事業団と密接な連携を保ちつつ、その円滑かつ効率的な実施が図られるよう、人材の養成等必要な業務体制の整備に努めるとともに、当該業務に従事する職員の勤務条件等が従来業務に比し不利益となることのないよう配慮すること。

三 農畜産物濃密生産団地建設事業については、

これが食糧自給力の向上と畜産業の健全な発展に寄与している実情にかんがみ、今後とも同事業の促進に努めること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところと思ひますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○羽田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
亀井善之君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○羽田委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきましては、田澤農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。田澤農林水産大臣。

○田澤國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上、善処するよう努力いたしてまいりたいと存じます。

○羽田委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案の委員会報告

書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○羽田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○羽田委員長 種苗法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小川国彦君。

○小川(国)委員 今回の種苗法の一部改正案は、新品種保護条約の締結に伴う国内法の整備ということで提案をされてきているわけでありますが、この際、私は、同法が施行されてから三年を経過してきておりますが、その三年の経過を振り返りながら、この国内法の整備に伴いまして、種苗の現状につきましてこの法案の審議とあわせて質問をいたしたい、こういうふうに存じます。

最初に、この種苗法施行後の三年間における法の運用経過につきまして、ひとつ簡潔で結構でございますから、まず御説明を承りたいと思ひます。

○小島政府委員 種苗法は昭和五十三年に第八十四通常国会におきましてそれまでの農産種苗法をほぼ全面的に改正いたしまして施行いたしましたものでございます。法律が公布されましたのは七月でございますが、その後、対象植物あるいは手続等につきましては政省令あるいは告示等を用意いたしましたして、同年の十二月二十八日に施行と相なっております。これに対応いたしまして、法の運用体制につきましても逐年整備をいたしてまいっております。

おりまして、五十四年にそれまで果樹花き課の一部で行つておりました種苗登録関係の仕事は種苗課という新しい課をつくりましてそこに移しております。出願品種の審査などを行います体制につ

きましても逐年整備を進めてまいりまして、今日、ただいまでは、種苗課員全員で三十九名、こういうことになっております。

また、審査をより円滑、効率的に行うために、作物別の審査基準をつくる、あるいは既存品種との比較をいたしますための検索業務をコンピュータを利用して行うシステムを開発するとか、あるいは新しい審査方法の一つといったしましてカラーチャートを作成するというふうな仕事もいたしておるわけでございます。また、今回の種苗法によりまして職務育成品種についての保護規定ができておりますが、これに対応いたしまして、五十四年には農林水産省の職務育成品種規程を作成をいたしております。

登録の出願状況でございますけれども、昭和五十三年に九件、五十四年に七十六件、五十五年は百三十九件、五十六年には二百四十八件、年々出願も増加をいたしてきております。審査を経まして登録いたしました品種は、五十四年に十九件、五十五年に五十一件、五十六年に百二十四件と毎年増加を見ておりまして、これまでに登録いたしました品種は合計二百三十八品種に達しております。そういったことで、新品種の登録制度につきましては、発足以来三年余りを経過しまして、出願及びその受け入れについての体制はほぼでき上がったというふうに見えておるわけでございますが、これと時を同じくいたしまして昨年十一月に植物新品種保護条約が発効するに至りましたので、わが国もこの条約に加盟するべく別途条約の承認案件を提出しております次第でございます。

また、新品種の保護制度と並びまして種苗法の柱でございます指定種苗という制度がございます。一定の作物につきましては、その種子に適切な品質表示を励行させる、並びに、種苗検査を行ひまして、優良な種苗の流通の確保に努めておるわけでございます。前回の法律改正によりまして、種苗業者が遵守すべき生産、流通に関する基準というものを定めることになっておりますので、それらにつきましても、最近、ようやく野菜

非常に千差万別、たくさんございまして、それを外にお見せするような形にはまだまとまったものはございせん。

○小川(国)委員 種苗の保存ということ、特に原種の保存、そういった意味から収集には国際的に世界各国が熱心に取り組んでいる。日本でも、稲の原種を求めて農水省の方でも中国の雲南省にまで日本の米の原産地を訪ねてもみ穀を追って調査隊を派遣する、そこまで国際的な種苗の保存、原種の保存に手を伸ばしていつている。

ところが、肝心の国内のいろいろなこうした稲や小麦、野菜、果物、そういったものの遺伝資源の保存についてはまだ文部省の方も、どうも各大学のセクシヨナリズムの中にあつて、それぞれがいろいろなものを貯蔵しているんだけれども、どういふものを持っているかというものが集約されてない。それから同時に、農水省も各試験場に持っているけれども、その農水省の試験場で持っているもの、公立の試験場にあるもの、あるいはまた、そうした各大学が持っているもの、そういったものが各省のセクトの中あるいは各大学のセクトの中に埋蔵されてしまつて統一になされてない。この点が日本にこの一たつた遺伝資源の保護という面では立ちおくれしている一つの大きな問題点ではなからうか。こういうことが各大学の先生方がみずから、内部告発ではないのですが、こういうことをなくさなければいけないのじゃないかという意見が出されているわけでありすが、その点について、主管たる農水省としてはこれを今後どういふふうに一元的にまとめていく考え方があるかですね。

○岸政府委員 お答えいたします。ただいま先生御指摘いただきましたような種苗の問題、特に、それを導入保存して国家的に一元的な形で使つていくという体制を整えることは非常に大事なことでございまして、現在の段階では、先生御指摘いただきましたような弱点がまだ残つておるうかと思ひます。私も農林水産省といつたしましてはそういうことがないように

たしたいということで、先ほどお答え申し上げましたように、農業技術研究所におきまして中心的研究機関で複層的にもダブつて保存しているものもございまして、農林水産省の試験研究機関で保存しているものにつきましては、すべてリストアップもできております。また、少量でしか長期間保存する体系と、それからすぐにも需要者に出せる体系と、何段階かに分けて保存をし、また配付をする体制を整えているということをやつていゝるわけでございますが、先ほど御指摘もございまして、先ほど文部省との関連等につきましても、今後、先ほど御答弁のございました文部省との間でも必要によりまして御相談を申し上げるような機会を持つて、できるだけ御指摘をいただきましたような線に近づくような努力をしてまいりたい、そういうふうにご考慮をしております。

○小川(国)委員 その点はぜひそういうふうにお願ひしたいと思ひます。特に、いまのように種苗がどんどん改良されて新しい品種ができてまいりますと、ある時点では機械化に対応した品種、そういうもののだけがどんどん追いついていく。ある時点では機械化がなくなつた場合、もう一遍もとに戻つた農法をしようとしても、そのときには今度その種子がないというふうなことがある。そのとき、古い歴史を持った種子を保存していくというところは、わが国の農政上もあるいは植物学の上からも重要な問題と考えますので、特に政府としても留意をして取り組んでいただきたいと思います。

次に、現実的な問題として、種苗の問題をめぐつて農民の皆さんの意見を聞きますと、種が高いというのを率直に言われるわけでありまして。米とか麦とか落花生とか、こういうものは大体農家で二年、三年と続けて自分のところでつくつた種を使うことができる。古来、日本の農家はほとんど自分のところで種をつくつてきたわけでありまして、米、麦、落花生のようなのは何年か一回か国や県の農業試験場で、自分のところば

かりで連作を続けた場合には障害が出てきますから、そこでまた、国の機関や県の機関で原種と取りかえてもらう、こういうことをやつていゝるようであります。しかし、野菜や果実の種についてはほとんど種苗会社から買つていゝるというのが実態であつて、特に、いまのようにだんだんと市場の要請で、あるいは消費者の要請が市場の要請がかわりませんが、新しい品種をつくつていくということになると、当然種苗会社のペースの中で種を買ふようになる。これから出てくるスイカにしても、あるいは冬の白菜、キャベツ、ゴボウ、ニンジン、こういったものから始まつて、大根それからスイカ、メロン、野菜、果実はほとんど業者から種を買ふようになっていゝる。ところが、たとえば、スイカの種一袋買ひましても、中に二百粒くらい入つていゝるもので大体三千円前後する。さらにスイカは接ぎ木のかんびの種も必要でありまして、それから、これも買ふと、スイカの苗木が一本で五上がるまでかんびの種とスイカの種と両方でも三十円ぐらいの種代にかつてしまふ。白菜なども一株一円ぐらいの種代。白菜が暴落して一株十円なんという安値のときになりますと、種代の一円もばかにならないという農家の訴えがあるわけですね。この種が非常に高いという農民の批判について、政府はこの問題点はどこにあるというふうにお考えになりますか。

○小島政府委員 一般的に申しまして、種苗の価格はその品種の優秀性あるいは種苗としての優良性、さらには種の需給関係などによつて決まつてまゐるわけでございますが、種苗業者も農家に種を委託するケースが多々ございまして、他の農産物と同様に、農産物としての価格の上昇がたいというものにも関係してまゐるわけでございます。また当然のことながら、そういう作物を採種用につくり出す場合の生産費、肥料代でありまして、とあるいは光熱、動力費でありますとか、そういう農業資材の一般的な動向によつても決まつてまゐるわけでございます。ただ、概して申し上げますと、お話しございましたような野菜類の種子とい

うのはかなり競争の激しい世界でもございまして、種苗の生産者あるいは種苗業者の側から言へば、さらにもつと値段が欲しいという場合でも、現実の競争関係の中でそうはまいらないというふうなケースもあるようでございます。

近年の動きを見てまいりますと、石油ショック以後、農産物あるいは諸資材の値段が一般的に上昇いたしました中で種苗代も大きく上昇したわけでございますが、ここ二、三年の動きを見てまいりますと、多少の上昇はあるものの安定的に推移をいたしております。他の資材に比べて格別高いという上昇率ではないように相なつております。

また、生産費の中に占めます種代のウエイトといふものを調べてまいりますと、芋のように種芋自体がまさに芋であるといふふうなものには非常に種代のウエイトが高いわけでございますが、野菜類になりますと、低いものでは生産費の中で〇・何%というものから高いもので三、四%ということとで、増殖率その他によりまして種苗費の占めていゝるウエイトはさまざまございまして、時系列的に眺めてみますと、特に、生産費の中の種苗費の割合が高くなつていゝる、こういう傾向はございませんで、物によつては上がつていゝる、物によつては下がつていゝる、その幅もきつめて微細である、こういう状況でございまして、一般的には種代が非常に高く経営を圧迫してゐるという感じは持つていないわけでございます。

ただ、御指摘もございましたように、このように農産物全体の消費が伸び悩んでおる際には、できるだけいいものをつくつて市場で高い値段を得たいと思ふのは人情でございまして、いいものというところから、需給上や高目の値段が出てくるということもあろうかと思ひますが、もちろん、競合関係にありましていろいろな品種がございまして、それが一方的、独占的な値段を維持できるという世界でもないわけでございます。

○小川(国)委員 局長さんが答弁されるように、

これによって経営圧迫とは思われない。種代で経営が圧迫されるようになったら農家も大変なことだと思ふのです。実際、過去のわが国の農業の歴史を見てみれば、種代というのはただ同然と言つてはなんでもございますけれども、あらゆる種が自家生産できた。そういう農業経営の時代はまさにあらゆるものが自分で自家生産できるのですから、購入費としてはゼロに等しい状況。ところが、最近はいろいろな野菜にしても果実にしても市場が新型を追う。自動車も新型を追うのと同じで、いろいろ変わった果物をつくれば売れるのじゃないか、本当の品質とか甘みとか味とかいうものよりも形態にとらわれるとかいうような形で、何でも目先が変わればいい、そういう改良の傾向などもある。それに農家も踊らされると言つてはなんでもござい、引張り込まれていくという傾向も私はやはりあると思ふのです。ともかく、そういうような売らんかなの農業形態を推し進めていくと、そういうことの中で種代も引きずられて上がつてくるといふ傾向があると思ふのです。

そういう中で、いま何といつても、わが国農業の中では米麦等については安定した国の価格政策の中で食糧の保護も受けているわけでありすが、野菜や果実はやはり自由競争の中にある。そういう形の中では、どうもそのしわ寄せが農民のところに行き及んでくるのじゃないかというふうにいるのですね。そういう点で見ると、種苗会社の売上実績というものが戦後非常に急上昇してきているというふうにいるのですが、年間のいまの種苗の売り上げ実績はどのぐらいに押さえていらつしやいますか。

○小島政府委員 これは、種苗会社が直接小売までいたします場合と卸売の場合とございますので、末端の小売段階で申し上げますと、千七、八百億円、こういう状況であると存じております。

○小川(国)委員 この千七百億円というのは、種苗会社は種苗の種や苗の販売のほかいろいろな資材の販売も行っているわけでありすが、種苗の販売だけというふうには押さえていらつしやい

すか。

○小島政府委員 これは農家の社会勘定という計算を農林省でいたしております。したがつて、農民側の支払い価格で種代が合計せられ、こういうことでございまして、種苗会社の売上額のすべてが含まれておるわけではない。お話がございましたように、資材その他は別な経費として、別な支出科目として計上いたしておるわけでございます。

○小川(国)委員 これを種苗会社の側からとらえた数字はお持ちじやないのですか。

○小島政府委員 種苗会社は非常に数が多いございまして、特に、民間の種苗会社が生産、流通をさせておりますもの、これは野菜とか花などが主でございますけれども、企業の数にいたしまして、種苗協会という団体加入のものだけで、たしか二千数百ぐらいあったと存じます。したがつて、いゆる会社の側から見ると、積み上げてどうなるのかという計算はいたしたことがございせんし、なかなか調べにくいテーマでもあるわけでございます。

○小川(国)委員 皆さんの方は、社団法人の種苗協会というのがございまして、そういう団体についても種苗課は密接な関連を持って指導をなさつていと思ひますが、そういうような面から、この実態については調査されておりますか。

○小島政府委員 協会の方でも、大変大まかな話としては把握しておると思ひますが、個々の会社の売上額が幾らであるかという問題は、協会の内部でございましてなかなかつかまらなかにし得ないものがございます。また、恐らく協会などで調査をいたしましても、必ずしも正確な数字が得にくい分野でもあらうかと思ひますので、私どもの方でいろいろ手法を用ひまして大胆な推計をいたしたものが、先ほどお答えいたしました数字でございます。

○小川(国)委員 私は、いま局長さんの答弁のとおりだとすると、やはり農水省の方の実態把握がまだきわめて不十分なのじゃないかというふう

思ふわけですね。私も、この委員会の質疑の前にいろいろな方面から調査をしてみますと、大体種苗会社の売り上げから見ると、現状ではおよそ五百億から六百億ぐらいの種苗の売り上げ、種苗会社の側から見るとそういう売り上げ、いま局長が答弁なさつておられるのは、いわゆる買手の農家の側から見ると千七百億、大変実態に開きがあるんですね。こういう差はどういうふうにお思ひになりますか。

○小島政府委員 種苗の生産額と申しますか、多くの種苗は、ほとんど言つてもいいのですが、園場で生産をされておるわけでございますから、農業生産額としてとらえた場合と末端で売られます場合の額と、当然流通経費それから小売などのマージンが入つてまいりますから、金額的にはギャップがあるわけでございます。

ただ、お話がございました生産額で五百億ぐらいというのは、私どものつかんでおります種子全体、種苗全体という点から見ればやや少ないのではないかと存じまして、あるいは種苗協会傘下の会社の種子の生産額ということではないかと思ひます。私ども、先ほど千七、八百億円と申しましたのは、種もみでございまして、あるいはパレインシヨの種子でございまして、あるいはサトウキビの苗でございまして、果樹の苗木でござい

ますとか、そういったものを全部入れて、農家の支出科目としての種苗代、動物の種畜などは入つておりませんが、植物の種苗代全体で申し上げたつもりでございまして、それから推して、種としての生産額というのを大変大ざっぱに把握をいたしますと、園場段階では一千億前後ではなからうか、かように考えておるわけでございます。

○小川(国)委員 おつしやるように、米麦から芋類から全部含めていけば一千億前後、と。私が種苗の業界の側からこれを追つてみると、大体五、六百億というのは、野菜、果実を中心にして考えていけば、そういう数字が大体推定されるのではなからうか、こういうふうにお思ひます。これは当然皆さんの方も掌握なさつていことだと思

のですが、ただその中で問題なのは、これは米国のスタウファ・ケミカル会社というのが調査した「種苗業界所得ランキング」、これは税金の申告書をもとにしたこういう業界の調査が全体的に行われているのですが、そういうような中から種苗業界の所得ランキングを見ますと、これは一九七九年から一九八〇年の間における売り上げ調査なのですが、たとえば、タキイ種苗が二百二十二億、坂田種苗が百四十三億、雪印種苗が二百十億、協和種苗が六十六億、渡辺種苗が二十一億、カネコ種苗が百十五億、東北種苗が三十五億、横浜種苗が三十七億、大和農園が十五億、第一園芸が五十六億、豊橋種苗が四十二億、みかど育種が三十六億と、大変大きな売り上げの種苗会社が目立つわけですね。これらの売り上げのカーブも、十年前くらいから比較すると大変な売り上げの伸び、急上昇している。おつしやるように、この三、四年は横ばいですが、歴史的に見ると非常に急上昇してきている。これらの数字で見ると、含めての売り上げでございまして、仮に、この中の五〇％が種の売り上げであつたというふう

に推定をしてみますと、大手の十二、三社の種苗の売り上げで約五百億から六百億に達するわけですね。大体、上位から十五社までとすると、それで野菜、果実の六百億にほぼ見合う売り上げになつてくるというふうには推定されるんですね。末端のいろいろな種苗を取り扱っている農協とか団体あるいは取扱店で見ると、大体種の値段というのは一定してしまつて、上下の差がなくなつてきている。末端から見ると、いわば独占価格、管理価格が設定されているのじゃないかというふう

あると思いますが、国の出願状況を見ると個人の十分の一、種苗会社から見ると八分の一ですか、種苗会社が二百八件出願しているのに対して国は二十八件。それから野菜などの場合を見ますと、種苗会社が七十件の出願をしているのに対して国は二件という状況で、どうも国がこういうたものの品種の開発、研究というもので独自の品種をつくるというのが少しくれているんじゃないかという感じがするわけです。昔は、農家が新しい品種をつくっていくという場合においては、やはり一番の相談相手は国や県の農業試験場であつて、そしてまた国や県の農業試験場も新しい品種をつくるのを農家に持っていくつて、どうですか、こういう種をつくったからひとつくつてみませんか、それでつくった結果はこうであつた、そういうので農民と国公立の試験場の結びつきというものがもつと密接であつたと思うのです。ところがいまはそういう国公立の試験場と農協、農民、農業団体の結びつきを聞くと非常にそこが薄れてゐる。そこに入っているのは何かというと、今度は種苗会社が入つて、国公立の研究機関の土台の上に新種をつくつてそれを農家に売りに来る、こういうシステムになつてしまつておりました、国公立の試験場あるいは大学の試験場、研究機関、こういったものが本当に日本の農民、農業に直接的に役立っていくという面が希薄になつてきているのではなからうかというふうに感ずるわけなんです。その一例がこの出願件数の中に出てきているのではないかとこのように指摘されると私は思うのですが、この点についてはどのようにお考えになりますか。

○岸政府委員 品種の育成につきましては、たゞいま先生の御指摘にございましたような商業ベースに非常に乗りやすい野菜、花卉あるいは果樹、そういったものと、そうでありますんで、稲、麦、大豆、そういったような主要農作物にかかわるものと、両方に大きく分けられると思うわけでございますが、ただいま先生の御指摘にございましたのは前者の方についての特に、そういう点が目立

つというお話ではないかと思ひます。私も、特に国の試験研究機関におきまして、全般的に見まして品種の育成というものが試験研究機関における最も重要な役割であるというふうに認識をいたしております。現に、品種の育成のために非常に大きな努力を払つてきております。主要農作物でございいます稲でありますとか麦でありますとか大豆でありますとか、そういったものにつきましては、国並びに都道府県の試験研究機関に委託をいたしましてやつております指定試験、そういったようなところで非常に多くの品種がつくられているのが現状でございいます。

一方、御指摘にございましたような野菜あるいは花、一部の果物というようなものにつきましては、これは世界的に見てもそういう傾向が非常に大きいわけにございいます。いずれも非常に商業ベースに乗りやすいものでございいます。また、一つ一つの作物の種類は非常に多々ございいます、それぞれのものの栽培面積等につきましても非常に細かいものが多いわけでありまして、そういうような関係にありますものにつきましても、国公立の試験研究機関だけで農家の栽培する品種すべてを賄うということは非常に困難な状況にございいます。先ほど先生のお話にもございましたように、昔はそういう点についてもかなり自家採種が多かつたではないかというお話でございいます。その点については、前の状態ではそういうことがございいます。その時代にはいづれも固定された品種がつくられておりました、そのものにつきましてもは当然自家採種ができるわけにございいます。最近、野菜等につきましても非常に栽培法の変化がございまして、いろいろな地域でいろいろな条件でつくられなければならないというようなこともございまして、やはりそれぞれに対して適合する品種というものが必ずしも固定された品種だけではなかなかうまくいかない。どうしても一代雑種を対象に使わなければならないような状況がございまして、そうなりますと、どうしてもこれは商業ベースのところできつてくるものが多くなる

わけにございいます。私も国の試験研究機関といつたしましては、そういう面に対しましてやはり国としての責任を果たしてまいらなければいけないと考へておりました。そのためにはそういう商業ベースで品種がつくられる市販のものの育成に對しまして、その基礎になりますところを国で実施していく。特に、最近のように非常に野菜等が連作をされるような状況にありましますことから、病気の問題などが非常に大きく浮かび上がつてくるわけにございいます。そういうときに耐病性の遺伝子を苦勞して外国から導入し、野生種から導入し、それを栽培の現地に持ち込むというためには非常に多くの時間と人手とお金をかけなければいけません。どうしてでも私も国公立の試験研究機関でそういうところに力を注いで、農家が実際に種苗会社の種を買つた場合においても、病気の被害をできるだけ少なくできるような品種をつくつていかなければいけない、そのための基礎を国としてしっかりとやつていかなければいけない、そんなふうな考へておりました。限られた人員の中でつくるためには、そういうところを主眼点に置いてやつていくように考へております。

○小川(国)委員 確かに、そういった限られた人員と予算でやるわけでありましますから、すべての農家の要求に国の研究機関が応ぜよといつてもこれは無理なことは私はわかつておるわけです。ですから、たとへば、千葉県の例で申し上げますと、千葉県の農業試験場などはイチゴの麗紅な人という大変すばらしい品種をつくつておるわけなんです。これについては全国から引き合ひが来まして、そのおもしろいすばらしいイチゴの苗を分けてほしいと全国から殺到する。これは千葉県知事の名前で登録をして、そしてもちろん許諾料、県民には一株たとえば五十円、県民の税金でつくつたものだから外は一株千円とか、そういう値段でやつておるようでございますけれども、そういった独自の品種をやはり国なり都道府県の研究所がつ

くり上げていく。国の方ではまた、そういったような意味で指定試験地制度などもやつておられるようでありまします。こういったものをもつと充実して、そして都道府県の公立の試験場でも農家に対応できるような新品種をつくつていく、それからもちろん国の方でもそういったことをやつて、いつてもらう、それから同時に、いまおつしやられたように多様な時代の要請に国公立の機関だけでは対応できない、それは当然民間の種苗企業に依存せざるを得ない点はあると思うのです。ですから、国公立の試験場と種苗会社の結びつきがどうもすつきりしてない。たとえば、いまおつしやるうちに、わかりやすい言葉で言つて、国公立の試験場が苗の中間製品までつくる、中間までの研究をやる、その先を種苗会社がやつて、いわば製品にして、生産された種苗になる。ところがその場合に国公立の試験場でした研究料はもろにいま言つた許諾料を取つて、これは国庫に入るわけにございいます。当然入るわけなんです。でありますけれども、それが本当に適正な形できちんと国庫に取られていくのかどうか、あるいはまた、半製品までのところを国公立の機関でやつておるわけだから、その上に種苗会社がやつておるわけですから、半分は国の税金なり都道府県の税金でやつてきているのですから、そのところでできてる製品の価格というものは、やはり農家から見て種は高いなということじゃなくて、そういう研究の上に民間の製品、いわゆる種苗ができてくるわけですから、そのところをやはりけじめをきつとされて、国公立の研究機関が民間の種苗会社の御用機関、下請機関じゃないかというふうに見られてきているいまの風潮というものは正していかなければならないのじゃないか。直接農民に提供できる独自の品種をつくるということ、もう一つは、自分たちが途中で研究して渡したものであることがないようにこれをきちんと指導、監督していく役割りというものがあ

るのじゃないか、こういうふうに思ふわけなんです。

その点、最後に皆さんの方からと大臣の方から、これからの種苗行政のあり方を本場に農家、農民の立場に立つた種苗行政に発展させていくような見地から、その辺の御見解を承りたい。

○田澤國務大臣 今回のこの国際的な協定によりまして、国際的なルールに参加することによってわが国の国際的な信用というのは非常に高まるし、このことによつてわが国の農業に対する役割りというのは非常に大きくなつてまいるわけでございまして、この法律を基本にいたしまして私たちはいま御指摘がありました点をできるだけ注意深く監視しながら今後進めてまいりたい、かように考えております。

○小川(国)委員 終わります。

○羽田委員長 小川君の質疑はこれにて終わりました。

島田琢郎君。

○島田委員 今回の改正によりまして国際条約加盟ということになるわけですが、率直に言つて具体的なメリットというのは一体どんなものがあるのでしょうか。また、国際社会に貢献しなければならぬ、こういう立場も同時に義務的には負わされるわけですが、こういう点について今度の法改正の持つ意義といひますか、まず冒頭にお尋ねをしておきたい。

○小島政府委員 今回の新品種の保護に関する国際条約加盟は、これはいわば多国間の国際条約でありますので、これに加盟することによりましてわが国の種苗の国際的な信用が高まる、これによつて具体的にどういふ経済的なプラスということではなくて、条約加盟国においてつくられた種苗であるということにおいてわが国の種苗及び種苗業界の国際的な信用が高まる、これがまず第一点であらうと思ひます。

第二点は、海外で育成されました優秀な品種あるいは日本国内で育成されました優秀な品種が互いに導入されやすくなるということで、種苗の国際交流が進みましてわが国の農業に裨益するところも大でございまして、逆に、世界の農業のため

にわが国の種苗が役に立つ、こういうこともあらうかと存じます。

第三には、この条約の事務局と申しますか国際条約の同盟におきまして、世界各國の種苗に関するさまざまな情報収集あるいは調査活動というのをやつておりますので、この機構に加盟することによりましてわが国の情報も外国に提供いたしますし、逆に、世界各國の情報も入手しやすくなる、以上三点がこの条約の加盟における大きなメリットではないかと考えております。

○島田委員 国際交流ということになりますれば、これは種苗そのものの物の交流ということと、もう一つは技術的な交流というものと両側面があるのだらうと思ひますが、その際には、第一点に挙げられました種苗というのは非常に重要な点でありますね。世界から見ても、日本の種苗に對します信用度というのは一体どれくらいあるとお考えになっておりますか。

○小島政府委員 これはなかなか計数的に申し上げにくいのでございしますが、一つの指標といたしまして、わが国が世界各國にどれくらいの種苗を輸出しているかということによつて判定することはできようかと思ひます。輸出入の全体ということで見ますと、遺憾ながら輸入の方が金額的には多いのでございしますが、これははまたそれなりの理由もございします。輸出の総額といたしまして約六十三億円の輸出をしておりまして、農産物の輸出という点ではわが国は大変おくれをとつておりますけれども、優秀な品種、さらには採種の技術を持ちまして、きわめて一部の分野でございしますが、世界各國に進出しておる、この一事をもつてみてもわが国の種苗ないしは品種が国際的にも相当高い水準にあるということをお認めいただけるのではないかと思ひます。

○島田委員 確かに、作物によつて外国から種を多く入れてゐるものに、逆に、また日本に對して欲しいということも期待が持たれてゐるものと両方ある。計数的にいろいろ積み上げることがむずかしいというお話であります、計数的な問題より

もそういう信用という問題は大変重要なことですから、いま三点お挙げになつた国際的な立場に立つた日本の種苗というのは、いままでと違つて大いにこれから国内で普及されていつたときに、宣伝と實際が違つたといつたようなことは、国内的には一定のフォローはできますけれども、国際的にはなりまして一通に国際的な信用を落とすといふことになりまして、これは大変注意を要する、こう思ふのです。

私はこの際、若干の経験を上上げてみます。過般中国に参りましたら、中国ではいま一番作物の増産とかあるいは新たな分野の開発といつたような面で日本に向けて期待されてゐる幾つかの品種といひますか作物があることがわかりました。たとえば麦、とりわけ麦の中の小麦、これは品種も期待されておりますが、耕種技術、これについて大要矢張り早な質問が私にありました。私どもも代表団の中で、実際に小麦をつくつてゐる経験を

持つてゐるのは私しかいなかったものだから、乏しい知識を披露して汗だくで説明をいたしました。しかし、實際だんだん説明をいきますと、正直言つて冷や汗の出るような思いをする場面もありまして、まだまだそういう期待に對して、それじゃ日本の小麦なんという限定した品種で一〇〇％こたえられるような状況にあるかどうかとなりますと、まだしもその感を私自身はいたしたのであります。それからもう一つは砂糖であります。特に、ビートに對します種と耕種技術に對して、日本に對する大変強い関心を持つてゐることがよくわかりました。身近なところの国で日本に對してそういう期待があるといふことの反面、外国に生でそのまゝ輸出をいたしますと、これはなかなか向こうの期待を実現することが必ずしも可能かどうかには大いに問題があるだらう。ですから今後、こういう期待が中国に限らずよその国からも寄せられてくる可能性は十分ある。

一昨年私は東欧諸国を回りましたら、やはり日本の種に對して、もう一つは耕種技術に對して大変質問が集中いたしました。私が農民出の国会議員

員というようなことがあつたのでしようか、何でも聞けばわかると思つて私にいろいろ質問がなされましたが、外国に行つて日本の種子に對する期待あるいは耕種技術に對する期待というものが大きいという反面、それではストリートに日本がそれにこたえられるような状況になつてゐるかどうかといふことを考えましたときに、技術屋の皆さん方は胸を張つて、そんなことはございせん、十分そういう国際的な信用にたえるだけの日本の種子あるいは種苗の開発技術研究は進んでおりますといふことになるかもしれないけれども、私自身は不勉強で、農業やつておつて、自分でつくつておつて、いざ聞かれると、種とかといふ限定された問題になつてくると必ずしも的確に答えられないといふまことに私も恥ずかしいと思ひ反省をいたしましたのであります、今後、そういう問題と

思ふのです。もう一つ、ついでだから申し上げておきますが、日中農業農民交流協会というののございします。これは八百板正先生が会長をおやりになっております。一昨年と一昨年度の二カ年、実は稲の技術、これは種も機械も技術員の方も含めて中国で稲作の實際の展示園を、十ヘクタール向こうの土地を提供してもらつて展示した、こういう経験がございします。連日、あぜがなくなるほど全国各地から中国の農家の方々が日本の稲作に對して関心を寄せて大要な数、見学においでになつた。これは中国では大々的に人民日報なんか報道されて、私もそれにかかわつた一人として大変誇りに思つたのでありますけれども、しかし、實際は一年間を通してやつていましていろいろ問題が出てきてゐるようございします。これは、きょうは時間の関係で余り深く触れることができませんが、しかしこれなんかも日本の品種、種子、それから耕種技術に對する中国の期待が高い、関心が高いという側面をあらわしてゐるものとして、今後の日中の農業交流という面はそういう面でも

大変大事な役割りを担わなければならぬなど、こういうふうに思つたのです。ですから、今度は国際条約に加入して堂々と種苗の交流、技術の交流も含めてやるということになりますと、これはなかなか責任が重いという感じが強く持ちながらこの種苗法の中身について若干勉強もさせてもらったのであります。

前置きが、そんなことでちよつと長くなりましてけれども、そういう意味では、今度の種苗法の改正は文字で言えば幾つでもないような法律の改正であるということではあるのですけれども、実はかなり重い責任と義務を持つていくということが言えると思うのです。ですから、相当の気構えて今後の国際的な対応というものをやりいたさないと、恥をかしいというふうなことになるのは困る、こう思つておられるのですが、私のこのように認識に対して大臣の御見解があれば冒頭にまず伺つておきたい、こう思います。

○田澤国務大臣 この国際条約に加盟することによつて三つないし四つのメリットがあるのはたゞいま局長から答弁されたとおりでございます。これに加盟することによつて、国際的な統一ルールに参加することによつてわが国の国際的な信用が高まる、このことは私は非常に大きいことだと思ふのです。だから、いま御指摘のように信用を高めるための努力を私たちはしていかなければならないということだと思つてございまして、そのことによつてわが国の農林業の振興に大きな役割りも果たしますし、また、私たちも種苗を通じて国際的な農業への参加もできるわけでございます。そういう点では一層私たちは信用を高めるといふことに反省をいいたしうか、決意をいたして今後対処してまいらなければならぬ、かように考えております。

○島田委員 そこで、国際交流の重要性というのが認識されるわけですが、具体的に言いますと、さしたたつてどんな国とどんな作物を主体にしてこうした国際交流というものを行おうとお考えになつてゐるのか。いま、大臣おっしゃる

ように、変なものを輸出しまして、一たんためたとなつて信用が落ちたになつただけで済まないのです。これは大変な問題を引き起こしますから、こういう点では慎重におやりいただきたいという点を先ほどの問題の中で申し上げたわけでありまして、その方針がおりならこの際伺つておきたい。

○小島政府委員 これは、品種自体の交流という問題と種苗の交流という問題と多少性格を異にするのではないかと思つております。

品種の交流ということになりますと、日本で育成いたしました品種を外国にも普及をさせる、そのために品種登録をいたしまして、そのいわば育成者の権利を確保しながら広めていく、こういうことになりまして、相互に品種登録を認め合うという体制が必要でございまして、ただいまの条約加盟という問題も、加盟国相互間あるいは加盟していないけれども同じような法制を持つていく国というものの間においてお互いに育成者の権利を認め合う、こういう体制ができることが種苗の国際交流を深める一つの起因になると思つてござい

ます。

法律制定後の動きを見てまいりますと、日本から外国に出願いたしましたものは、これは私どもの把握いたしておるものでは六件ほどございまして、けれども、逆に、外国で育成された品種が日本国内において登録出願があるというものもござい

それから、種苗の交流ということになりますと、通常は輸出入という関係をもつて見られるわけでございます。先ほど申し上げましたように、わが国もある程度の輸出をいたしておりますし、逆に、輸入もいたしておりますけれども、輸出入の大きなウェイトはアメリカとかECでござい

ますけれども、たとえば、東南アジア諸国などに対しまして、わが国でできた種苗で、それらの国々でも十分栽培適性があるというものについては、わが国から種を輸出するというか、こ

うによつてその国の農業に貢献をいたしておるわけでございます。

さらにまた、先ほど来お話がございましたように、外国に対する広い意味の技術協力の一環として、その国の農業生産力を高めるために、日本の持つております品種育成あるいは採種管理、こういう技術を外へ持つていきまして、その国の品種ないしは種苗の育成のレベルを高めていくという努力ということになります。これは国際協力の分野でございまして、現に、わが国におきまして外国からの研修生を受け入れるないしはわが国の方から指導者を差し向けまして、その国でその国に向いた品種を育成するということについて貢献をしておるわけでございます。

またさらに、お話がございました中国との交流ということになりますと、先般合意されましたように、日中双方において共同の研究をやるということによりまして、その国にもプラスであり日本にとつてもプラスである、こういう国際協力という分野がこれからは種苗の世界において大いに広がる、かように考えておるわけでございます。国際交流のそれぞれ分野、分野におきまして、力点を申しますか向かう方向というものは多少意味合いを異にして発展していくのではないかと考えておるわけでございます。

○島田委員 ところで、種苗の、物の交流という中で大変気をつけなければならないのは、その種にまじつてこつちが望んでないものが一緒になつていく。具体的に言いますと、私自身も経路はちよつとよくわかりませんが、北海道のパレイシヨあるいはてん菜の耕作畑に最近アメリカナシカズラという雑草が蔓延いたしまして、これは私二十六年前にアメリカに参りましたときに、アメリカの農民の大敵と言われた雑草なんです。これは日本にはない雑草です。始末が悪うございまして、これがパレイシヨの茎に絡まるのです。このパレイシヨから足を滑りまして、パレイシヨの茎にさきり込むのです。この樹液を吸つてこの雑草は繁殖していくわけなんです。これがまことに始末が悪くて、取つても取つても取り切れない。これがずつと一面に広がつてまいりまして、私のところのパレイシヨの主産地であるところは大騒ぎをやつた。ところがいまの農業の中でこれを退治する除草剤が実は認められていない。普通の除草剤では死なない。それで、何日も干しておいても枯れないのです。地べたにつかなくとも、どこかの作物の茎について、樹液が十分ある作物だったら、全部それを吸つて、そこで生きていくわけなんです。地べたに何もあられなくともどんどん繁殖していく。実に始末の悪い草。どうもこれはある日突然北海道に出たものじゃないのです。経路としては明らかにアメリカにしかないというところは、アメリカナシカズラというのでありますから、はつきりしているのです。こういうのは一体どこから入つてくるのだらうか。一つ考えられることは、大量に輸入されている牧草の種があるいは飼料穀物にまじつて来まして、非常に種が小さいですから肉眼で確認することがなかなかむずかしいたぐいのものであります。そういう経路を経て入つてくるのではないかと、この推測はできるものでありますけれども、定かではありません。しかし、現実には大変大騒ぎ。農林省にもこのことは防疫対策として対応願つてい

なりす。向こうから入ってきたのだけと言って
いるのでありますが、日本から今後輸出するなん
というもののなかにも、もしも日本特有の雑草とか
病害虫といったようなものがまじっていきま
す、これは相手国に大変迷惑をかける、こういう
ことになりす。

もとに戻つたような話で悪いのでありますが、
交流に当たつても非常に神経を使わなければなら
ないという問題はこういう点にもある。これはお
答えいただく時間がないから、そういう問題が一
つあるということ、後ほど何かついでの際、お
立ちのときに、技術会議の事務局長でも御存じな
らこの点についてお答えいただきます。

先に進みますと、そういう点考えますと、優良
種苗といひますか優秀種苗といひますか、この辺
の定義というのは本法律で明確になつてゐるの
かどうか、私は多少疑問がございます。確かに米、
麦、大豆のような主要農作物については主要農作
物種子法という法律に基づきまして、優良種苗と
いうのでしようか、それとも優秀種苗というので
しようか、優良と優秀と言葉が違ひますけれど
も、どういふ意味の違いがあるのか。精密に言ひ
ますと、優良種苗というのは優良種苗で優秀種
苗と違ふ。これは目的意識的に違ふ、こういうこ
とに理解されると思うのですけれども、これはな
かなか判断のむづかしいところかもしれせん。特
に、先ほど局長が一代種苗といふことをお触れに
なつたのですが、最近は何物によらずともF₁、
一代種中心主義みたいな感じがいたして、
手取り早く一代種苗ですと増収はされるしかな
りいものが出てくるということ、われわれ農
家もつくるときには一代種苗に飛びつくのです
ね。これをもちつて優秀種苗と言へるのかどうか、
あるいは優良種苗という定義づけができるかどう
か、この辺のところが価値判断といふのはどこに
置いたらいいの、ちよつと見解をお聞かせ願つ
ておきたい、こう思ひます。

○小島政府委員 優秀と優良との言葉自体の定義
といふのは私もつまびらかにし得ないのでありま

すが、通常、品種につきましては優秀品種、種苗
につきましては優良な種苗、何か使い分けがある
ようでございます。

品種の優秀性といふことにつきましては、な
かなかこれは一概に決めるに問題でございますし
て、たとえば、米の場合で申しまして耐冷性が非
常に強いといふものと、非常に食味がよろしいと
いふ品種がありまして場合に、いずれの品種をも
つて優秀と判断するかといふのはなかなか一概に
は決めるに問題でございます。ただ、そういう
両方の長所を兼ね備へたようなものができま
す、いままでありましたものとの相対的な関係に
おいてはすぐれておるといふ意味において、優秀
品種といふふうな言葉が使われないうことは
わけでございますが、一般的には、どういふもの
とどういふものとの差だといふことはなかなか決
めるにいくものでございまして、収量が多いとか
あるいは製品の品質がいいとか、栽培が容易であ
るとか、そういう特性に注目をいたしまして優秀
品種といふふうにお呼んでおるわけでありま
す。だ、品種登録の要件といたしましては、御存じの
ように農産物法改正の際において、われわれは
新品種の登録要件としては優秀性といふ問題は非
常に相対的な概念でもございまして、また、つく
る人あるいは農産物を使う人の使う目的によりま
しても分かれてまいりますので、品種登録の要件
としては優秀性といふものを要求しない。新しい
ものであれば登録するといふことにいたしましたわ
けでございます。

そのこと、今度は種苗の優良性といふ問題で
ございまして、育成されたいろいろな品種につ
きまして、最終的には種苗という形で出回るわ
けでございますけれども、その種苗の優良性とい
うものの定義につきましては、育成された当初の
具備しておりました品種の特性をそのまま維持し
ておるものである。加えて、品種の重要な形質が
実用上支障がない程度に十分固定されている。つ
まり、つくつた当初の品種そのままの種である。
そのほかに、いままで御指摘がございましたよう

な作物を侵す病菌でありますとか害虫であるとか
そういうものが付着してない。さらに、種自体と
してきずがなく健全な種または苗である。それ
から種は、最終的には芽を出しましてあるいは根
を出しまして作物になつていくわけでございます
から、発芽力、発根力といふものが必要でござい
ますし、お話しにございましたような他の作物、他
の品種、あるいは雑草などの種子がまじつていな
いということが優良な種苗ということになるうか
と思つております。

それから、先ほど御指摘がございました問題で
ございまして、国内において流通する指定種苗制
度の対象になつております種苗につきましては、
いま申し上げましたような要件を充足しておるか
どうかといふことにつきまして、表示制度それか
ら表示について真実に合つておるかどうかい
検査制度などがございまして、その実効性を担保
しております。ほか、外国輸入品種につきましては
種苗の輸入の際におきまして植物検疫の対象にな
つておるわけでございます。病害虫がついてな
いとか、特に、土はいろいろな病害虫のついでに
ものが含まれておる可能性がございますので、一
般的に禁止品にいたしております。ほか、土の付着
しているものは一切認めない、こういう検査を水
際でやつておるわけでございます。そんなかつこ
うで種苗の優良性については担保しておるわけ
でございます。先ほど申し上げましたような品種
自体の優秀性といふ問題と別な次元からもう一つ
担保する必要があるだろう、かように考えておる
わけでございます。

○島田委員 そういたしますと、その価値判断と
いふのが利用者の側に大体ゆだねられてゐるとい
う感じがすね。さつき言つたように、一代種苗と
いふのは、同じものを次から次へとつくつていけ
ば退化していきますね。ですから、これは優秀と
か優良とかいふような判断ができないうわけです
ね。それは確かに単年度、ことしつくつたら一代
種はすばらしくよかつた、しかし、同じものを
何年もつくつていくうちに退化していったら、こ

れは優良品種だとは言へない、こういうことにな
りますね。ですから、そういう点なんかはむしろ
一定の尺度があると利用者の側にも混乱しない
—要するに、品種を選択する場合に非常に混乱
すると思うのですね、その辺何かうまい方法はな
いのですか。それが一つです。

それから、後段のところのお話ですが、水際で
検疫中心にしてゐるいろいろな検査をいたして
す、こういうお話ですが、先ほどアメリカナシ
カズラを例に挙げました。これはちよつと定か
ではありませんから断定はできませんが、牧草の種
子にそうした雑草の種が一緒に入つて入つてきて
いるといふもの、しっかりと監視ができる水際の
体制ができてゐるのでしょうか。どうもそ
の辺、私はちよつと不思議に思へるのですね。仮
にそうでなくて、大量に入つてきておりますえ
穀物の中にまじつてゐるのだとすれば、これは牛
の腹を通して畑に堆肥としてまかれたときにその
種が繁殖していく、こういうことに経路としては
なりませんが、私自身も、そのどつちとも断定し切
つていないのです。いないのですけれども、仮に
種にまじつてゐるといふふうな疑いがあるとすれ
ば、その辺のところもきちつと防疫所で監視がで
きるような仕組みになつてゐますか。

○小島政府委員 植物検疫の目的は、外国から植
物に有害な病害虫の侵入を防止するといふことに
ございまして、種の検疫に当たりまして、他の
植物の種子がまじつておるといふことを検査
するたてまえにはなつておらぬわけでございます
。先ほど申し上げましたように、雑草などの種
子がまじつてくるというケースは、その種子の中
に土が付着してゐる、あるいは土がまじつてゐる
といふふうなケースもあり得るわけでございます
。土は一番病原菌、他の植物、いろいろなもの
の伝播のともになるものでございまして、すべ
ての国に向けて土は輸入禁止品、土の付着して
るものは全部洗わなければ入れられない、こうい
うかつこうで検疫は行つておるわけございま
す。

ただ、植物の種子、特に、同じ種類の他の系統のものがまじつておるとか、あるいは他の植物の種子がまじつておるといふことになりまして、そのこと自体で輸入禁止ということにはなりませんし、また、そういうことを目的に検査もしているわけではないのですから、その意味では植物検疫の目をくぐつて他の種子がまじつてくることはあり得るわけでございます。

それから、市販されております指定種苗ということになりますと、流通段階におきまして他の種がまじつておるといふことは、検査を通じてチェックをいたしますから、他の品種がまじつておるとか、他の植物の種がまじつておるといふようなことになりまして、これは発見されるという公算も非常に大きいわけでございます。

○島田委員 チチュウカイミバエは種ではありませんが、こういうものも国境を越えて入ってくるわけですね。だから、それと同じぐらいの検査体制を持つてないと、あの草、本当に大変なんです。簡単に申し上げていきますけれども、小麦だって何だつて全滅してしまうのですから。こんなのが入ってくるというのを水際できちつと監視ができないというのは不安ですね。これはぜひ御検討いただきたい、こう思います。

それから、価値判断という問題が一つあります。その範囲に入る問題でもありますが、それは単に増収とかあるいは大量性があるとかといったものの範囲を超える。たとえば、小麦のお話をいたしますと、昨今はずいぶんたくさんのお話がいろいろあるようになってきました。まだまだ目標にはほど遠いのでありますが、それにしても、一ころのことを考えますと、国内では大変な小麦が作付をされる。北海道へ行きますと、麦だらけぐらいいの、春先の青々とした大地は広がっているわけでありまして、これも秋まき小麦ですと一年がかりでつくつて、いざ収穫というときになりまして、われわれが一番心配しているような不順な天候がやってまいりますと、これは一遍に一年間の

苦労が流れてしまう、つまり、穂発芽という問題が一つあります。それで小麦をつくっている多くの農家の期待は、少しぐらいいの雨にたたかされたかといつて、立ったまま発芽するようなことはないものは何とか品種的に改良されていくべきではないか。ところが、国内では抗穂発芽性の小麦の品種の開発はおくれている、こういう感じがしております。一つの品種の開発をやりますと、それを一般に普及させていくということになれば、一年や二年ではなかなか完成しない話であります。これは急がれる対策の一つだ、こういうふうにするのです。技術会議の事務局の方で、この対策について具体的に何かおありなら、ぜひこの際聞かしていただきたいと思っております。

ちなみに、そういう品種の開発に対して、生産者も昨年から一俵当たり五十円という金を拠出したしまして、そして私のところの北見の北海道立の農業試験場でありまして、ここでは試験場も一部拡張して、小麦のこうした抗穂発芽性の品種開発のために、生産者もひとつ一緒にやってやろうじゃないか、こういうことで始めました。大変私もこれに期待をかけているのであります。もちろん、こう申し上げても、私は、技術屋さんと言われる方さんでがんばつておられる試験場の技術員の皆さん方の努力は、本当に頭の下がる思いであります。報われたいところで一生懸命汗を流して一生の仕事としてこれに取り組んでおられる、こういうことでありますから、生産者の側もこれに十分の理解を示して、われわれからも多少でも金を出して、ひとつ一緒にやってやろうじゃないか、これは私自身は大変いいことだ、こう思っております。そのことによって十年かかるとも七年か六年ぐらいいで完成して、一般に普及できるようになればわれわれも助かる話ですから、このことについて私は大変この努力を多としたいところでありまして、こういう問題が一つございます。

分の多い品種を開発していくというのは、砂糖をつくるのが目的でございますから、こういう種を開発していくのもひとつと力を入れていかなければならない。この部分は非常に残念ながらおくれいているような気がいたします。それから、パレイシヨにつきますと、先ほどちょっとお話し申し上げた、そうした雑草と一緒に、困った問題として、ここ数年から騒ぎになっておりますのが、パレイシヨ畑を中心としたシスト線虫の蔓延であります。これも農林省は相当力を入れてくれました。そのことは私は敬意を表しておきたいと思つた。これは土壌に薬を灌注方式で注射して、シスト線虫を退治するというものであります。けれども、これも北海道の面積は広いですから、これだけでは対応できない。幸い西ドイツにこうしたシスト線虫に強い品種としてツニカというパレイシヨがあるという話で、私も早くその種子を輸入して、そしてこれを一般化するよう努力してほしい、こういうことで農林省にも何回かこの話をしたことがございます。確かに、ツニカの新しい品種としての開発に農林省も力を入れておられることは私も認めるのでありますけれども、なかなかこれも百年河清を待つようなものではないか、そのうちにシスト線虫はほとんどどこでも園場に広がっている。こういうことで思わない大金をここに突っ込んで退治にいま全力を挙げていますが、余り効果が上がっていないとは言えない。上がっていないとは言いませんけれども、どうも心配な状態である。また、米に付きましては、えさ米の品種開発というのを私も言つて、アルポリオの問題を取り上げて何回もここでえさ米を認知してほしいというようにお話をすると、これも脱粒性があつてどうも品種として定着させられないものがあるというのにはもう一つ踏み切れなれないものがあるというお答えしか返つてこないものでありますけれども、こうやって挙げているという品種の開発というものが大変に急がれるのではないか、こう考えているの

です。具体的には、いまの四つか五つだけしか挙げませんけれども、すべてやっぱりそういうふうな要求の多様性に対応してこれに的確に反応していくという技術開発、品種開発というのが大変期待されるし、望まれる、こういうことでございます。私は皆さんの努力を多しなうが、この辺についてもう少し促進する立場と、それから、試験場では相当の成績を上げておるといふことは私は承知しております。たとえば、小麦につきましても驚異的な単収を上げるような品種ができてきていることも事実であります。しかし、それが残念ながら、一般化されているかといふと、なかなかまだ農家では、特別な百人に一人か二百人に一人の農家はことし十俵を上げた人といふところはありますけれども、大半は統計に載つておらず、皆さんの技術開発のところで大変な進歩を遂げておられるのにそれが一般化しないというのはやっぱり問題があるのではないかと、せつなくそれだけの世界に冠たる技術の開発と品種の改良が進んでいるのであれば、それを何としても一般農家にも普及していくような、そのつながりというところをもう少し力を入れなければいかぬのじゃないか、あわせてそんな感じを私は強く持っていますので、お考えをお聞かせ願いたいと思つた。

○岸政府委員 品種の育成も含めまして試験研究に對して大変御理解をいただいております。ありがとうございます。いま御指摘のございました小麦の品種改良、特に耐病性も含めまして耐穂発芽性というところでどんなような努力をしているかというお話でございますが、私も、小麦の品種改良におきましては、先生御指摘の北海道におきます事情ももちろんでございますが、わが国の状況といふものは、中央アジアから地中海沿岸地帯のような小麦の収穫期が比較的乾燥状態で迎えられるようなところと違ひまして、非常に湿度も高く、それから

雨も多いということで、雨の害に遭わないような品種の改良ということを小麦の品種の改良の場合の最大の眼目にいたしておられます。その中には耐穂発芽性もございまして、また、収穫前に雨に遭いますと最も恐ろしい赤カビ病の被害も大きくなるといふことで、現在進めております品種改良の主眼といたしまして、その耐穂発芽性と赤カビ病に対する耐性ということを大きく取り上げておりまして、先ほど先生からも御理解をいただきまして、先ほど先生からも御理解をいただきまして、努力しているわけでございまして。何分にも時間がかかることでもございまして、非常にどうかしいというお話でございまして、現に、その雨害の回避のためにはわせた化を図らなければいけないわけでございますが、九州方面に適応できるアサカゼ小麦のように従来のものに比べて一週間ぐらい早いようなわせた化の達成された品種もできておりますし、それからまた、北海道におきましても穂発芽性の難な育種ぞろえというものが出つつございまして、今後そういうものを材料にいたしまして次々と育種を進めていきたい、そんなふうに考えております。

それからもう一つ、ビートの点についてでございますが、これにつきましても、含糖量が多いということが最も重要な資料でございまして、その点について特に視点を当てる育種を進めております。幸い現在育成中の系統の中になかなか有望なものがございます。すでに先生も御存じなことでございまして、北海四十一号という名前をつけておりますが、これらはいままでの試験成績で申しますとかなりいい成績を上げておりますので、今後できるだけ早く一般に普及できるようにしてそのまた上を行く品種の育成に努力していきたい、そんなふうに考えております。

それから、最後に御指摘のございました試験場ではいろいろ品種なり技術なりができていますのに、なかなか現場に結びつかないではないかというお話でございまして、この点は、私も、試験

研究を進めていくもの、あるいはそれを研究管理をいたしておるものとしたしまして、最も注意をしなければいけない点でございまして、その点、毎年、下から上への情報の伝達だけではなくて、上から下といふことも、試験研究の成果をつくったところから、実際に農家の段階におろせるようなそういう情報の伝達ということに注意を向けていくわけでございまして、その点については、今後とも御指摘のような点を踏まえてさらに努力をしてまいりたい、そういうふうに考えておりますので、この上とも御理解をいただくようお願いいたします。

○島田委員 特に育種技術というのは、私は、わが国の技術水準はきわめて高い、こう思っております。ただ、それとどまっちゃうわけでもない、やっぱりこれからの大いに御研究さんいただく必要は、それなら、こういうことであります。そのためにはどうしても素材の収集ということが必要だ。特に、牧草とか飼料作物の種というのが私の承知している範囲では相当量外国の種に頼っているという現状にあるのではないか。これはぜひ少なくとも半分くらいは国内で種の確保をする。牧草の種といふならば、禾本科と豆科と分けて、全国的につくられているものとすれば、禾本科ではオーチャードとかイタリアンライグラスとかチモシーとかいったたぐいでしょう。豆科ということになりますれば、クロバー類、それからアルファルファ、ルーサン、こういうものということになるのであります。アルファルファに限定して言えば、アメリカでは相当多種多様な種類がルーサンにありまして、ですから向こうから買ってきた方が安いといったような事情があるのかもしれないが、しかし、アルファルファというのは御存じのとおりたん白の非常に高い優良な牧草でありますし、これをもちと国内でつくっていく方がよい。私のところではその年によつて土壌条件と気候条件がそつてないといふルーサンというののはつくりにくい牧草であることは事実ですけれども、西方の方、とりわけ沖繩なんかでは四

回や五回は刈れるのでないか。問題は水であります。それからPHが余り高くちゃだめな作物であります。アメリカの西海岸というのはオンリールーサンと言つていくくらいルーサン一色です。採草地も放牧地も含めてルーサンばかりです。これほどルーサンだらけになるのは私はいとは思いませんけれども、カリフォルニアの南の方へ行きますと、一年に十回刈ると言われます。これはイリゲーション農法でありますから、水さえまいてやればできる。夏は日中四十度を超すような高温でありますから、アルファルファの耕作の条件がすべてそつていけるが、わが国の場合は刈り取ったルーサンを天然乾燥をやるというのは非常に困難だ。そういう気候条件のもとに置かれていながら、アメリカの西海岸ほどの収穫を上げることが期待することは無理だと思ひますけれども、それにしても、私もが通常つくつておりますオーチャードやあるいはクロバーのたぐいは一年に二回は刈り取つていまして、三回刈るなんというところはとてできない。こういうことを考えますと、西型の条件のそつていける、とりわけ沖繩のようなところは、もつとルーサンをつくつてもいいではないか。ルーサンミールとかあるいはルーサンペレットとかは結構畜産農家にとってはかけがえのない飼料の一つになっておりますから、国内でもつとこれをつくる。そのためにはまず種を自給するということ、これをもちとウエートを高めていっていいではないか、こんな感じがいたします。しかし、その素材はしつかり安心のできるところに求めておかないといけませんので、そういう技術がこれから要すると思うのですが、ぜひこの点は採種圃場をもつと広げていくとかいう面では、これは技術会議としてのお仕事ではなくてむしろ小島農畜園芸局長のこの仕事でしよう。あるいは畜産局長が牧草の場合は関係があります。しかし、この技術そのもの、あるいはそれを育てていく仕事はやはり農畜園芸局がおやりになつて、石川局長のところへ、いい種をばつと渡してもらえば問題がないわけでありまして、もう

少し牧草とかデントコーン——デントコーンなんかほとんどアメリカに頼つていけるのが現状ではないでしょうか。これも最近八十五日から始まつて、百十日、百二十日ぐらゐまでの品種がございまして、これは一代雑種です。これは新たな画期的な飼料作物としての地位をいま北海道あたりを中心にして築き上げつつある。残念ながらその種は外国に依存している。こういうことではないかと思うので、これもやはり自給率を高めていくということ、今後真剣に取り組んでいただきたいと思ひますが、御所見を聞いておきたい。

○岸政府委員 適当な答弁ができるかどうかかわからないのでございますが、最初に、技術会議の方から試験研究の面でもつとお答えを申し上げさせていただきますと思ひます。

アルファルファは将来とも非常に重視していかなければいけないではないかというお話でございまして、この点につきましても、現在愛知県にその育種のための指定試験を置いておりまして、四十八年にナツワカバという品種を出してあります。さらに、その後も育種を進めておりまして、ことし一品種登録の出願をする予定にいたしております。今後とも日本に適合する品種の開発は続けてまいりたいというふうに考えております。

それからトウモロコシにつきましても、先生御存じのように北海道に指定試験を置いておりまして、特に北海道方面でつくるのに適合するような品種の育成を図つております。ただ、残念なこと、何分にもアメリカでの一代雑種の育成あるいはその販売というものが非常に力が強いものですから、現在のところ私もそのところでつくりました品種が必ずしも主体になる状態になっておりませんけれども、試験研究の面でも今後とも北海道だけでなく全国的にも通用できるような品種の育成に努力をしてまいりたい、そういうふうに考えております。

○島田委員 そうした育種体制の強化という面も含めまして、私はやはり人材を確保するというこ

とは不断の努力として忘れてならぬことだと思ふのでありますが、もう一つ、それに入ります前に、わが国のように石油の不足している、海外にほとんど一〇〇%依存しなければならぬ国としては、新たにソフトエネルギーの開発というようなものがやがて近い将来話題になるだろう、こういうふうには私は見ています。つまり、バイオマスでありますけれども、これを求める資源としては、これはほとんど農作物であります。ですから、こういう面に対する対応をもういまからおやりいただくことが大事である。ここでも先日話題になったようでありまして、たとえば、ミカンなんかでもジュースをしぼったあとの皮とか中の袋とか、こういうものはそのまま捨てないでこれをアルコール化していく。つまり、バイオマスでありますけれども、こういう知恵というか、エネルギー資源が不足しているわが国なんかでは、今後この面の開発は大いにやっつけなければならぬだろう。そういうバイオマスに対応する品種の開発というのは非常にむずかしいでしょうけれども、大事な点である。これは言ってみれば、優秀だとか優良だとかは別にして、量をたくさんとればいいわけで、それにコストが安くてということが条件としてもう一つある。私は、ぜひこの面についていまから視点を据えてほしい、こう思います。

○岸政府委員 たいだいま御指摘いただきましたバイオマスの関連の研究でございますが、私もその点についてすでに試験研究を開始いたしておりまして、まだ十分な成果を得るまでには至っておりませんけれども、将来、予想される資源エネルギーの制約というものの対応できるような技術を開発していきたいということで、五十六年からバイオマス変換計画という名前で研究をかなり幅広く実施いたしております。その中には先生いま御指摘ございましたようないろいろな農作物そのもの、あるいはその使用されたあとの廃棄物、あるいは現在使われていないもの、木材のたぐいとか、そういったものを有効にエネルギー化するような手段に関する研究でありますとか、また、品

種開発についても、その研究の中に直接ではございませんけれども、サツマイモあるいはスイートソルガムといったものの品種開発、あるいはそのアルコール化のための技術、そういったようなことについて研究を続けているところでございまして、いずれいろいろなデータが出てくるというふうな期待をしているわけでございます。

○島田委員 ところで大臣、私も全国を歩きまわって国立の試験場にお邪魔する機会が多いのであります。皆さんの悩みとして、どうもだんだん予算がぎりぎりになっていくような感じがする。たとえば、沖縄に参りまして熱研センターを見に行きました。そのときにたまたまこんな話が出たのであります。それが、世界各国といいますが、近いところでは東南アジアのあの圏域の中でやはりお互い技術交流というものは欠かさない点で、学会の集まりがあればそういうところにも積極的に参加をして自分たちの知識や技術の向上を図っていきいたい、こういう期待を持ちながらも、なかなかそこに出る旅費とか予算とかが乏しい。それでも熱心な研究者の皆さんはお互いに出合ったり、自分のふところから出したりして学会に出かけていくということもときにはあり得る。しかし、それも限度がある。私はこういう国際交流の点なんかには金を惜しんじやいけなと思うのです。

それから、それは地方自治体も含めて、これだけ財政が窮屈になってくると、一番目に見えないところを削りたがる。そういうことは絶対にあつてはいけません。そうでなくても縁の下力持ちのようにに本心に目の見えることなく一生懸命研究に努力をしておられる人、この労に報いるというのが、それは限度のある話であるかもしれせん。たとえば、私は、前の種苗法の改正につきましてもここで言ったんですけれども、国立の試験研究機関で働いておられる人たちが心血注いで新しい一つの品種をつくり上げた。これは税金を使っている話だから、その人の名前を残せと言ったってなかなか残るといふ仕掛けにはたてまえ上はなりませんが、それに報いるような何か、たと

えば、田澤という技術員が開発された田澤種であるならば永久にその名前をそのまま残してその労に報いてあげるといふ、そんな制度ぐらひはそんなに金のかかる話じゃないから残せないかしらという提案をしたことがありますが、これもたてまえから言えば、税金を使つてやっているんだからそんなわけにはいきません、こういうことになりましたけれども、事ほどさうに試験研究に努力をされていらっしゃる人たちに對しての手当では必ずしもそう温かくはないばかりか、どうかすると冷たくなりがちだ。私は、これは絶対に後退しては困る。私がいま申し上げましたような事例というのは全国全部そうなのかどうかと言われれば、あるいはそうでないのかもしれない。たまたまお邪魔したところの話として、私は大変身につまされる思いで聞いてまいりました。これは何も私が個人で行ったものではありませんが、当時の沖縄北方対策特別委員会が調査に行ったときにそういうお話を承つて、与野党とも、それはいかぬな、そういうことでないようになりなさいとかぬぞというお話をしてきたことがございますが、だんだんそういう状況に相なっていくとすれば、これは日本の農業のために大変取り返しつかぬこととありますから、そういう日の当たらないところではがんばつておられる人たちはそれなりに努力が報われるような措置というものは、これ以上絶対後退させないばかりか、もっと重厚に予算を盛つて試験研究に力を入れてもらう、こういうことが所管大臣としての責任ではないかというふう

に思うのですが、私のこうした考えに對しての御意見を承つておきたいと思ひます。

○田澤國務大臣 五十七年度予算の編成の大きな柱が科学技術の振興にあるわけでございます。したがひまして、科学に対する積極的な姿勢を政府としてとっているということをお願いいたしたい。しかも、今回科学技術会議の中に農林水産大臣も参加することができたということも、将来の農業の技術の振興のために大きな役割りを果たすものじゃないだろうか、かように考えます。

また、いま国民の農業、農産物に対する需要の動向というのは非常に目まぐるしいほど移り変わっている現状において、その国民の需要の動向に對する農業をつくるのであれば、技術の開発普及によるものであらうと思ひわけでございまして、そういう点では技術の開発こそ新しい農業の芽を育てる大きな役割りを果たすものだろうと思ひるのでございます。したがひまして、技術者に対して、二国間のいろいろな会議等についてはできるだけ技術者の派遣をしよう、あるいはまたシンポジウムとか外国からの技師の招聘だとかいうようなことによりまして、できるだけ技術者の技術の開発のための、また、その人たちの技術の研究のための場を与えてやろう、こう考えております。

また、各試験場におけるそれぞれの成果に對しては大きく評価してやらなければいかぬと思ひます。私の県に田中稔さんという人がおりますが、この人は青森県においては、品種には藤坂五号になつておりますけれども、名前は藤坂五号即田中稔として種苗の歴史の中に大きく残されているということなどを見ても、決してこういう技術者に対する待遇は冷たいものじゃない、むしろもつと温かいもので眺めてやらなければいかぬと考えます。今後ともそういうように進めてまいりたいと思ひますので、御理解をいただきたいと思います。

○島田委員 終わります。

○羽田委員長 島田君の質疑はこれにて終了しました。

次に、武田一夫君。

○武田委員 種苗法の一部を改正する法律案につきまして若干お尋ねをいたします。

この制度は、国内における育種の振興並びに農業生産の向上等に果たす役割りは非常に重たいわけでありまして、そういう重要性にかんがみましていろいろとお尋ねをするわけでございますが、い

まも答弁にあつたのでありますが、いま一番求められてゐるのは育種の振興、技術の開発にもつと力を入れるべきじゃないかという点だと私は思うのであります。農林水産省もことし、今後の農業の課題としてその面に目を向けてゐるというのには賢明だ、私はこう思つておるわけでありまして、特に、一九八〇年代というのは日本の農業生産にとっては、たとえば、麦、大豆にしても、あるいは飼料作物あるいは穀物、これはいわゆる土地利用型作物ですね、こういうものの生産性の拡大というのは非常に大事じゃないか。それとあわせて育種、要するに、超多収穫の、あるいはまたこれからの時代に対応できるような新種を開発するといふものを入れていくのが日本の農業の大きな発展につながっていく。しかもそれは、今度国際条約に加盟することでもありますし、そういうものを通して国際社会においても大きく貢献することにもなる、こういうふうには私は思うわけでありまして。

そこで大臣に、こうした問題、育種の振興あるいはまた新しい技術の開発について、どのような方向でどういふふうな考えで取り組んでいくかといふことについての御見解をまずお聞きをいたしたい、こういうふうには思うわけでありまして。

○田澤國務大臣 御承知のように、いま対外経済摩擦に見られるように日本の農林水産業の環境といふのは非常に厳しいのでございまして、しかし、いま御指摘のように、この厳しい環境を打破するためには何としても生産性の向上を図らなければならぬ。そのためには何としても技術の開発普及あるいはまた経営規模の拡大ということによつて農業の再編成を図る、それも国民の需要の動向に応じて進めていかなければならないといふことではございまして、そういう点からいいますと技術の開発普及といふのは非常に大きい役割りを果たすと思うのでございまして。

たとえば、いま私たちは水田利用再編対策を進めておりますけれども、これを集団化し定着させるためには転作作物をメニューをたくさん用意し

て、農家、農民に転作のための有利な条件を与えることだと思つてございまして、特に、えさ米などというものは水田利用の面では非常に大きな役割りを果たす、これが一つであることによつて新しい農業がはつきりつくりに上げられるもの、また、方向づけられるもの、かように考えますので、私は、これからの日本の新しい農業の目はやはり技術の開発にある、こう申し上げてよろしいと思つてございまして。わが国は資源の全くない国でございまして、それだけに農業技術の開発によつてそういうことを補つていく。そして、将来の国際競争力に対応できるように農業を確立するといふことが必要でございまして、そのためには何としても技術の開発が必要である。そのためには種苗の役割りといふものは非常に大きいと思つてございまして。そういうふうな考え方に立つて私たちは今後種苗の育成あるいはまた技術の開発に努力をしてまいりたいと考えてゐるわけではございまして。

まして、熱帯性の植物、米の研究をやつてゐるわけですが、この間、ちよつと会つて聞きましたら、海外に派遣されますと、その人の分はもう国内に残つた人だけでやるというのですね。それでてんでこ舞いだ。ですから国内、出張所、がんばつてくれ、こういうふうな激励を受けながら、海外に行く人、特に、東南アジアに行く人は気にしなから現地の方の研究に行くといふのですね。それでわれわれは何でもしなければいけぬ、その行つた分までやらなくては行けない、こういう話をちらつと聞きまして、やはりこういう長い期間がかかるわけですね。そう一朝一夕にできるものではないのでございまして、一人だけでなく二人、三人といふきちつとしたプロジェクトなり協力体制がないと、またいいものができないといふようなことも聞いておりますだけに、この人数の減つたこと、非常に気になつてしうがなかつたのであります。これはどういふわけであるか、まず説明していただいて、こういう人間の配置もひとつ十分に考慮すべきだ、こう思うのですが、いかがでしょうか。

今後、全体の公務員の数の削減ということが厳しくやつてくるわけではございまして、そういう際にもできるだけ育種関係の研究についてはその数を少なくしていくように努力をしていきたい、そういうふうには考えておりますので御理解をいただきたいと思います。

○武田委員 そこで一つお尋ねしますけれども、五十三年の法改正のとき以来満三年、四年目に入るわけではありますけれども、その間の成果、どういふふうな成果が出てゐるかといふことも聞いておきたい、こういうふうには思うわけでありまして、その前にそういう技術面あるいはまた、そうした対応といふものを重要視してゐると同時に、それにかかわる人的な配置もまた必要であると思つてゐます。ところが、ちよつとこれ気になります。それが、昭和五十三年に三百二十四人いた育種関係の方々が、五十七年度には減つた。三百二十一人と三人だから大したことないだろうと思つてゐるのですが、どうもこれから力を入れていくという場合に、なぜこういうふうな人数が減つたのかという疑問が、予算を見ますとそれなりに多少ふえてゐるようではありますけれども、一人当たり研究費が百二十六万円計上されるということではございまして、そういう行革がらみか何かからぬけれども、私は、これはちよつと心配でございまして。というのは、私も先輩が筑波にちよつと働いており

○岸政府委員 先ほど先生から資料の御要求をございまして、その中でいま御指摘をございしましたように、昭和五十三年から五十七年に三名の育種関係の研究者の数が減つておるといふ数字になつております。私もいま御指摘をいたしながら、これは非常に残念だといふふうには思つていたわけではございまして。実は、この育種の問題といふのは、先ほどからいろいろ御議論をいただきましたように、また、大臣からも御答弁をいただきましたように、非常に重要なものといふふうには考えております。そのためにはそれを担つていく研究者といふのを非常に大事にいたしております。たまたま五十三年度と五十七年度のところを物理的に比較をいたしますと三名の減のようになつておりますが、これはこの後もそういうふうにして減つていくといふようなことではございまして、いま三百何名の中の三名といふことで、いま時点での数を数えますとそういうふうになるわけではございまして、

○武田委員 そういう実情をよくつかまえてしかと手を打つていってほしいなといふふうに思つてゐます。というのは、これは国と県との関係も出てきます。国がそういうことであると県の方もそうなんです。国が実際にやってみますと、先ほど島田先生も言つたように、わりと技術者といふのは冷や飯食つてゐる例が多いわけですね。ですから、おれは将来偉くなりたいんだといふ人いるわけですね。そういう人は技術よりも事務系統の方に希望するといふことなんです。これはいかぬと思つてゐる。ですから、そういうことであるならば、これは今後問題だと思つてゐるので、よくそういう点はバックアップしてほしいと思つてゐる。

それから研究所ですか、試験研究の体制、これはちよつと古い資料なんです、ここまでは麦類の育種あるいは大豆なんかの育種のことではいろいろ

○武田委員 そういう実情をよくつかまえてしかと手を打つていってほしいなといふふうに思つてゐます。というのは、これは国と県との関係も出てきます。国が実際にやってみますと、先ほど島田先生も言つたように、わりと技術者といふのは冷や飯食つてゐる例が多いわけですね。ですから、おれは将来偉くなりたいんだといふ人いるわけですね。そういう人は技術よりも事務系統の方に希望するといふことなんです。これはいかぬと思つてゐる。ですから、そういうことであるならば、これは今後問題だと思つてゐるので、よくそういう点はバックアップしてほしいと思つてゐる。

それから研究所ですか、試験研究の体制、これはちよつと古い資料なんです、ここまでは麦類の育種あるいは大豆なんかの育種のことではいろいろ

とデータを出している研究所がどんどん縮小されていっているような話もあるわけです。それに対して心配しているんです。統合していくとかというものはある程度必要だと思うのですが、日本全国のように長いところでありますから、その地域地域にあるいはブロック、ブロックによって研究機関というものはしっかりとしていかなければならぬのじゃないか、すべて統合していくんというような考えはいかぬのじゃないかと思いたすので、そういう研究、試験の場所、試験所等の充実も必要でないか。詳しいことは言いませんが、このデータから言うといふん過去、たとえば、昭和二十二年に麦の指定試験地二十二カ所あったのが、四十年には四カ所に縮小されている、こういう例もあります。あるいはまた、大豆の場合は一品種の適性範囲がきわめて狭く、緯度が二度前後で品種を変えなければならぬ作物であるが、その育種を行う組織は昭和四十年の七カ所が五カ所に減らされている。要するに、そういう研究体制が重要なときにこういうふうになっているというのはいかぬものかという疑問を一つのケースとして出しているのだと思うのです。今後の対応として、こういう点はどうでしょう。

○岸政府委員 先ほどもお答えの中に申し上げましたように、試験研究を進めていくためには人員が非常に重要な要素になるわけでございまして、私どもも研究に携わる人員につきましては多々ますます升ずという状況にあることは事実でございまして。しかし、何分にもとは限られておりまして、それにもかかわらず対象としなければならぬ作目というものは次々とふえる傾向にございまして。先ほど御指摘いただきました大豆、麦等につきましても、たまたま昭和二十年代の後半から、わが国の農業情勢からいたしまして、野菜でありますとか果樹でありますとかあるいは畜産でありますとか、そういった方面に研究勢力を展開しなければならぬような状況がございまして、その当時のほかの麦、大豆その他のものとのバランス

の関係から、若干そういう七のものが五になったりというようなことはあったわけでございしますが、ただ麦、大豆につきましては、その後、現在の状況になってまいりました。やはりそこに対しては研究勢力を投入していかなければいけませんというところで、また別のところから人間を回すということでも、勢力の拡充を図っております。常に研究の対象がそのときの、あるいは将来五年、十年後の農業情勢を見きわめて、それに新たに対応できるようなことを図っていかなければいけませんというふうな考えをしておりますので、今後も御指摘のようなことで、そういう長期的に見た試験研究がしっかりとできなくならないような努力を重ねていくというふうなことを存じております。

○武田委員 ことしからでしょうか、新品種適正普及促進事業というのをやる。この中身はどういうことですか。

○小島政府委員 新品種適正普及促進事業と申しますのは、最近品種登録が非常にふえておりまして、その中には栽培適性等についてのデータが品種登録以前において非常に整備されているものもございまして、必ずしもそうでないものもあるわけでございまして。ただ、世の中におきましては、農林省の登録を受けたものであるからというところで非常に優秀な品種である、現地の適応性も考えないで導入するという心配もあるわけでございまして。そこで、その中でも登録件数の非常に多い果樹、その中の柑橘、桃、ブドウでございまして、そういう品種につきましてそれぞれ栽培データ等を集めて、新しい品種についてのそれぞれの特性というものを情報の形で十分伝達をしまして、その品種の利用者の便宜を図ろう、こういうものでございまして。金額はささやかなものでございまして、団体に対する補助というふうなことでございまして、金銭はささやかなものでございまして、予算の事情等が許せば、おいおいその対象の作物も拡大をいたしたいと思っております。

○武田委員 それでは次の問題としまして、品種の登録制度に対する認識の高まりがありまして、育種振興、農業生産の向上を図ろうという観点からこれは非常に評価されてきているわけでありますけれども、最近の出願品種の審査の問題です。要するに、非常に出願登録品種がふえてくる。調べたら五十三年以来ずいぶんふえていますね。そういうことになりましたと、出願品種の審査に当たっては迅速かつ適正な審査を行う必要がある、これは当然のことでありまして、これに対して十分対応し切れるだけの人的な配置とか体制は十分なされているものかという点についてひとつお答えいただきたいと思うのであります。

○小島政府委員 審査体制の問題でございまして、審査法が施行されて以来、お話しのように出願品種の数も非常にふえてまいりまして、それに応じまして体制を整備してきておるわけでございまして。

組織面で申しますと、この法制定当時におきましては農畜園芸局の果樹花き課の一部においてこの仕事をやっておたわけでございまして、五十四年の四月に新たに種苗課を新設していただきまして、審査官の定員も年々ふやしてきております。現在で申しますと、審査関係の職員が首席審査官以下十一名、課員総員三十九名ということとやっております。ただ、現地調査等の仕事もあるわけでございまして、いわゆる常勤の職員は、大学の先生でありますとかあるいは地方の試験場の職員でありますとか、そういう方々につきまして別途現地調査員として七十一名ほどお願いをいたしております。現地調査に御協力をいただく体制もっております。また、栽培試験を要するものにつきましては依頼機関を二十二機関指定をいたしております。必要に応じて種苗課の分室とともに分担をして栽培試験を実施しておるわけでございまして。そのほか、人をふやして人海戦術というだけではまいりませんものですから、出願品種の区別性を判断するための審査基準を設定する、あるいは

はコンピュータを活用いたしまして既存の品種との区別性を判断するために、情報検索をスピーディーに処理するためのシステムを開発する、さらには新しい審査技術の開発、これは色の見分けなどに使いますカラーチャートなどをつくるというふうな仕事も手がけておるわけでございまして、そういった新しい審査技術というものを開発しながら、ただいまふえております出願をこなしてまいりつゝもございまして。これまでのところ、そういった対応策によりまして出願者の方々の御迷惑にならない程度に仕事は進んでおる、かように考えております。

○武田委員 十一名。当初は四人だったわけですね。ですから毎年少しずつふやしてきておるわけでありまして、その当時九人だったのがいま六百八十九件ですか、ずいぶんふえているということ、この十一名で十分にそれに対応してきているものかという心配があったわけでありまして。局長から大丈夫だということでありまして、この場合、要するに、現地調査というのをするわけですね。そのとき審査官のほかに、作物分野分野における学識経験者、調査員というのですか、同行するということでありまして、こういう方々が全体ひつくるめて七十一人ですか。こういう方々は、七十一人というといふんいるようですが、収穫時期あるいは開花時期とかある、そのいろいろな時期によって集中してくるわけですね。ですから、一人で二つも三つも持たなくてはならない場合があるのじゃないかと思うのですが、こういう場合の心配は、この人数の中で賄っていけるものかどうか、そういう点はどうなんでしょうか。

○小島政府委員 御指摘のように、現地調査はそれぞれの作物の種類なり特性によりまして、どういう時期に現地調査をしたら最も適当かということが分かれてまいりましてございまして。ある意味から申しますと、そういう作物ごとの現地調査の時期が多少ずれておるといふことが、審査官の側から見ますとある意味で助かるわけでございまして、逆に、一時期にこれが集中いたしますと、と

うていこうい人数では対応し切れないわけでございます。したがって、その七十一人の現地調査員をお願いいたしておりますのも、そういう作物別の現地調査の適当な時期、地域的な、調査員のおられる場所の分布、さらには作物別の専門を考慮いたしましてこういう選定をいたしておるわけでございます。ただいまのところ、特にこの人数で不足という事態ではございませんが、今後、さらに業務量がふえてまいりますれば当然再検討しなければならぬ、かように考えております。

○武田委員 仕事が過重になりまして、肝心の正確、迅速というのが適正を欠くようなことにならぬような対応はしていかなくてはいいけない、こういうふうに思います。

それでは、次に質問しますが、五十三年の六月の法案改正のときに、附帯決議を出しているわけでありまして、その中で「優秀品種の普及奨励のための措置を講ずる」という一項があつたはずであります。この点については、それ以来どのような対応、取り組みをしてきたか、この点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○小島政府委員 農林省でたゞいまやっております優秀品種の普及奨励のためのさまざまな手だてが実はございます。作物によりまして多少趣きを異にするのでございますが、たとえば、いわゆる主要作物、稲、麦、大豆というものになりますと、主要農作物種子法によりまして原原種段階、原種段階、さらにはコマシヤルと申しますか最終段階、それぞれにつきまして、都道府県が中心になりまして種の管理体制がござります。

それから、野菜あるいは飼料作物等につきましては、食品流通局あるいは畜産局がそれぞれ野菜の優良種苗の生産安定対策、あるいはその飼料作物の優良品種の普及促進事業、そういった補助事業を持っております。都道府県あるいは生産者団体等に対する助成を通じて、いい品種を普及していく、同時に、いい種としても供給をしていくという仕事を持っておりますので、そういう

体制の中に乗せて優秀な品種の普及奨励をやっておりますわけでございます。

そのほか、物によりましては、国がみずから農場を持つております。馬鈴薯原原種農場のような、国がみずから農場を持つて原原種段階の生産管理をしておりますものもござりますので、そういった種の普及、配給と申しますか、そういう体制も活用いたしまして、いい品種が実際に栽培されるように努めておるわけでございます。

また、国や県がそういう形で直接管理をいたしております野菜でありますとか花卉でありますとかいうものにつきましては、これはいろいろな形でいいものを顕彰していく、これの中には、団体等の行いますコンクールみたいなものもござります。県の農業祭などの行事の一環として、いいものを広めていく、こういうものもござります。さらに、一部の作物につきましては、都道府県段階におきまして奨励品種というものを選定いたしまして、それを普及のルートに乗せていく、こういった仕事もやっております。

先ほどお尋ねのございました果樹につきましては、この新品種適正普及促進事業は、お答え申し上げましたように、従来、登録件数が非常に多い割にこの種の行政措置としては若干手薄であつた点がござりますので、それらを補ひまして、いい品種を農家に運びやすくしていく、こういう事業として仕組んだものでございます。

○武田委員 また、「良質の種苗の生産、流通を確保するため、種苗検査の厳正な実施に当たるとともに、種苗業者等が遵守すべき基準の適切な運用を図ること」という一項目もございました。ここで、基準というものはどういうものかということなっております。

それからもう一つは、五十三年以降、流通体制の基準をどこに置いて、どういふふうな指導、チェックをしてきたかという問題についてひとつお尋ねをしたいと思ひます。

○小島政府委員 種苗業者や生産業者が遵守すべき基準は、五十三年の改正において挿入された規

定でございます。それまでも、流通種苗の取り締まりにつきましては、農産種苗法時代から国の検査官の抜き取り検査というものでござります。表示と内容が一致しないというものについては表示の変更を命じ、あるいは物によりましては、販売しております種苗の販売を禁止する、こういった措置をとっておたわけでございます。ところが、優良な種苗の流通を図るという観点からいたしますと、最終的に商品になつて出回つた段階で取り締まるというだけでは不徹底ではないか、こういうふうなことから、圃場での生産段階、調整段階、保管あるいは包装、そういったものにつきまして、関係の業者がそれぞれの段階に應じて仕事をいたします場合に守つてもらわなければいかぬ基準を定めて、これを周知徹底を図つていく。

この基準どおりに行われていないというものがございました場合には、農林水産大臣の勧告ができることになつておりました。勧告に従わない場合にはその氏名を公表するという規定もあるわけでございます。そういう意味で、新しい種苗法の中では一つの画期的な制度であるわけでござります。この法律が改正されてから以降、いわば品種の登録制度の体制整備並びに実際の登録事務に追われてきておりました。この基準作成自体は多少おくれしておりますが、最近ようやく、最も流通量の多い野菜の種子につきましての基準の案が作成されておりました。現在、農業団体等との意見調整の段階に入つております。

近々にこれは公表できる見込みでございます。また、そのほかたとえば、果樹でございますとかあるいは飼料作物等につきましても、順を追ひまして作成をしております。順を追ひまして、これらができました場合に、都道府県、関係種苗団体等を通じて種苗業者あるいはその種苗の生産者に周知徹底をさせまして、優良な品質の種苗の供給を確保してまいりたいと考えております。

○武田委員 最後に、種屋さんから生産農家が種を買ふということ、ある種を注文した。輸入業者と今度は種屋さんが契約しているわけですね。

そうすると、輸入業者の段階で、入れた種が非常に菌があつたということで、輸入業者は、これは入れてもしょうがないということで、返しちやつた。ところが、その補給がどうも思わしくない。そのために、生産農家は必要であつて、時期を逸するとこれはどうしようもなくなるということで、大変泡食つたというケースがあるわけですね。そういうふうな場合、種屋さんと農家との間、お互いに補償といひますか、こういう関係はどうなつてゐるかということですね。輸入業者と種屋さんの間には何かあるらしいんですね。ところが種屋さんと農家との契約、私のところに相談に來たのは物すごい膨大な量でしてね。それは、もし種を植えて品物をつくらぬと破産するといふぐらいの大変なそういう量だつたわけですね。これはいかいわれ、いま、すしのネタになつてゐるいわゆる大阪四十日大根ですか、この種。それから菌核菌が多過ぎたということで、輸入業者がもう返しちやつた、補給がつかないということで大変泡食つたという事実がござります。それで、あなた方はそういう場合何か補償なんかされるのかと聞いたら、それはないと言ふんですね。これは非常に困るのじゃないかと思ふんですね。外国から入つてくる場合にそういうことになつたら、これは何か考えてやらなくちゃいかぬのじゃないかと思ふのですが、どんなものでしょうかね。

○小島政府委員 種苗業者と農業者との間のトラブルは、最近余り目ぼしいものはないと思ひます。けれども、多くは品質上のトラブルでござります。御指摘ございましたように、物が手に入らないというトラブルは比較的少ない事例であらうかと存じます。種苗業者の方も売りたい、農業者の方も買いたいということでございますから、そのことについてのトラブルというのは通常は少ないのでございますが、お話がございましたように、検査上の問題があつて物が手に入らなくなつたというケースの場合には、当事者間の単なる期待があつたのか、それとも売買の予約があつたのかというところによつて賠償関係が違つてくると思ひま

す。通常の品質トラブルの場合には種苗業者も、品質にかかわる問題でございいますから、農業者の方の納得がいくような形で補償その他の措置をいたしまして解決をしているのが通常でございいますので、ただいまのように、もし予約ないしは売買契約がありながら実際の物が渡せなくなったという場合でございいますれば、民法の原則に従って当然何らかの補償をしてしかるべきものであると考えております。

○武田委員 時間が来ましたので、これで終わります。

○羽田委員長 武田君の質疑はこれにて終わりました。

神田厚君。

○神田委員 種苗法の一部を改正する法律案につきまして御質問申し上げます。

最初に、現在の日本の育種、種苗の現況といえますか、状況はどういうふうになっておるでしょうか。

○岸政府委員 お答え申し上げます。

国におきましては、育種というものの重要性にかんがみまして、稲、麦、大豆、果樹、野菜、花卉、牧草といったようなものの多くの作物を対象にいたしまして、新品種の育成に積極的に取り組んでおります。現在までに育成いたしました品種の数は千六百品種に達しております。また、このほか都道府県や民間でも多くの品種が育成されているわけでございます。

これをつくり上げますための育種技術についてでございますが、これにつきましては、従来、主に使つてまいりましたのは交雑の手法でございまして、交雑育種と呼んでおりますが、交雑育種の手法が主でございいます。また、それに突然変異を加味する突然変異育種というものも進めておりますけれども、そういったものでもいままでは進めてきていたわけでございまして、それによって、先ほど申し上げましたように多くの優良品種を育成してきたわけでございます。

しかし、これから将来に向かしましては、その

二つの方法だけではなくて、もっと新しい手法を取り入れていかなければいけないということがございまして、いままでも薬培養でありますとか、あるいは単細胞の培養でありますとかそういったような技術を開発してまいりましたし、また、これからは遺伝子の組み換え、細胞融合、そういったような革新的な技術を育種に應用する。そういうことについての試験研究を積極的に推進していかなければいけないというふうに考えております。これらの技術に関しましては、最後に申し上げます。これらの技術にしましては、最後に申し上げます。これらの技術にしましては、最後に申し上げます。これらの技術にしましては、最後に申し上げます。

○神田委員 今回、わが国は、一九七八年に作成された国際条約に加盟する、こういうことになっていくわけでありますが、条約加盟の具体的なメリットはどういうふうなことでございましょうか。

○小島政府委員 条約加盟いたしました場合のメリットといたしましては、種苗に関する国際的な統一ルールに参加したわけでございまして、これによりまして、わが国の種苗についての国際的な信用というものが高まるという点が第一点でございいます。

それから、品種とか種苗の交流が高まるということによりまして、わが国におきましても外国からいいものを導入いたしましてこれを利用する、ないしはこれを土台にいたしまして新しい品種をつくり出すということが可能になるわけでございまして、わが国の農業の発展に寄与するところが大きいと同時に、また、わが国もわが国内でつ

くり出しました品種あるいは種苗というものを海外に提供いたしまして、これによって世界全体の農業の振興に貢献できる、こういうメリットがあるかと思ひます。

また第三に、この条約機構におきましては、各国の品種登録ないしはその他種苗に関する情報収集並びに調査活動を行っておりますので、これに加盟することによりまして世界各国の情報を入手できる、あるいは日本もそういうことを通じて日本の制度あるいは品種の状況を海外に紹介できる、こういうメリットがあるかと存じます。

○神田委員 この条約の加盟の目的の一つであります種苗の国際交流という問題があるわけでありますが、国際交流の問題について現況はどういうふうになっておられますか。

○小島政府委員 国際的な交流は、品種の交流の問題と種苗の交流の問題があるわけでございまして、品種の交流にしましては、わが国で育成された品種が外国に出願されたケースといたしまして、私も、全部を承知しているわけでございませんが、六件ほどのものがあるように承知いたしております。また、外国からの導入品種という点になりますと、三十数種類の該当があるようでございしますが、実際には外国人名義での出願ではございせんが、育成者から日本人が特定承継を受けてまして日本人の名前で出願されておる、そういうものがあるようでございします。

それから、その種苗の国際交流ということになりますと、これは種苗の輸出入というかつこうで行われておるわけでございしますが、わが国が現在輸出しておりますものは、昨年の統計で約六十三億円、逆にわが国が輸入しておりますものが総額で約百二億円、こういう状況でございします。物別に眺めてまいりますと、日本から輸出をいたしておりますものは野菜の種子が約三十億円で、これが圧倒的な比率を占めておりまして、次いで果樹等の苗木、穂木のたぐいが十四億、それからユリ、チューリップ等の球根類が八億、花卉の種子が約

八億、その他繁殖用の種子が約三億円となっております。

逆に輸入について見ますと、最大のものはわが国で採種がなかなかむずかしい飼料作物用の種子が三十六億円、それからトウモロコシ等の作物種子が約二十四億円、野菜の種子が二十三億円、キーウィフルーツ等の苗木、穂木類が約九億円、それから球根類が約五億円、てん菜種子が約四億円ということになっております。

輸出入先で眺めてまいりますと、アメリカ、E C、さらには東南アジア諸国、こういったものが主なところでございします。

○神田委員 育種問題については、官民一体の育種の振興ということがきわめて大事なことでありますが、大臣にお尋ねいたしますが、育種振興の方策として、官民一体の育種の振興ということについてどういうふうにお考えでございましょうか。

○田澤国務大臣 優良品種の育成をするための基本としては、作物育種基本計画を国がまず立ててまいりまして、国として育種法の研究、あるいは遺伝資源の収集あるいは保存及び新しい品種の育成を、国の専門試験研究機関あるいはまた地方の農事試験場あるいは都道府県に委託して指定試験を行っていくということが第一でございしますし、そのほか野菜だとか花卉だとか果樹等のいわゆる商業ベースでのいろいろなデータ等を、民間に対応して助成を行っているというふうなことでございまして、今後とも、やはり国あるいは公共機関と民間と密接な連携をとって、優良品種の育成に努めてまいりたいと考えております。

○神田委員 続きまして、果樹、野菜等園芸作物の優秀品種の種苗供給体制の確立が非常に大事であるわけでありますが、これらについてはどういふふうな形でこれをなさろうとしているのか。つまり、体系的施策がまだ講じられていないという状況もあるようでありますが、その点はいかがでありますか。

○小島政府委員 御指摘がございました果樹、野菜等の園芸作物の種苗の供給体制ということにつ

きましては、種苗法の中におきましては指定種苗という制度がございます。これらのものにつきましては一定の表示を義務づけまして国が随時検査をする。検査の結果によりまして、表示と内容とが不一致のものがございまして表示を変更させる、あるいはその販売を停止するという措置が講じられております。

そのほかに、種苗業者、生産者が遵守すべき種苗の生産、流通等に関する基準を政府が定めることになっておりまして、これに違反しているものについては勧告、公表というふうな制度があるわけでございます。

そういったものが一般的な制度でございますが、そのほかに行政的な施策といたしまして、良質、健全な種苗が流通されますような行政的な施策を幾つか講じておるわけでございます。特に、果樹の場合には永年性作物であるという特徴がございまして、導入段階において病害に冒されているようなものが供給されるということになりますと、なかなかすぐにはわからなくて、いよいよ成木した段階で問題になってくるわけでございますので、特に、導入段階における種苗選定というのが大事であると考えておるわけでございます。

その意味で、従来から各県が必要に応じて母樹園等を設置いたしまして、また、ウィルス検定等も実施いたしまして、種苗の導入を図っておるわけでございます。また、その品種の選定につきましても、地域性、経済性等を配慮いたしまして、奨励品種を決定いたしまして、その奨励品種をできるだけその地域に入れていくというような指導をやっておるわけでございます。そのほかに、五十七年度の新しい仕事といたしまして、新品種適正普及促進事業ということで新しく登録になりました品種の栽培適性等をできるだけ情報を集めまして、その情報を品種情報として利用者に活用を願う、こういう対策も講じてまいりつものでございます。

それから、野菜関係につきましては、御承知のように、原原種、原種あるいは販売用の種子の生産、流通というのが主として民間の業者に任せられておるわけでございます。しかしながら、その種苗業者の育種、採種事業に対しまして、試験場等が収集育成した育種素材を提供するなどのいたしまして、民間の育種や採種活動に対して便宜を与えておるわけでございますが、そのほかに、食品流通局の方の予算上の措置、野菜の優良種苗の生産安定対策、あるいは作柄安定の総合対策というふうなものの中におきまして、それぞれの産地の立地条件に適応した品種の選定、調査、あるいは都道府県の試験場などで育成された優良な品種の種苗の供給、栄養繁殖野菜、これはイチゴとかニンニクなどがございますが、そういうものの無菌の苗を生産配布するというふうな仕事をやっております。できるだけいいものが農家の手に渡るようにそれぞれ努めているところでございます。

○神田委員 果樹につきましてちょっと……。果樹一般でウィルス病等が発生した場合に、手当ての問題で民間は体制的に非常におくれているというふうな感じにしておるわけですが、その辺のところはどういうふうにお考えですか。

○小島政府委員 植物のウィルス病対策といたしましては、何といたしても健全な母樹を確保いたしまして、それから採取した穂木を用いて繁殖を行うということが基本でございます。植栽後において感染するということもございまして、植栽後において感染するということもございまして、大部分のものは穂木の段階で親からウィルスをもっている、こういうケースが多いわけでございます。そういう意味におきまして、都道府県が育成管理しております母樹につきましては、植物防疫所がウィルス病の検定を行いまして、あわせて都道府県段階におけるウィルスの無毒化施設の整備、それから農業協同組合連合会においてウィルスの汚染防止管理施設、都道府県段階におきまして無毒化施設と申しますのは、ある程度高温状態で栽培することによってウィルスを死滅させるという施設でございます。農業団体のやつておりますことは、せっかく健全に育ちました苗が汚染さ

れないようにするための施設でございます。そういったものの設置助成を通じて、健全な苗木の安定供給に努めておるわけでございます。さらに、一般圃場段階になりますと、適切な防除を行いますためには、ウィルスにかかっているかどうかという診断が第一なわけでございます。そして、全国段階におきまして抗血清の一括作製配布というふうな仕事をやっております。この血清を使いまして、果段階における指導や防除の指導体制が適切に行われるように努めておるところでございます。それから、ウィルスにつきましては海外から輸入されます苗木が問題になるわけでございます。まして、植物防疫所におきましては輸入苗木について一定期間隔離圃場でウィルス病の検定を実施することをお願いしております。この結果を眺めてみますと、種類によりましては非常にウィルスに罹病している苗木が多いのでございます。そういったものについては抜き取り除去いたしまして、健全なものが出来るように努めておるところでございます。

○神田委員 次に、育種の問題で、育種の場合はやはり大体が国などの公共機関に集中している。そこで、国及び県などの公共機関が行う試験研究については、もっと拡充してこれを利用させてくれというふうな民間の希望等も多いようですし、全般的に育種体制の整備強化ということについてどういうふうなお考えをお持ちになりますか。

○岸政府委員 農作物の育種は農業の振興上大変重要なものでございまして、御指摘いただきましたように国だけでなく都道府県の育種の体制というものが非常に重要であるというふうに考えております。先ほど大臣からお答え申し上げましたように、私も農林水産省におきましては、昭和五十年の九月でございまして、作物育種基本計画というものを策定いたしました。この中で、全国的にどういう体制でもって長期にわたって作物の育種を行っていくかということも定めております。御案内のように育種の場合には最も重要なことは、ある目的に向かって育種を始めたものが必

ず目標に達するまで流れを切らすことなく研究を続行するというところでございまして、それはあるときに始めたものを途中で何かのことでとぎやましてしまうということがありますと、せっかく始めたものもなかなか成果が上がらない、ほかのところにも波及してしまうというふうなことがありましますために、この育種に關しましては特にこういう基本計画を定めまして、その中でこの試験場では何を中心にして育種を進めていくか、またこの都道府県では主に何を対象にして試験研究を進めていくかというふうなことを定めておるわけでございます。現在もまた、将来ともその基本計画の大きな枠組みに従って進め、また、それに必要な整備を行うように努力をしていくというふうなことを、先ほど申し上げましたように単にいままで行つてまいりました育種技術を活用するだけではなくて、新しい育種技術も取り入れていかなければいけませんので、今後はその革新的な育種技術を進展させるような、そういう研究体制の整備に大きく目を向けて努力を重ねていきたい、そんなふうに考えておるわけでございます。

○神田委員 最近、研究の進歩が伝えられております細胞融合技術及び遺伝子組みかえ技術について、日本の開発状況とそれに対する政府の対応というものについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○岸政府委員 御指摘の細胞融合あるいは遺伝子の組みかえといったようなものについての研究の状況でございますが、この両方ともまだ技術としては十分にでき上がったものではないのでございまして、研究に取りかかった段階のものでございまして、これが技術として育種の中に十分に生かされるというのはいまだかなりの年月がかかると考えております。ただ、将来を考えた場合には、この両方の技術とも大変重要な意味を持つておるというふうに考えておまして、私ども、この細胞融合の点につきましては、昭和五十七年度から五

開発」という課題名でプロジェクト研究を組んでおりまして、これからその研究に取りかかろうとしているわけでございます。

それからもう一方の組みかえDNA、遺伝子組みかえの研究でございますが、これにつきましてはいま申し上げました細胞融合の技術よりもさらに基礎的なものでございまして、現在、科学技術振興調整費によりまして各省庁共同の基礎技術の開発を実施中でございます。

なお、このDNAの組みかえにつきましては、農水省における組みかえDNA研究の推進に関する研究会というものを設置をいたしまして、その中で農林水産省としての研究推進の基本的な考え方、組織体制、そういったものについて検討を進めているわけでありまして、今後その検討結果を踏まえまして、組織的、かつ強力な推進体制の確立を図っていききたい、そういうふうな考えております。

○神田委員 わが国におきまして育種技術はかなり進歩していると言われておりますが、その反面、育種素材の不足というものが大変問題になってくるだろう、こういうふうな言われております。そこで、育種素材の収集の現状と今後の対応、さらにこれに対する民間開放の要求についてはどういうふうな考えているか、その点をお聞かせ願います。

○岸政府委員 作物の遺伝的な形質を改善して新しい形質を持った品種をつくるという場合に、そのもとになる遺伝資源が非常に重要だということには御指摘のとおりでございます。私もその遺伝資源の収集には従来から非常に大きな精力を注いでまいりました。特に、わが国では国土が狭いとかあるいは気候的な原因等もございまして、十分な遺伝資源に恵まれているとは言えないわけでございます。したがって、その遺伝資源の収集のために海外からの収集、導入というものを図らなければいけないわけございまして、そのために従来から海外の遺伝資源が豊富にある地域に研究者を短期間駐在させて導入を図る、あるいは

は海外との技術交流の機会を通じてそういった遺伝資源を導入するといったようなことを講じてきているわけでございます。

昭和五十七年度からは、新たに世界的にも遺伝資源の宝庫といわれております中国の雲南省との間で共同研究の計画を持っておりまして、この共同研究は単に遺伝資源を導入するということだけではなくございまして、双方で共同して研究をいたしまして遺伝資源の探索を図り、また、その探索によって得られたものを両方で共同して研究することによって品種に育て上げるための研究を行っていく。その過程で、わが国が欲しいようなものもいただくこともできるだろうというようなことを考えております。

これらの国が探索収集いたしました育種素材につきましては、現在農林水産省関係の試験研究機関におきましてしっかりと施設の中で保存をいたし、またその保存したものを必要とするところに分ける体制を持っておりまして、民間等の育種機関から配付の依頼があった場合には、その使用目的が育種に利用され、かつ適切な計画に基づくものと判断された場合にはこれを民間にも配付し、育種の発展に役立てるというふうに措置しているところでございます。

○神田委員 終わります。

○羽田委員長 神田君の質疑はこれにて終わります。

寺前委員 先ほどからいろいろ質問がありまして、私もぜひいぶん勉強になりました。私も加えて四、五点についてお聞きしたいと思っております。

まず最初に、この種苗法の改正ですが、植物の新品種の保護に関する国際条約への加盟に当たって、条約に合わせた技術的な整備を行うものであつて、この改正とさらに条約加盟によって新品種の保護という面での国際的ルールへの対応がでる上にあるということになると、優秀な新品種や育種素材の海外からの導入がより円滑に行われ、国内の育種水準の向上に役立つという点では、私は、

非常に重要な性格を持つものだというふうに思っております。しかし、問題は、品種開発の権利保護が整備されることにあわせて、種苗の生産、流通体制の整備が行われなかったならば、農民にとってメリットがあるというふうには言えないと思ひます。

そこで、私もつけ焼き刃的な勉強でまことに恐縮なものでございますが、この間「食料政策研究」という本のことしの第二号というのですか、それを見てみると前種苗課長の松延さんという方が「種苗に係る産業と貿易の現状と展望」をお書きになっていました。一昨年の十一月にどこかでお話しになったようです。一年余りたつてきていますから、内容的にも大いに発展があるだろうと思ひますが、非常に参考になるお話をされておりますので、この中から私が気づいた幾つかの点を、その後の発展として聞いてみたいと思つたわけでございます。

一つは、種苗の国際貿易を促進させるためにOECDでは種子品種証明制度を、牧草、穀物、林木、てん菜、野菜、トウモロコシなどについて決めておられるようです。ここにはOECDの加盟国に限らず非加盟国も参加して積極的な役割を担っているようなのですが、見てみると、日本の加盟しているのは牧草だけになっていくわけですね。OECDが種子品種証明制度をつくっている役割を、世界各國の加盟、非加盟国を問わず、こうやって参加しているのを見ると、きわめて重要な意義があるからやっているんだらうと思ふのです。ところが、日本は牧草だけしか入っていない。この種子品種証明制度の持っている意義を日本政府としてどういうふうに見ておられるのか、今後、これの問題をどう評価して対応しようとしておられるのかちょっとお聞きしたいと思ふので

○小島政府委員 OECDがやっております仕事のうち、いま御指摘のございました種子の証明制度がございまして、この証明制度は優良な品質の種子の使用を推進するとともに、国際間の種子の流通を円滑にするという目的を持って行われておるものでございまして、この規則に準拠いたしまして生産され公的機関の検査を受けた種子については、OECDの種子証明書及びラベルを発行いたしましてこの品質を国際的に保証する、こういう性格を持つておるわけでございます。御指摘のように六種類の農林植物の種子について設けられておるわけでございます。

問題は、こういうふうな種子についての国際証明の機構の中に、日本が入るべきか入らざるべきかということになるわけでございますけれども、この証明制度は、これに加入することによって日本も相手国も輸出入に当たって品質の保証が得られるという意味において、非常に便利であるというもののについて加盟をいたしておるわけでございます。そのほかの交流のあります種子、たとえば、野菜なら野菜で申しますと、日本が輸出しておりますが、これはアメリカとか東南アジアが主でございますが、日本の輸出先の国はいずれもこれに加盟をいたしております。また、日本が輸入をいたしております国、これもアメリカなどが主でございますが、そういう意味でも輸出国、輸入国ともに加盟の事実がない。そういったと、日本だけが加盟することによって格別メリットになるものがない、こういう意味で現時点において加盟が行われていない。牧草種子の場合には日本は大量な輸入をいたしておりますので、また、その輸出国であるアメリカも加盟しておりますので、日米双方ともこれによる利益がある、こういう意味で加盟をいたしているというものでござい

ます。

○寺前委員 相手国が入っているからこつちも入っているんだ、入っていないければ入らないということではどうも積極的な意義を検討しておられないように思ふて仕方がないのですが、もうひとつ局長さんがおっしゃつたようなこと自身がこの文章の中にも出てくるのです。日本の国はこういう問題について余りにもおくられているということ

が指摘してあるのです。そういう国際的な感覚から非常にずれている、非常におくれているのだ、いまの局長さんの話を聞いているときに御指摘どおりのことに聞こえてくるわけなんです。

先ほどから説明ありましたように、牧草種子はほとんど輸入になっている。若干日本のものであるけれども、それも二〇％程度が海外へ持つていて契約栽培して持つて帰ってくるという形で存在している。こういうふうな考えてみると、日本の牧草というのが全部日本の土地を離れたところから求められているわけですね。そこでこういうふうによつて向こうから入ってくるわけですね。ところがいまの話、向こうが入っているからこつちも入っているんだという程度だからどうか知らないけれども、加盟していることに対して、証明書自身が非常に重要なものだという取り扱いになつていないということ、飼料作物種子協会の幹部の方が批判しているという内容がここに書かれてあるわけなんです。ですから、そういう点では、私は、日本政府の態度自身にこの問題について再検討が迫られているのではないだろうかと思つて仕方がないのです。ですから、この文書が出されたのが一昨年の暮れですから、その後、具体的にいろいろ牧草の問題においても対応策を研究されたと思うのです。研究しておられるのか、研究されなかったのか、これは僕はこの文書から見ての話ですから、お伺いしたいと思うのです。

○石川(弘)政府委員 牧草の種子につきましては、先生おっしゃいましたように、私どものいわゆる種畜牧場、これは長野とかあるいは十勝とかあるいは熊本といった種畜牧場で、国内の条件に適した増殖用の元種をつくりまして、これにつきまして、これ以外にも二つ、三つの民間のものがございまして、そういう元種は国内でつくられるわけでございますが、実は、それを相当程度ふやさないわけにはいかぬわけですが、これを採種いたします場合に、どうしても日本の現在置かれております事情、これは特に開花期から収穫期にかけまし

て雨が大変多くて、なかなか種を効率的にとれないとか、あるいは圃場を隔離してやりやすきものですから、なかなかそういう効率的な種子採種ができないということ、結果的に申しますと、この種自身は農家にとつて生産資材でございますので、極力効率のいい採種をいたしませんと農民に負担が重くなるということがございます。したがって、いま申し上げましたようなそういう増殖用の元種を相当程度努力してつくりませんが、これを採種いたしますのは、先ほど先生も御指摘のように、OECDの牧草種子の証明制度というものを活用いたしまして、外国の適地で契約採種するというのが約一七、八％、一七％台ぐらいがそれで行われるわけでございます。それ以外のものにつきましては、向こうの方でつくりましたものをそのまま入れているというのが現状でございます。

したがって、牧草種子に関しましては、そういうOECDの証明制度で確実に品種、あるいはその品種の特性が完全にあるかどうかとか、あるいは純度の検定といったような、まじりものがないかどうか、そういうものを確かめておりまして、そういうものが非常に信用されまして、国内で安心して農家の方に使つていただけているというところでございますので、このOECDの牧草種子の証明制度というものはかなり円滑に動いているのではなからうかと思つております。

○寺前委員 ちよつと紹介しましょうか、どういうことを言つておられるか。

わが国が加盟する唯一の制度「牧草及び油糧種子のOECD品種証明スキーム」については、酪農の生産者団体等の強力な働きかけがあり、わが国は一九六七年に加盟して既に十四年も経過している。この長年にわたる牧草種子に係るOECDスキームの経験等から、日本飼料作物種子協会桜井重平会長は、OECDルールの意義と役割さらにはわが国において、国内の公的証明制度が存在していないこととその影響等と詳細に説いておられる。

わが国の牧草種子の消費量は、年間約一万吨だが、大半が外国産であつて一割にも満たないものが、日本の公約機関や民間育成機関で育成された品種を海外増殖したものである。特に昭和五十年からこの桜井協会が一元的に種子の海外増殖をおこなうこととなつてゐる。欧米の種子法等の規定、実態からみて「品種の価値を認めると品種保証制度が非常に重要なものになつて、ヨーロッパ、カナダ等では、種子法によつて牧草その他定められた種類のものの種子は保証種子でなければ品種名をつけて売買することを禁じられてゐる。わが国は牧草品種についての考え方が後進的であつて、法律にもとづく品種保証制度はいまだにない。海外増殖のための必要性から、OECDの牧草品種証明制度には加盟して、かううじて海外での種子増殖での品種維持が守られてゐるが、国内に入ると法的には野放しであり、販売者の自主にまかされている状態にある」といわれる。

そこでこの問題を判断するにあつてはこのような国内流通の牧草種子には欧米と違つて法的規程が全く存在しないことの結果が、どのようになつて飼料作物の収量なり土地生産性、畜産経営に影響をもたらしているかが問題である。これについては、わが国の実際のデータが十分にはないようであるが、考え方には、ごく大きく分けて二つあるようである。

以下云々と、こういういろいろ指摘をしているのである。

だから、せつかくここまで加盟しているところの問題においても、われわれの認識の程度が浅いといふことを外国から学んでいるといふことを指摘しておられるのですから、私はこういう問題について、種子について国際条約に加盟して新たな段階になつてきているだけに、もっと一層具体的に検討してもらう必要があるのじやないだろうかというふうに思うわけですが。

これは後で大臣、一括してこのことに対する見解もお聞きするとして、次に、先ほど、相手国と

の関係でという形で局長さんが説明なさいましたから、OECDの問題について関係して、ECの問題について聞きたいと思うのです。

EC向けの野菜種子の輸出というのをやっていると聞きます。国際ルールの対応はすでに現実の要請となつて、EC向けの輸出についてEC委員会の方から、野菜種子管理制度と同等の種子管理を実施するよう前々から要求してきているといふことについてこの文章の中に出てくるわけなんです。一体、向こうの申し入れに対してどういう対応を今日までとつてきておられるのか、これからどういふことにならうとしているのか説明をしていただきたいと思います。

○小島政府委員 最初に、ECの域内で設けられておりますところの野菜の統一的なルールの内容をちよつと申し上げたいと存じますが、これにはEC諸国の域内で販売される野菜種子につきまして、ECの共通品種カタログに記載された品種でなければならぬ、同時に、公的検査を受けた種子のみの流通を認める、こういうのが制度の骨格でございます。域外から輸入される種子についても同様の規制を行つておるわけでございます。

ただ、その実態を眺めてみますと、こういう種子の管理制度は三段階ございまして、基礎種子、証明種子、標準種子、こう三段階あるわけでございます。基礎種子は公的機関により栽培場のすべてを検査いたします。それから証明種子については、公的機関によつて栽培場の最低二割の抽出検査を行う。それから標準種子につきましては原則として栽培場の検査を行いませんで、一定量の販売種子の保存が義務づけられており、問題が起つた場合にその保存しておりました種子を調べ、種に原因があつたかどうかを究明する。こういう制度でございまして、現実には基礎種子、証明種子は、日本で申します原原種ないしは原種に相当するものでございまして、流通しております種子の九九％は標準種子である、こういう制度になつておるわけでございます。

それで、わが国からEC諸国に輸出をいたして

おります野菜の種子は、大体品質のよい交配種が中心でございまして、輸入国側からの強い願望もございまして、これまでこの制度の適用除外ということになってきておったわけでございまして。ところが、五十二年にこういつた例外条項というのが延長できないという意向がECから示されたのでございまして、その後の二回にわたって延長が認められなかったのですが、ことしの六月以降は従来どおりの例外条項は適用できない、こういうことに相なったわけでございまして。

そこで、私も、そのECの扱いをよく調べてみました結果、冒頭に申し上げたようなことでございまして、それならば、わが国におきましても行政措置によりまして、ECの標準種子と同じようなことを輸出種子については行うことを約束できるということになりまして、標準種子と同様に輸出に向けられます野菜種子につきましては、一定量を保存いたしまして、後日もし何らかの問題があつた場合には、日本国政府においてそれを調べるということによつて、EC諸国と同じような種子の品質保証をする、こういうことによつて、今年六月以降もこれまでと同じように輸出が続けられる見込みでございまして。

○寺前委員 それで、さつきもOEC Dの話をしてました。また、いまのECの向こう側の要求もありません。これらの事実を全体として見ますときに、種子の国際化という段階に今日なつたときに、日本の行政体制の立ちおくれということが国際的にも非常に目立つようです。そのことを指摘しておられます。

ヨーロッパやアメリカにおける種苗の生産流通規則の厳格さ、これはいいか悪いかは別にして、いづれにしてもヨーロッパやアメリカなどでは、品種系統のはっきりした優良な種苗の適正な生産流通の整備を図るという生産流通規則の規定を持っています。その象徴として、種苗業者の圃場や工場等関係施設への立入調査権という問題が国内の法規制として出されているようです。欧米がこの点で日本は全く無規制だという批判をして

いるのが文章に出てくるわけですね。このことは、単に貿易上の問題というだけではなくして、種苗の利用者たる国内の農家保護という面から見ても非常に重要な問題じゃないか。一方で種をつくっていく側に対する権利保護をやつていく、同時に、それを買われる農民に対することの責任という問題が出てくるということを考えたときに、この日本の立入調査権が明確にされていないということが国際的に指摘されているという問題は非常に重要な問題だと思ふのです。これについて一体どういふふうなお考えをお持ちなのか、どういふ対応をこれから考えていかれるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○小島政府委員 これはECの野菜の種子の管理制度とわが国の流通種子についての取り締まりの体系といずれが厳しいかということになりますと、ECの統一規則も、実態は九九%の問題が起つた場合の事後検査というのが実情でございまして。それに引きかえましてわが国は、現在の種苗法の三條におきまして、指定種苗については一定の事項の表示を義務づけておりまして、また、検査の結果、表示が適当でない、内容と合わないという場合には、表示の改善ないしは販売停止を命ずるという制度があるわけでございまして。そのほかに、種苗の生産者あるいは種苗業者が遵守すべき基準を農林大臣が定めることになっておりまして、これに違反してあります者については勧告、公表という制度もあるわけでございまして。

したがいまして、EC諸国とわが国と種苗の流通取り締まりについて一概にどちらが厳しいということは言いかねるような状況でございまして。向こうの方は問題がありなかつた場合の立入検査、わが方は問題があろうがなかつた場合の無関係に、流通の種子について一般的な監督権を持っています、こういうことでございまして、厳しさの程度からいへば、必ずしもECに劣るものではないと私は思つておるわけでございまして。ただ、EC向けの輸出というふうな具体的な事例におきまして、ECがとつておりますのと同じようなことを

求められたがゆえに、行政的な手法によりましてECの要求を満足させるような体制をとつた、こういうことなわけでございまして。

しかしながら、現在の制度自体が一番いいんだということまで私も申し上げるつもりはないわけではございまして、農産種苗法以来とつてまいりました現在の指定種苗制度、さらには、それに対して五十三年度の改正で若干の規定を追加いたしておりますけれども、こういう伝統的な手法を軸にしながら、今後の種苗全体の世界の動向というものを対峙しても十分目を開きまして、今後勉強いたしたいと考えております。

○寺前委員 次に、輸出入の状況が先ほど説明がありました。五十六年度の輸出は六十二億九千五百万円、輸入が百一億五千八百万円ですから、約四十億円の輸入超過だ。特に、輸入では飼料作物の種子が三十六億四千八百万円、トツツで、輸入先はアメリカが八割だ。確かに牧草などの場合、通気とか自然条件上問題はある。それから、農業生産の最も基本的な資材である種子の海外依存ですから、食糧生産の安定性という点から考えて、海外に採種を依存しておるという場合には、将来にわたつて非常に重要な意味を持つてくると思ふのです。また、日本が東南アジアなどへ行つて種子をまいて逆輸入して採種をやるという問題も起つてくるわけですが、そういうふうにして日本の種子というものが海外に依存していくという役割りをしているならば、その海外で気象条件の変化が生まれたり、あるいはトラフルが生まれたり、あるいは病虫害が発生した場合に、海外にだけ依存している場合には日本にとつては大変なことになるだろうという問題について研究する必要がある。そういうことから考えたら、種子の国際化が進んでいく中でやはり国内における種子の国際化の保存、維持というのですか、その分野の研究というものをもちと日本の土壌に合った中でやっていくという積極策を打っていくべきだと思うのですが、この点はどういうことになっているか、御説明をいただきたいと思ひ

ます。

○小島政府委員 御指摘ございましたように、わが国が海外に依存しております種苗は、飼料作物のように気象条件が採種に不適なために採種効率が非常に低い、したがつて、安い種子供給ということになりますと海外に委託し、ないしは海外から輸入せざるを得ないといったものや、レタス、ホウレンソウ、インゲン豆等の日照時間の長さの関係で国内採種が困難なもの、そういったものが中心であるわけでございまして。もちろん、そういったものの中にも今後、育種が進む段階においてわが国でも採種ができるというものができてまいりましようし、またその採種の技術自体も大いに前進していくべきものであらうと考えておるわけでございまして。

そういったことで、当面必要なものについては海外からの輸入しないし委託生産という形をとりながら、基本的には日本の農業生産のいわば軸になる資材でございまして、できるだけ国産のものを増強していくという方針で対応してまいりつてもございまして。

○寺前委員 それで、できるだけ日本と言葉ではそういうことになるのですが、実践的にもやはりいろいろ研究してもらふ必要があるだろう。私、先般筑波の農技研の生理遺伝部種子貯蔵管理室というところを見ました。非常にいいところ、装置そのものは、私は国際的にもひけをとらないものだろうというふうに思ふのです。向こうでお話を伺いますと、何人かの人がおられましたけれども、研究員は一人だそうですね。それから何点保存できるんだと聞いてみたら、五万点だということですね。現在、もう三万点保存している。主として稲を中心とするところの穀物ですね、その分野の保存をしてある。施設そのものは非常にいいけれども、国際的に見てどうなんだと、もつとこれが国際化してくるという段階になつてきたときに、この施設で量的にどうなんだろうか、あるいは、日本の研究者が全国各地におられる、だからそのセンターとしての役割りを

果たそうと思つたら、もつとコンピュータ化を強め、研究家自身を向こうにもつと配置して、そつちにもおります、こつちにもおります、材料はここにありまふというだけでは、やはり機械的にはだめなんじゃないだらうか。アメリカやその他の国はどういうことになつてゐるんだらうかと言つたら、もつと機械的に有効にするように、集中ももつとつばにされてゐる。二十万点から保存されてゐるようになってゐる。だから、そういう点では、考え方としては世界に類のないほどりつぱなものがあるけれども、そういうもう一段と発展させたものにすべきではないかという私の意見に對しまして、向こうの方も、それはそうなんだという話をしておられたわけですが、その点について、これは技術會議の方になるのでしょうか。どういふふうにお考えになり、どういふふうに進めておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○岸政府委員 先生にあらういただきました農業技術研究所の遺伝資源種子貯蔵庫は、あらういただきましたような状態でございます。現に三万点のものを貯蔵いたしておりまして、システムそのもの、あるいは現在貯蔵しておりますものの利用の状況、そういったものにつきましては、世界的に見ましてもそうひげをとるものではないと自信を持っておるわけでございますが、ただ、何分にも遺伝資源の保存しております量ということからいいますと、これはアメリカあるいはソ連等に比べまして、必ずしも十分ではございませんで、アメリカなどに比べますと、まだ半分よりも下というような状況でございますが、今後、この遺伝資源の保存あるいはさらに積極的にかからも導入するということにつきましては、非常に重要なことでございまして、今後現在の努力をさらに続けていきたいと思います。施設の整備あるいは実際にそれを運用するための組織体制、そういったものの整備についても一層進めるように努力をしてまいりたいというふうな考えをしております。

○寺前委員 最後に、先ほどの質問を総合的に大臣にお答えをいただきたいのと同時に、欧米において植物の品種保護制度というものができ上がったことが一体どういう役割りをしているのかという点について、いろいろな文書を読みますと、積極的に民間の品種改良事業というものを発展させたということが共通してどの文書にも出てくるわけですね。英国の場合は、十五年前は民間の品種改良事業はほとんどなかった。この制度ができたおかげで、公的研究機関だけでなくして、穀物の品種改良を、麦、大豆、飼料作物、園芸など諸分野にわたつて民間の品種改良事業が展開されるようになったということが指摘されております。そして、最も活発に品種改良をやつてゐる一つに、有名なシェルという石油会社が出てくるというふうにもなつてきておるわけですね。アメリカの場合を見ても、品種改良制度の創設以来、穀物、飼料作物、大豆など、従来官庁育種事業しかなかった分野に、農業とか医薬工業とか石油化学工業とか穀物大商社などが、さらに食品産業が、莫大な資金力をもつてこれに参加してゐるようになってきた。穀物メジャーのナンバーワンのカーギル社が、交配種の分野で、研究開発に恐るべき力を発揮するようになってくるというふうにして、食用小麦の開発に力を入れ始めておる。こうやつて、だんだん食糧戦略の一環として種子産業というものが世界的な規模に発展をしていくという事態が一方で生まれてくるわけです。最近「巨大穀物商社」といふ本が出ておりますけれども、その中に、世界の農民が穀物商社を必要としてゐるのは、自分たちの穀物を売つてもうばかりではななくて、自分たちに穀物の種を売つてもうたためでもある、というふうな、国際的にも高度に集中していることを書いていますけれども、こういう点から考えてくると、私は、非常に積極的な品種改良の役割りをこの保護制度自身は持つようになつてきているけれども、しかし、同時に、そのことによつて、農業にとって一番基本の種子を握られることによつて、今度はそれぞれの国の独立性を

奪われていくという問題にまでこれは発展しかねない性格を持つてくるんじゃないか。そういうことも一方で、条約に加盟をするということとあわせて考えておかなければならない問題ではないか。そういう将来展望について、大臣として、一方ではおそれられている分野について、一方ではそういう将来の問題について、御検討をどういふふうにしてされておられるのかお伺ひして、終わりたいと思ひます。

○田澤國務大臣 今回の条約加盟によりまして、種苗に関する国際的な統一ルールに参加することによつてわが国の国際的な信頼が高まる。このことによつて、やはり日本の農業の振興につながる。また、また、わが国の育種の促進が同時に国際農業の振興にも役立つというふうなことで、私たちは、この種苗を通じて大きな役割りを果たしてまいることにならうと思つてございします。ただ、いま御指摘のように、やはり種苗の持つ、いわゆる自主性といふまじょうか、独立国としての位置づけといふものは、今後私たちは十分考へていかなければならない問題だと思ひますので、今後、御指摘のような点は十分配慮しながら、十分検討しながら、この種苗の問題に對して積極的に取り組んでまいりたい、かように考えます。

○寺前委員 どうもありがとうございます。

○羽田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○羽田委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

種苗法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○羽田委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○羽田委員長 この際、本案に對し、渡辺省一君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。小川國彦君。

○小川(國)委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合を代表して、種苗法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

種苗法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本制度が国内における育種の振興と農業生産の向上等に果たす役割の重要性にかんがみ、本法の施行に当たつては、制度の円滑な運用が図られるよう左記事項の実現に努めること。

記

一 植物の新品種の保護に関する国際条約へ加盟するに当たつては、その制度の周知徹底を図る等種苗の国際交流の円滑化に努めること。

二 登録品種が増加していることにかんがみ、農業者の品種選定が適切に行われるよう必要に応じ優秀な新品種の普及・奨励に努めること。

三 優秀な新品種の育成を推進するため、育種素材としての遺伝資源の収集・保存等試験研究体制の充実に努めること。

四 良質な種苗の生産、流通に資するため、指定種苗の生産等に関する基準の適正な運用及び種苗検査の厳正な実施に当たること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑

の過程等を通じて委員各位の御承知のところで思
いますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全委員の御賛同を賜りますようお願い申
し上げます。(拍手)

○羽田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

渡辺省一君外五名提出の動議に賛成の諸君の起
立を求めます。

(賛成者起立)

○羽田委員長 起立総員。よつて、本案に対し附
帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、田
澤農林水産大臣から発言を求められておりますの
で、これを許します。田澤農林水産大臣。

○田澤国務大臣 ただいまの附帯決議につきまし
ては、決議の御趣旨を尊重いたしましたして十分検討
の上、善処するよう努力いたしてまいりたいと存
じます。

○羽田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告
書の作成につきましては、委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○羽田委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○羽田委員長 次回は、明二十一日水曜日午前九
時五十分理事会、午前十時委員会を開会すること
とし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十二分散会